



別冊

平成16年度財政健全化対策

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

(平成16年8月27日)

総務部財政課

## 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧について

### はじめに

地方を取り巻く環境の変化は著しく、少子高齢化や地方分権の進展に伴う新たな行政課題などをはじめ、行政の果たすべき役割と責任はますます増大しています。このような環境の変化や多様な市民ニーズに適切、的確に対応するため新しい仕組みや新たな取り組みが必要であり、開かれた市政と市民との協働を進め、市民の視点に立って行政を運営することが求められています。

これまで当市においても、教育や福祉施策などの行政サービスを積極的に推進してまいりましたが、このまま進みますと市民生活や次世代への影響は明らかであり、財政の健全化は避けて通れない状況にあります。

また、市の財政運営は市税や地方交付税など一般財源を軸に運営することが基本ですが、その中核をなす市税が本年度予算でも平成6年度当時の水準までに減少し、更に国が進めている三位一体改革により地方交付税も本年度から大幅に減少し、財源の確保が難しくなる一方、社会保障費や借入金の返済などの経費が増加し、市の財政運営は大変厳しい現状に直面しています。

### 1 財政健全化対策

このような状況から、平成14年度に財政健全化対策を策定し、平成15年度から19年度までの5年間で単年度の収支の均衡を図るよう対策を講じてきましたが、その後の税収や地方交付税など著しい歳入の落ち込みの影響などにより、本年4月にこの対策を見直したところ、平成19年度までに収支バランスを保つことが困難な見通しとなったことから、対策期間をさらに2年間延長し、平成21年度までとしました。

この平成17年度から21年度までの5年間の中期財政収支見直しから財源不足総額は116億円となり、この収支不足額を短期間で解消することは困難であるとのことから、この対策として毎年度7億円の歳出を削減することにより歳出削減累計額を105億円とし、なお不足する額11億円の措置として、基金を充当することとしました。

この削減策を講じない場合は、平成18年度には財源不足額累計が39億円となり、財政再建団体の指定の目安である標準財政規模の20%、当市では約40億円の赤字額で再建団体に転落することとなります。

このようなことから、本年度当初に『平成16年度財政健全化対策のスキーム』を策定し、全事業の見直しを全庁的に取り組んできました。

### 2 サマーレビュー(事務事業の総点検)の実施

この事務事業の見直し手法として、平成16年度一般会計当初予算の一般財源総額230億円を、これまでの分類である経常的経費165億円、臨時的経費50億円、枠配分事業の投資的経費7億円、その他の投資的経費8億円を、扶助費や人件費などの『義務的経費』と、市単独の扶助費や義務的経費などに属さない経費である『裁量的経費』と、投資的経費のいわゆる『ローリング事業』の3つに分類し、このうちの裁量的経費を中心に、平成16年6月から8月までの期間にわたり「サマーレビュー(予算編成に向けて、夏に事業の見直し検討や予算の洗い直しを行うこと。)」を実施しました。

この裁量的経費69億円に特別会計や公営企業会計への繰出金を加えた333事業、一般財源総額92億円を『全庁的特定項目』と位置づけ見直しを検討しました。

### 3 見直し対象事業

今回の見直し対象事業である『全庁的特定項目』とは、一般会計におけるローリング事業(投資的経費)を除く裁量的経費の事務事業のうち次の何れかに該当する全事業としました。

- (1) 5,000千円以上の全事業
- (2) 金額の多寡にかかわらず個人等への給付を目的とした事業
- (3) 全市的なイベント・行事関連経費

### 4 基本的な見直しの考え方

厳しい財政状況にあって真に市民の必要とする施策へ限られた財源を重点配分するためには、意義の薄れた事業や必要性があっても費用対効果や優先順位の低い事業の廃止・縮減など、既存事業の徹底した見直しや思い切った質的改善を図る必要があります。事務事業の見直しについては、毎年度の予算編成を通じて取り組んでいますが、予算編成時は時間が限られていることもあり、当初予算編成作業に入る前に十分な議論を交わし、徹底した事務事業の見直しを行うこととしました。

## 5 事務事業の見直しの基準

- (1) 所期の目的が達成されたと考えられる事業
- (2) 利用者数が減少傾向又は利用実績がないなど、事業を実施する意義が薄れていると考えられる事業
- (3) 利用者数が減少傾向にあり、施設の老朽化に伴い今後の維持管理費が増高すると考えられる事業
- (4) 現状の制度のままでは今後の費用の増加が見込まれ、事業の継続性が維持できないと考えられる事業
- (5) 本来、受益者が負担することが望ましいと考えられる事業
- (6) 類似する事業の統廃合により、業務の改善又は利用者の利便性が向上すると考えられる事業
- (7) 国の制度又は基金の活用を図ることにより、事業の継続性が維持できると考えられる事業
- (8) 事業を廃止又は縮小しても、その事業の性格上、業務又は市民生活への影響が少ないと考えられる事業

## 6 サマーレビューの具体的な取り組み

サマーレビューの実施にあたっては、裁量的経費を中心に法定受託事務、法律等による自治事務等の「行政として不可欠な事業」と、行政として福祉の増進を図るため、より高度なサービスを提供している事業として「法令等の必須(必置)義務のないもの」に区分し、これを本表の中では法令的に「廃止が困難な事業」と「廃止が可能な事業」とに体系化し、廃止可否として分類しています。

これにより廃止可能事業は廃止した場合の市民生活等への影響や民間等の代替の検証等を実施し、廃止不可能事業については統合・再編成・民間委託やより低コストでの実施方策等経費の縮減を中心に検討しました。

検討にあたっては、市政を維持持続するうえで、義務的経費に裁量的経費のうち最低限度の廃止不可能事業の経費を加え、廃止可能事業をそれに上乗せした場合、現在の財源の変遷の中でどの程度の水準まで現行行政サービスが維持できるかイメージした、いわゆるゼロベースでの積み上げを行い、このまま財源の確保が困難となった場合、廃止可能事業の対象となった行政サービスがいつまで持続可能かを測定しながら進めたものであります。

この資料は、この検討をするため各部局で裁量的経費と繰出金を「全庁的特定項目」として、見直しを実施した経過と結果をまとめたものとなっています。

## 7 サマーレビューの日程

3月4日	中期財政収支見直し照会(財政健全化対策見直し)	7月20日	第2回財政健全化対策会議小委員会
4月20日	各部局 特定項目(見直し事業)の抽出、優先度の決定		・ヒアリング結果、特定項目等の進め方等
4月28日	中期財政収支見直し取りまとめ	7月23日	第1回部局長会議
5月12日	財政課 全庁的特定項目調査表取りまとめ	7月29日	第2回部局長会議
5月13日	第1回財政健全化対策会議小委員会	8月3・4日	第2回財政健全化対策理事者(市長、助役、収入役)協議
	・財源対策の方策、健全化対策の方針、進め方の検討等	8月5日	第3回部局長会議
6月1日	全事業見直し方針等原案理事者協議	8月9日	平成16年度財政対策健全化対策案の策定(中期財政収支見直し等)
6月2日	第1回財政健全化対策会議	8月9日~	第2回財政健全化対策理事者(市長、助役、収入役)協議
	・財源対策の方策、健全化対策の方針、進め方の検討等	8月11日	・全部局ヒアリング
6月8日	総務文教常任委員会	8月12日	第2回財政健全化対策会議
	・財政健全化対策の中間報告		・平成16年度財政健全化対策の方針(案)決定
6月25日	全庁的特定項目(見直し事業)の方針等の決定	8月23日	第3回財政健全化理事者(市長、助役、収入役(公務出張))協議
	・優先度、見直し実施時期の年次別割り振り等		・平成16年度財政健全化対策の方針決定
7月1日~	財政課・企画課 各課見直し事業ヒアリング	8月27日	総務文教常任委員会
7月14日	・特定項目整理、問題点、特定項目に係る検討事項の調整等		平成16年度財政健全化対策の最終報告

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
企画部	空港・基地課	空港係	空港費	新千歳空港周辺環境整備財団運営補助		H6	7,069	7,069	新千歳空港周辺環境整備財団に職員を派遣することにより、年間を通して安定した財団運営をし、新千歳空港の24時間運用に係る地域住民との合意事項を遵守し、空港周辺地域の振興と生活環境の保全を図っている。	新千歳空港の24時間運用の推進を目的として平成6年に財団が設立され、住宅防音対策や地域振興対策として基金の管理、運用及び運用益による助成事業、深夜貨物定期便の騒音データの収集及び分析などの業務を行い、17年度からは空調機器の更新事業が予定されている。北海道から5名、千歳市・苫小牧市から各1名の職員が派遣され、派遣職員の人件費（共済費、時間外手当等を除く）と運営費について、3者（北海道・千歳・苫小牧）で応分の負担をしている。
	国際交流課	国際交流係	企画費	国際会議開催費		H4	7,000	7,000	市民の国際理解を深め、国際交流活動の推進に寄与するとともに、千歳市の魅力を国内外からの会議参加者にPRし、国際交流都市としてのまちづくりを推進することを目的として誘致開催している。効果としては、会議の開催に係る直接経費をはじめ、会議参加者の宿泊、食事、観光、買い物など様々な経済効果や、千歳市を国内外に強くアピールできたこと、さらには市民の国際理解の一助となっていることや通訳ボランティアなど国際交流を推進する人材の育成がはかれるとともに、市民による国際交流の推進につながっている。	当市は「世界に開かれた国際交流都市としてのまちづくり」を進めることを目的に、平成4年度からこれまで7回の国際会議を誘致・開催している。本事業は、会議参加者に対し千歳市の魅力を広くPRできる機会となっている上、各種ツアーや、日本文化体験などの交流事業を実施することにより、市民の国際意識高揚や、市民レベルでの国際交流事業推進の一助となることを目指している。課題としては、開催にかかる市の費用負担が大きいことから、今後は開催頻度はもとより、市民主体の国際交流推進という面からも検討が必要と考える。
	秘書課	秘書係	一般管理費	市長渉外業務（市長交際費）			6,200	6,200	市長渉外業務は、市政の円滑な運営を図り、対外的な活動を推進する目的であり、行事調整や交際費の支出などの対外的な対応を行うことによって、弔慰や祝賀などに対する市の意向を伝えるとともに、各種行事、イベント、式典などへの参加が機能的に行われることになる。また、市長が多くの行事に参加することによって、常に市民活動の現状を把握し、市民と直接会話しながら様々な課題を共有することができ、市民協働のまちづくりの推進につながる。	市長に対する行事通知を調整するとともに、各種行事に対する会費、祝酒、祝儀、花等の交際費の支出を「千歳市市長交際費支出基準」に基づき実施する。また、おくやみに対しても基準により、供花、香典、弔電などの対応を行う。今後は、自治体を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、公平で効果的・効率的な執行を常に心がける必要がある。16年1月に支出額や支出範囲を見直すとともに、情報公開を明記した新基準を作成し執行にあたっている。
	広報広聴課	広報係	広報費	広報・市民カレンダー発行事業	×	S26	51,532	50,456	事業は、市民に市政情報やまちのようすを広く伝え、まちづくりに興味をもってもらうことを目的に広報紙、カレンダーの作成発行、記録映画の制作などを実施するもので、市民参加のまちづくりの基本として、市民のまちづくりに対する参加意識の高揚に効果をあげている。また、市政の情報公開や市民協働のまちづくりの推進などにも不可欠なものである。	毎月広報紙・カレンダーを作成、全世帯に配布。広報、カレンダー内容をテレホンガイド（電話）に吹き込みや視覚障害者のための録音テープを作成。毎年のまちの出来事ようすを映像で記録。市役所だよりを新聞に掲載。市の情報拠点として市政記者クラブを設置。 * 市政情報やその伝達件数が増加する一方紙面などの増加を抑えることなどが課題である。
	東京事務所	東京事務所	東京事務所費	東京事務所費		H7	13,220	13,220	東京に事務所を構え、中央官庁からの迅速・詳細な情報収集や関係機関との連絡調整、要望運動のサポートなど、市の施策の効率的な推進に貢献している。また、担当部署と連携しながら、企業誘致や観光PR活動、平成14年からは「東京千歳会（千歳に縁のある方を会員としたふるさと会）」の事務局として会の運営を行い、会員を通じて企業誘致や観光振興を図るなど、首都圏での千歳をPRする拠点となっている。	平成7年に東京都千代田区に事務所を開設し、中央官庁・関係団体からの情報収集や連絡調整、国への要望活動のサポートなどのほか、担当部署と連携した企業誘致活動、観光PRなどの業務を行っている。平成14年には「東京千歳会」が発足し、事務局として会を運営している。
総務部	総務課	総務係	一般管理費	本庁舎警備・警報等管理業務	×	S51	25,315	25,315	安全で適切な庁舎管理と24時間の受付体制を確保する。	本庁舎、駐車場及び附属倉庫の常駐警備及び機械警備、夜間・休日の来庁者及び電話対応、火災警報・緊急時対応等を民間業者に委託することにより、効率的で適切な庁舎管理を行っている。夜間・休日の受付業務（戸籍受付、火葬許可、貧困者救助、市業務全般の通報対応等）、郵便物の受取・配達・発送、夜間・休日の空調設備操作等を委託しており、警備業務以外の事務も委託している。水道局庁舎の休日直業務廃止及び教育委員会庁舎の夜間・休日管理業務廃止に伴う当直業務の増加、公用車駐車場管理及び附属倉庫機械警備業務の追加など、業務量が増加している。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>財団の事業は、空港24時間運用に係る住民との合意事項の遵守であり、取りやめることはできない。また、収益性のある事業を行っていないため独自財源はなく、職員派遣、運営費補助を廃止すると事業推進の体制を維持できなくなり、住民との合意事項である地域振興対策、さらには国際拠点空港化に影響を及ぼす。</p>	<p>職員派遣を取りやめる代替として、非常勤職員等で対応することにより財団運営を維持できれば補助金の縮減になる。また、経費の節減として、賃借料の安価な事務所への移転を財団が検討している。</p>	<p>人件費・運営費については、3者の協議により、それぞれが応分の負担をしているので、千歳市分だけ減額することはできない。また、平成17年度から始まる機器更新事業の方法もまだ北海道から示されていないため、業務量が増える可能性もある。いずれにしても当市単独で判断できず、道・苫小牧市との協議が必要となるため、補助金削減につながる職員の派遣形態や運営の効率化について協議を進めることとする。</p>
<p>本事業を廃止した場合、国立公園支笏湖に代表される自然環境や千歳科学技術大学、PWCなどの科学技術分野への取り組みを国内外の企業や研究機関に紹介する機会が減少するほか、文化団体やスポーツ団体、市内小学校などによる国際交流機会が減少する。そのほか、通訳ボランティアの活動機会が減少し、市内の宿泊施設利用者や公共交通機関利用者、飲食店や商店利用者が減少するなどの影響がある。</p>	<p>必要経費は、会議規模・会議期間によるものの、会場費や会議環境設備(電源・LAN、環境など)費などの固定経費の占める割合が大きいことから、本事業を見直すにあたっては、一回の会議開催に係る経費を削減することは困難であり、これまで隔年で行っていた開催スパンを見直すことが方策として考えられる。</p>	<p>国際会議は、市民の国際理解やボランティア活動の推進、市のPR等の効果につながっている。しかしながら経費的には市の負担が非常に大きいことから、財政健全化計画期間中における国際会議の誘致及び開催事業については、凍結することも止むを得ないと考える。なお、国際会議開催事業凍結の判断については、当市の意思決定のみで足るものと考ええる。</p>
<p>廃止した場合は、市内業者への発注減(約2,800千円)となるほか、市として市民や各団体の行事に対する出席が難しくなるなど、貴重な懇談の場が失われ、行政運営に大きな支障をきたすことになる。また、市内経済活動の停滞、市内全体の活力低下にもつながるものと考ええる。よって、市長交際費の廃止は、市政全般への影響が多岐にわたるとともに、市長の対外的な活動を妨げることとなり、市長公約や各種事業の推進に大きな影響を及ぼすこととなる。</p>	<p>市政全般への影響が大きく、全て廃止することは難しい。弔慰にあっては全てメッセージ化することで約840千円の削減が可能であるが課題も多い。また、都市交流にあっては経費負担の見直しにより縮減が可能。なお、平成16年1月に支出基準を見直し、合わせて市民への情報公開も行ったことで、15年度決算では前年度に比べて約2,600千円を削減したところであり、今後、新年会や祝賀会等への出欠基準の明確化及び会費制の徹底を主催者側に要請することで、経費の削減に努める。</p>	<p>弔慰の廃止について、全てメッセージ化することが市政にこれまで貢献のあった方への感謝の表し方として妥当であるかが課題となる。また、都市交流においては、訪問団への対応のあり方を議論したうえで見直しを考える。廃止例は全国で1例にとどまっており、そのまちの特性や廃止に至った経過・土壌などは当市とかなり異なることから、この例をもって廃止が可能ということにはならない。</p>
<p>法令上、市町村の広報紙発行義務について明文規定はないが、市町村長の住民に対する「広報・周知(業務)」を義務付けた関連法令等(例:地方自治法第二百四十三条の三2ほか)や、国・都道府県などが実施する多様な広報・周知業務において、その責務として「関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載する」と明文化された各種施行規則(例:食品衛生法施行規則第六条ほか)は、多数存在する。</p>	<p>事業の縮減については、平成15年度においてカレンダー用紙の紙質の見直し(452千円)、広報紙を2ページ削減(2,873千円)、記録映画の作成を1/4削減(222千円)を実施。平成16年度において広報紙の庁内配布の廃止(114千円)、委託などの金額の見直し(5,098千円)を既に実施している。市政情報が増加し市政の説明責任が拡大している状況下においては、これ以上の削減は困難なものと考ええる。</p>	<p>-</p>
<p>首都圏における情報収集、企業誘致活動、観光PR、各種会議への代理出席、秘書業務等を担ってきたが、閉鎖した場合、市長などのサポート役が不在となるため、これらの業務について各課での対応が必要となる。</p>	<p>平成16年度から職員を1名減することにより、宿舍、旅費等の経費を削減するとともに、食糧費を全額、交際費を大幅に削減したが、市の財政状況によっては、事務所の運営について凍結もやむを得ないものと考えられる。閉鎖した場合、東京千歳会関係経費を除き、年間11,720千円(人件費を除く)の経費が削減されるが、各種会議・大会への代理出席や秘書業務等においてサポート役が不在となることから旅費等各課に新たな経費が必要となる。</p>	<p>各課に新たな経費(旅費等)が発生することから早い時期に(遅くとも予算時期まで)閉鎖を決定する必要がある。また、「東京千歳会」の事務処理として0.5人程度が必要であり、東京千歳会への負担金及び事務費を継続する必要がある。なお、東京事務所の数は全国では平成14年度67市、平成15年度64市、平成16年度61市とここ数年減少してきている。道内においては平成15年度美唄市が撤退し、現在11市となっている。</p>
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>	<p>附属倉庫(旧看護婦宿舍)が再活用された時点で、機械警備に係る委託料を削減する予定である。</p>	<p></p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
総務部	総務課	総務係	一般管理費	本庁舎清掃・環境整備等業務	×	S51	35,272	35,272	施設を清潔に保ち、快適な庁舎環境を確保する。また、駐車場及び庁舎周辺等の清掃、除雪を行い、利便性の向上を図る。	本庁舎清掃業務、駐車場清掃・除雪業務、雑排水清掃業務、ばい煙量等測定業務等を民間業者に委託することにより、効率的で適切な庁舎管理を行っている。平成16年度は、経費節減のため駐車場整理業務、貸鉢供給業務を廃止している。本庁舎清掃等業務委託の全面見直し（複数年契約、清掃仕様見直し、設計金額積算方法の見直し）を実施し、H14年度予算対比では19,000千円を削減した。
			一般管理費	本庁舎燃料費・光熱水費事務	×	S51	31,767	30,453	熱源等の安定供給により、快適な庁舎環境を確保する。	A重油、灯油、天然ガス、電気、上下水道を購入し、庁舎環境を快適に保つ。エレベータの夜間・休日稼働中止、不使用時の照明器具消灯、コーヒーマーカー使用禁止、電気ポット使用制限など、節電対策を実施している。冷房装置の稼働抑制、暖房装置の室温センサー設定温度の変更など、省エネルギー対策を実施している。平成16年度予算額は、A重油単価設定が7.9パーセント上昇している中で、前年度対比1,202千円（32,964千円 31,762千円）を削減した。
			一般管理費	本庁舎設備保守・電話交換業務	×	S51	36,150	36,150	建物及び設備の老朽化を防止し、快適な庁舎環境を確保する。また、電話交換業務を円滑に実施する。	各設備機器の保守・運転業務、建物修繕及び電話交換業務など14業務を民間業者に委託し、効率的な運用を図っている。平成15年度予算編成時において、委託業務の大幅な見直しを実施し、前年度対比4,950千円を削減している。平成16年度委託料は、前年度対比1,387千円（37,186千円 35,799千円）を削減した。
			一般管理費	本庁舎電話料・通信等業務	×		10,977	10,727	電話等を効率よく快適に利用できる環境を整備する。	NTT電話、自動車・携帯電話、レタックス、公用電報、郵便ポストなどの支払事務を一括管理している。平成16年度予算編成時に、日本電信電話ユーザー協会（年会費6,000円）からの脱退について検討したが、外部要請もあり脱退を見送った経緯がある。通信会社の各種割引制度の導入、電報からレタックスへの変更、私用電報の廃止など、経費削減対策を実施している。平成16年度の通信運搬費は、前年度対比1,034千円（11,710千円 10,676千円）を削減した。
		一般管理費	庁舎備品等管理事務	×		15,123	15,123	公印管理の適正化により、円滑な事務執行を図る。また、庁舎管理備品の更新・設置等により快適な庁舎環境を確保する。	本庁舎リース備品等の支払、公印及び庁舎管理備品の管理事務を行っている。庁舎建設から28年経過しており、本庁舎設備・備品の老朽化が進んでいる。公印及び庁舎管理備品購入費は、平成16年度予算で前年度対比85千円（385千円 300千円）を削減した。リース備品等のリース料は、全面禁煙に伴う分煙機器の契約解除により平成16年度予算で前年度対比1,659千円（16,482千円 14,823千円）削減となった。	
		法制係	一般管理費	例規類編集及び公開業務	×	H12	6,748	6,748	職員及び市民に最新の例規情報を提供することにより、職員には条例等に基づき適正な判断や行為を行うという効果を、市民には行政の判断や行為に対する説明を果たすという効果を図ろうとするものである。	「例規類集及び内規類集電子化業務」は、庁内イントラを利用して提供している例規情報を年4回（1月・4月・7月・10月）更新するものである。更新は、閲覧・検索システムの提供を含めた形で第一法規類に委託して運営しており、電子化データの更新に併せて、紙ベースの簿冊（2組）を作成している。「例規類集及び内規類集インターネット公開業務」は、市ホームページからのアクセスによって、外部に例規情報（内規類情報を除く。）を提供しているもので、「例規類集及び内規類集電子化業務」によって作成・更新したデータをHTML化・PDF化し、併せて各様式のダウンロードサービスを実施しているものである。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>		
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>		
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>	<p>電話交換業務は、平成17年度から複数年契約による指名競争入札を導入し、年間504千円の委託料削減を予定している。また、ダイヤルイン（直通電話）の導入による代表電話着信件数の減少により、平成19年度以降年間2,000千円以上の委託料削減を行う予定である。</p>	
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>		
<p>地方自治法第4条において、「地方公共団体の事務所の設定」について規定されており、本庁舎は本市の事務を行うための必須の事務所である。</p>		
<p>地方公共団体はその事務（自治事務及び法定受託事務）に関し条例制定権（自治法14条）を有し、地方公共団体の長はその権限に属する事務に関し規則制定権（自治法第15条）を有している。条例及び規則は、公布によって効力が生じるが、年間約70件に達する溶け込み方式の一部改正条例及び規則をその公布後において、随時追録加除し、最新のものとして整理しておくこと及びこれらを公開することは、同法によって授權された条例規則制定権に当然に付帯するものであり、適正な事務事業執行及び行政手続において不可欠である。</p>		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
総務部	総務課	文書統計係	文書管理費	行政情報提供事業	×	S32年以前	14,533	14,533	「要覧ちとせ」等の発行や最新の行政資料の収集により情報を提供し、活用することにより各種事務事業に情報を反映させ、事務効率の改善を図る。	各関係機関、各所属からの情報を取りまとめし、早い時期に「要覧ちとせ」を発行している。また、最新の行政資料図書の収集を一元管理し、情報提供を行っているが、それらの行政情報が有効に活用されているか否かの把握は困難である。
			文書管理費	文書管理事業	×	S32年以前	15,678	15,678	窓口を一元化し、文書の收受、発送、印刷等を行うことにより経済的かつ円滑に業務を遂行し、事務の簡素化と経費の節減を図ることができる。また、ファイリング・システムにより公文書を適正に維持管理し、統一的な文書管理が行われている。	文書の一括收受、一括発送、簡易な発刊物等の印刷業務を行っている。文書等の電子化情報については、各課において適正な取扱いをするよう周知する。また、ファイリング・システムを維持管理させるためには、啓発と巡回点検が必要である。
		車両管理係	車両管理費	共用車貸出業務	×	S53	6,241	6,241	行政組織の機能的な運営を確保するため、公用車両（共用車）を集中管理することは、車両1台当たりの稼働率が向上し、計画的な利用によつて、車両管理コストが低減されている。	総務課管理の共用車（39台）を管理棟で集中管理することにより、貸出業務を行っているが、近年の予算減額により共用車両台数が削減となっており、また出張時の共用車両の利用件数増加により、約10台待ちの貸出状態が続くことがある。
			車両管理費	車両リース業務	×	S56	14,960	14,960	公用車両のリース契約業務の一元化により、各課の事務負担の軽減を図り、計画的・効率的な管理運用を進めることができる。	公用車リース車両84台（総務課管理39台・他課管理45台）のリース契約業務（新規・継続・短期）を一括して行っており、新規は5年間、継続は2年間、短期は8ヵ月間としている。新規（更新）リースの場合、原則として低公害車（天然ガス車、ハイブリット自動車、低排出ガス車・低燃費自動車等）を導入している。
	職員課	厚生係	職員管理費	職員福利厚生会事業			16,727	12,385	福利厚生会会員（職員）に対して福利厚生事業を実施する。	福利厚生会会員（職員）の福利厚生事業を実施するための事業主の負担として支出するものである。平成16年度は、給与月額×3.5/1000の掛け率で算出しているが、H14、H15、H16と3年続けて掛け率を下げていることから、事業の削減、規模縮小等の措置を講じなければならず、十分に福利厚生会の機能が果たせなくなる可能性もある。
			職員管理費	職員健康管理業務	×		18,761	14,119	職員の健康保持増進を図ることで職務に精励できる職場環境を構築する。全ての職員が総合健診、健康診断を受診し、病気の早期発見、早期治療をすることによって、職員本人、家族、職場、公務にと貢献できる。	労働安全衛生法及び千歳市職員安全衛生規則に基づき、職員の総合健診、健康診断、特殊勤務従事者検診、VDT検診等の健診業務

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「要覧ちとせ」等の発行を中止すると、市勢情報の発信先が多方面にわたり提供側に一元性がなくなり、享受側は各方面から情報を収集しなければならず支障をきたす。また、行政資料の収集・提供を取り止めた場合、最新の情報が円滑かつ直接的に得られなくなるなど、各種事務事業の推進に影響をおよぼすほか、行政サービスの低下となる。</p>	<p>16年度は行政資料図書等の見直しにより前年度比448万円の予算を削減している。これ以上の見直しは各種事務事業の推進に支障をきたすため、不可能である。「要覧ちとせ」の活用状況を把握したうえで、情報提供の方法（ホームページを活用するなど）を見直し、経費の縮減を検討しなければならない。</p>	<p>図書の購入、追録加除及び新聞購読の中止、「要覧ちとせ」等の作成取り止めを行った場合、各種事務事業の推進に影響を及ぼす。また、来庁者が必要な書類を取得できなくなり、行政サービスの低下となる。</p>
<p>行政事務の根幹である文書を統一的に管理していくことは適正な事務の遂行に必要不可欠である。ファイリングを実施しない場合、統一的な文書管理ができなくなり、事務効率が低下する。また、文書の收受、発送、印刷業務を一元化することで経済的かつ円滑に業務を遂行ことができ、事務の簡素化と経費節減を図ることができる。</p>	<p>文書を統一的に管理することと、收受等を一元化することは適正な事務の遂行に必要不可欠であり、廃止は不可能である。</p>	<p>ファイリングを実施しない場合、統一した文書管理ができなくなり、情報公開の請求の際、公文書の検索に時間を要するなど、事務効率の低下を招く。また、文書の收受、発送、印刷業務を一元化しないと各課の事務量と経費が増大する。</p>
<p>公用車の集中管理により、計画的かつ効率的な利用が可能であり、車両1台当たりの稼働率が向上しており、車両管理コストが低減されている。廃止した場合は、車両の効率的な運行に支障が出ると考えられ、費用面から見ても非常に不都合である。共用車両数の削減については、現在も近年の台数削減により、約10台待ちの貸出状態が続くことがあり、限度である。</p>	<p>車両の燃料費等については、走行距離数及び燃料単価の増減により変化してくるが、公用自転車及び低燃費車の導入により、さらに節減に努めることとする。</p>	
<p>公用車両のリース契約の一元化により、各課の事務負担の軽減を図り、計画的・効率的な管理運用を進めることができる。リース業務を廃止した場合は、計画的な車両管理が困難となり、費用面から見ても不都合である。</p>	<p>車両リース料については、近年の車両台数の削減および旅費等の節減により、出張時等の共用車両の利用増加のために、約10台待ち貸出状態が続くことがあり、リース車両台数の削減は、困難である。</p>	
<p>福利厚生会設置の法的根拠はないが、地方公務員法第42条の規定により地方公共団体は、厚生事業を計画しなければならないことから福利厚生事業自体の廃止ではなく、福利厚生会への市職員の配置の廃止（完全にプロパー職員による事業運営）または、福利厚生会の全面廃止が考えられる。プロパー事業にする場合には、経営能力があり市の福利厚生会の意向が伝わる事業内容の推進ができる人材が必要である。廃止の場合は、現行の事業を職員課厚生係及び職員労働組合で引き継ぎすることが考えられている。（福利厚生会設置以前の状況に戻す。）売店については、多彩な経営ノウハウの実現を可能にする民間委託の検討も必要と思われる。福利厚生会を廃止することにより市民に直接的な影響は、ないものと考えられる。ただし、廃止できない事業が一部あることから経費としては700万円程度が必要となる。</p>	<p>プロパー事業の場合は、市職員の配置を止めプロパー職員を1名採用する。その場合、福利厚生会事業の中で人件費の支払いは現状では無理なため、400万円程度の人件費分を市が補助することになる。廃止の場合は、配置している市職員の人件費削減及び交付金の内容を見直すことが可能になる。また、庁舎内事務スペースの拡充が図れる。売店委託については、光熱水費及び施設使用料等の収入が見込める。</p>	<p>福利厚生会理事会及び総会に諮るなど会員の理解を得ることが必要である。全道他都市状況は、34市中、33市が福利厚生会を設置し、運営をしている。そのうち2市がプロパー職員のみで運営している。</p>
<p>労働安全衛生法第66条（健康診断）事業主は、労働者に対し、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。職員の健康診断を実施することにより疾病の早期発見、早期治療が期待できることから病気休暇等による行政運営に対する影響を最小限に抑えることが期待できる。</p>	<p>職員健康管理業務は、労働安全衛生法に定められていることから統合廃止の対象にはできない事業である。また、健康診断の経費は、事業主負担となる旨の通達があることから法で定められている項目は、事業主負担、それ以外の項目については、本人負担とすることで年間約240万円を減額することが可能である。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
総務部	職員課	厚生係	職員管理費	職員被服購入業務	×		6,628	6,628	職務上、被服が必要な職員に貸与し、公務能率の向上を図る。	千歳市職員被服貸与規則の定めに基づき、被服の必要な職務の職員に貸与しているが、H15年度に被服の使用期間を伸ばすなどの見直しをかけ、被服を長く使用することとした。
	情報推進課	地域情報係	情報推進費	情報提供システム運用業務	×	H13	22,620	19,153	千歳市地域イントラネットに係る各種回線及び送受信装置等を運用・保守することにより、常に良好な情報提供環境を保ち、地域・行政の情報サービスを求める市民のニーズにあった情報を受発信することを目的とする。	インターネット・イントラネット回線使用料、光ファイバケーブル電柱添架料・管路使用料、サーバ室エアコン点検料、サーバライセンス更新費など。
			情報推進費	総合行政システム運用保守業務	×	H7	19,579	19,312	千歳市総合行政システムを運用・保守することにより、常に良好なシステム環境を保ち、窓口又は通知書等の送付先となる市民に対して迅速かつ効果的なサービスを提供することを目的とする。	システム及び機器の運用保守、回線費
		行政情報係	情報推進費	イントラネット運用保守業務	×	H13	13,131	11,778	イントラネットシステムを運用・保守することにより、常に良好なシステム環境を保ち、イントラネットを使用する職員の事務効率の向上及び市民に対する迅速かつ効果的なサービスを提供することを目的とする。	ネットワーク機器及び送受信装置の運用保守業務委託料、I J A M P 契約料、ウイルス対策経費など。
			住民記録費	住民情報関係業務	×	S55	8,556	8,556	住民基本台帳・税・料・福祉等の情報を扱う事務をシステム化して事務効率の向上及び市民に対する迅速かつ効果的なサービスを提供することを目的とする。	住民記録情報オンライン処理運用業務
	契約管財課	管財係	財産管理費	建物総合損害共済委託			8,982	8,982	火事等の災害により財産を失った時の復成の財源とするため、市有建物等に損害保険をかけている。	社団法人全国市有物件災害共済会に、建物及び設備の損害保険を掛けている。他の保険と同様に、構造や補償額に応じて保険料が算定されるが、一般の保険より安い保険料である。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>労働安全衛生法第3条(事業主等の責務)事業主は、単にこの法律で定める労働災害の防止のため最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することが事業主の安全配慮義務であることから、職種にあった適切な被服を貸与し労働災害等を未然に防ぐことや食品衛生管理や予防接種等に関わる部署では、特に衛生面を考慮し被服貸与の必要性が高い。</p>	<p>職員被服購入については、労働安全衛生法の労働者の安全を確保する観点から廃止することは難しいが、再度、規則を見直し貸与する数量や貸与期間の検討は必要である。また、これまでのように使用期間ごとに貸与するのではなく、破損状況を確認のうえ貸与を決めることで余剰の被服をなくすることができる。次年度については、原則、職員被服購入業務を凍結することにより約332万円削減となる。</p>	
<p>当該事業は、平成13年度以降構築してきた地域イントラネット(庁内LAN)及びインターネット接続の運用経費であります。現在このネットワークを活用して、事務的には、メール機能、電子掲示板機能(グループウェア)を利用した連絡調整、職員ポータルサイトによる各種情報の共有、財務会計システムの稼働、また、市民向けには、各課からのホームページによる情報提供の充実を進めてきています。このように、ネットワークを活用した事務の高度化、効率化及び情報収集、提供などを積極的に推進することは行政運営に欠かせないものとなっており、不可欠事業と位置づけるものであります。</p>	<p>現在の運用経費(回線使用料及びプロバイダ契約料等)については、平成13年度から6年間の長期割引契約により、できるだけ安価に抑えてきています。さらに、長期割引期間後において、専用線接続施設を今年度導入するV P N接続に切り替えていくことによって、若干の経費削減につながる可能性があります。</p>	
<p>住民基本台帳、税、料、福祉等に係る市民サービスの電算処理業務である千歳市総合行政システムの運用経費です。総合行政システムは、市民生活の利便性の向上、行政事務の効率化、正確性・安全性の確保等を図るための道具として不可欠であります。既に電算処理により行われている諸証明事務等の市民サービスを手処理に戻すことは現実的ではありません。不可欠事業として位置づけるものであります。</p>	<p>システムの更新の際に、より標準的なシステムに移行することにより、基幹系電算処理で庁内全体において2か年に渡り経費の節減を図っています。</p>	
<p>平成13年度に構築の地域イントラネット(庁内LAN)で使用するサーバ及びネットワーク機器等の運用保守業務に係る経費です。グループウェア、財務会計システム等の内部システムの安定運用、市ホームページの安定運用のためには不可欠な経費です。既に導入しているグループウェア、財務会計システム、市ホームページ等を取りやめることは現実的ではありません。不可欠事業として位置づけるものであります。</p>	<p>運用保守対象機器を、最小限なものに絞ることにより、2か年に渡り経費の節減を図っています。</p>	
<p>住民基本台帳、税、料、福祉等に係る市民サービスの電算処理業務のうちのバッチ委託処理業務である住民情報関係業務の経費です。当該業務は、市民生活の利便性の向上、行政事務の効率化、正確性・安全性の確保等を図るための道具として不可欠であります。既に電算処理により行われている諸証明事務等の市民サービスを手処理に戻すことは現実的ではありません。不可欠事業として位置づけるものであります。</p>	<p>委託内容の見直し等により、2か年に渡り経費の節減を図っています。</p>	
<p>市有の建物等に掛けている損害保険を廃止することにより、火災等により損害が発生し、当該物件を修繕又は再建築する財源を別に確保する必要が発生する。再建築等の財源手当てができない限り、損害を被った物件の再生ができないこととなる。平成13年度災害共済金給付0件、0円、平成14年度災害共済金給付1件、526,680円(市住火災)、平成15年度災害共済金給付1件、6,037,500円(市住火災)</p>	<p>平成16年度保険料12,754千円、共済責任額100万円未済を廃止した場合、16千円、共済責任額300万円未済を廃止した場合、110千円、共済責任額500万円未済を廃止した場合、259千円、共済責任額1000万円未済を廃止した場合、535千円、共済責任額5000万円未済を廃止した場合、2,839千円、共済責任額1億円未済を廃止した場合、4,564千円、市営住宅以外を廃止した場合、8,563千円</p>	<p>廃止の手続きは随時申請が可能である。(毎年9月に継続申込を行う。)、保険団体は(社)全国市有物件災害共済会であり、市町村を相手方とする保険制度である。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等														
総務部	契約管財課	管財係	財産管理費	土地建物借上	×		21,756	21,756	事業に必要な土地、建物等のうち何らかの理由で取得が適わない場合、または利用期間が限定されるような不動産について借上を行い、事業等に供している。都市公園用地のように長期継続して活用される物件は、取得する方が効果的であるが、そうでないものは、その期間や物件にもよるが、借上することの費用縮減効果はある。	土地については、公用または公共用施設の敷地として国有地や私有地の借上を行っている。また、建物については庁舎分室及び派遣職員用住宅の借上げを行っている。土地の借上料は、国有地などは国有財産法等法令に基づき算定されるものであるが、私有地は交渉において決定している。現在の私有地の借上料は、ほとんどがバブル期以前に設定したもから変更していないが、地価が下落している現在においては、ほぼ当時と同じ水準にある。今後さらに地価が下落し、時価よりも借上料が高い状況になれば、借上料の見直しが必要となる。また、公共用施設敷地は、基本的に市有化を図るべきである。市有地との交換という手法も視野に入れて検討していく必要がある。														
			財産管理費	市立総合病院跡地購入事業	×	H14	8,893	8,893	市立総合病院の移転新築により病院事業会計において不要となった土地、建物等の財産について、一般会計に有償所屬替を行い、土地は一部を売却処分し、残りを共用車駐車場として活用している。また、建物のうち旧病院本体は平成14年度に解体し、旧管理棟は本庁舎付属倉庫として活用している。	平成14年度に新築移転した旧市立総合病院の土地、建物、工作物及び立木などの有形固定資産を、病院事業会計から一般会計に所屬替を行っている。所屬替の対価は、10年賦で病院事業会計に支払うこととしている。														
	市民税係	徴税費	市道民税賦課業務	市道民税賦課業務	×		15,188	15,178	地方税法等に基づく市道民税の賦課業務。千歳市においては、所轄税務署が札幌南税務署にあたることから、市民の利便を考慮し、市において確定申告の受付業務も行っている。例年申告期間である2月頃から当初賦課が完了する6月までの間は業務が増大するため、電算処理や臨時職員のサポートを得て業務を遂行し、適正かつ公正・公平な賦課に努めているところである。	市道民税の当初賦課並びに例月の変更処理に係る電算委託業務や納税通知書等の郵送に係る役務費、臨時職員の賃金等が含まれる。本年度（平成16年度）より「総合行政システム」に移行したが、既製のシステムであるため、従来、千歳市独自で開発運用していた旧システムに比べて機能の制限が多く、納税者に対してはサービスの後退となっている。今後旧システム並の機能を付加するとすると現状の委託料で対応できるの見当がつかない。また、人口増や今年度以降の大規模な税制改正の影響による申告者及び納税義務者の大幅な増加が予想され、賦課業務量も比例して増加するものと推測する。														
									税務課	徴税費	固定資産（土地）賦課計算業務	×	S25	9,945	9,945	行政サービスに必要な財源を確保するため、納税義務者が負担する固定資産税・都市計画税額を地方税法等に基づき確定し通知する。賦課計算システムで大量のデータ処理を行なうことにより、一定期間で複雑な制度に対応した評価と課税標準額の算出が可能となり、データの一元管理により家屋、償却資産を含めた賦課区分に必要な帳票、各種統計資料等の作成が可能となる。	土地・家屋・償却資産の賦課期日（1月1日）現在の課税情報を基に課税台帳、納税通知書等を作成する。また、統計資料の作成、各種証明書の発行が可能となる。平成15年度から開始された総合行政システムの更新により、本年度は、固定資産税システムの更新が予定されているが、既製のシステムで、当局独自の取扱いが反映されないため業務量の増加が見込まれる。地方税法、評価基準等の改正により年々複雑化する制度に対応するためには、精度の高い事務処理とシステムの改善が必要である。							
																土地係	徴税費	標準宅地時点修正業務	×		1,777	1,777	土地の評価替えについては、3年に一度とされているがバブル崩壊後の地価の下落による公示価格との逆転等の不均衡を是正するために据え置き年度でも地価の下落がある地区については、評価額の下落修正を行なっている。	北海道地価調査及び不動産鑑定士により求められた時点修正率を基に各標準宅地、状況類似地域の下落率を把握し、均衡を確保したうえで最も適正なそれぞれの下落率を決定している。
																							徴税費	路線価再評価業務

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>土地等の利用を廃止若しくは取得をしない限り、手段としての借上げのみを廃止することはできない。利用廃止又は取得が決定している物件については、その実施とともに借上げを止めることとなる。</p>	<p>平成16年度～17年度しなの第2公園借上地取得 (H17 698千円、H18以降1,397千円) 平成16年度庁舎分室借上終了( 2,898千円)</p>	<p>利用廃止等の意思決定に基づき、その実施にあわせて手続きを行うこととなるが、借上地が国有林野の場合など、原状回復措置が求められるときは年度途中の返地は難しい。</p>
<p>旧市立総合病院跡地有償所属替に伴う対価の年賦であり、廃止等は病院新築移転事業償還金の財源となっていることから、病院事業会計の収支に影響を与えることとなる。</p>	<p>額の変更や支払期間の延長は、病院との協議による。</p>	
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、所得税法(昭和40年法律第33号)</p>	<p>平成16年度からの総合行政システム移行により、賦課業務に係る経常経費については前年度比 1,436千円(委託料 666千円)となっている。しかしながら、平成15,16年度の2度にわたる税制改正により、次年度以降の申告者数と納税義務者数が500名から1,000名程度増加するものと予想される。よって、今後事務効率を高めたとしても、直接経費の削減に結びつく要素は認められない。</p>	
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)</p>	<p>固定資産税システムの更新決定により、運用管理コスト面で平成16年度は1,500千円の削減を行なった。年々複雑化する制度に対応し、適正・公平な課税を確保したうえで、今後も経費削減等の方策について引き続き検討する。</p>	
<p>地方税法附則第17条の2、平成16年度又は平成17年度における土地の価格に関する修正基準(平成15年12月22日総務省告示第735号)</p>	<p>市街地全域において地価の下落が続いているが、今後の地価の動向を見極めながら、評価の適正化・均衡化を図り経費削減等の方策について検討する。</p>	
<p>地方税法附則第17条の2、平成16年度又は平成17年度における土地の価格に関する修正基準(平成15年12月22日総務省告示第735号)</p>	<p>市街地全域において地価の下落が続いているが、今後の地価の動向を見極めながら、評価の適正化・均衡化を図り経費削減等の方策について検討する。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
総務部	税務課	土地係	徴税費	全路線価システム評価業務	×		6,720	6,720	土地の評価の客観性を高めるために、個々の路線にかかる価格形成要因の分析の結果を反映させるシステム評価により路線価の決定を行っており、一定期間で大量評価を行なうことができる。また、納税者の固定資産税に対する関心の高まり及び情報公開の流れのなかで、評価に対する信頼を確保するために基準年度の公開用の路線価図を作成している。	宅地の評価において、固定資産評価基準による市街地宅地評価法に基づき、不動産鑑定評価により決定された標準宅地の価格を基に各路線の価格形成要因による比準を行ない路線価を決定する。さらに地価の下落がある場合は時点修正を行なう。固定資産税に対する納税者の関心は益々高まる傾向にあり、個々の評価の内容、路線価の比準根拠等について、今後も精度を高めていく必要がある。
			徴税費	地番図作成業務	×		3,717	3,717	分合筆・地積訂正等の異動を反映させた地番図は固定資産税賦課業務に必要不可欠な資料であり、土地の位置・形状等を把握するために市民や庁内各職場に広く利用されている。	法務局からの登記済通知の地積測量図を基に委託により原図の修正、第二原図、集成図を作成している。現在進められている区画整理事業施行地区の換地処分が平成17年度、平成21年度に予定されていることから、換地後の区画に対応した地番図、集成図の作成が必要となり委託料の増額が見込まれる。
市民環境部	市民生活課	市民生活係	コミュニティセンター費	コミュニティセンター管理運営事業		S48	73,395	70,740	少子高齢化・核家族化が進み地域のコミュニケーションが失われつつある社会において、多くの市民が集まれる施設を提供することにより、地域の自主的なコミュニティ活動が活発化し、まちづくりの活性化が図られております。また、業務を民間委託に移行したことにより、人件費等の経費の軽減が図られ、効率的で円滑な施設運営が行われております。	本業務は、現在コミュニティ協議会連合会に委託しており、施設の貸し館業務に係る受付・連絡調整、館内清掃業務及び施設の維持管理を主業務としております。原則、使用料を徴収しないことから、一般財源の充当率が高くなっております。
			社会福祉総務費	町連協運営費補助金		S52	8,010	8,010	地域の自主組織である町内会は、市民が安心して生活していくうえで重要な役割を担っており、地域の連帯意識の醸成や地域のまちづくりのため、各種地域活動を実施しております。これらの活動の中には、行政では掌握できない部分や地域の活性化の核としての活動も展開しており、これらの事業を実施していくためには、町内会費だけでは、限界があることから補助金を交付しておりますが、行政事務では対応できない部分などを担任しており、行政に対する支援、協力は充分に果しております。	地域における防犯及び活性化運動などの事業を進め、住みよいまちづくりに貢献しております。
			共同利用施設費	東雲会館管理運営事業		S42	3,059	2,499	少子高齢化・核家族化が進み地域のコミュニケーションが失われつつある社会において、地域住民が集まれる施設を提供することにより、自主的なコミュニティ活動が活発化し、まちづくりの活性化が図られております。	施設の貸し館業務における受付・連絡調整、館内清掃業務及び施設の維持管理を主業務としております。
			共同利用施設費	末広会館管理運営事業		S46	3,903	3,820	少子高齢化・核家族化が進み地域のコミュニケーションが失われつつある社会において、地域住民が集まれる施設を提供することにより、自主的なコミュニティ活動が活発化し、まちづくりの活性化が図られております。また、業務を民間委託に移行したことにより、人件費等の経費の軽減が図られ、効率的で円滑な施設運営が行われております。	施設の貸し館業務における受付・連絡調整、館内清掃業務及び施設の維持管理を主業務としております。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）</p>	<p>区画整理事業等により宅地は年々増加しているが、今後、評価の内容についても精度を高め、経費削減等の方策について検討する。</p>	
<p>地方税法（昭和25年法律第226号）</p>	<p>地番図については、土地の位置・形状等を把握するために、市民の外、庁内各職場においても活用されていることから、業務の統合も視野に入れ見直しについて検討する。</p>	
<p>法令等の根拠はありませんが、年間、人口の4.5倍にあたる延べ約38万人が利用する施設を廃止することは、市内に民間経営の同種の施設もなく、又、まちづくりの根幹となるコミュニティ形成の核を失うことになり、市が掲げる市民協働の政策を推進するうえで、大きな障害となります。</p>	<p>施設の老朽化が激しいことから、今後、ボイラーの交換、屋根の葺き替え、塗装等の修繕費が増大することが想定され、基本方針の小学校区単位ごとの新設コミセン設置基準を見直す必要と既存施設の統廃合を検討する必要があります。また、原則として無料の使用料と光熱水費を有料化に転換し、使用料金を維持管理費に充当し市費負担の軽減を図ることも検討する必要があります。また、平成18年度完全実施となる「指定管理制度」の導入により委託料の軽減を検討する必要もあります。なお、現状、一般財源の削減は不可能となっております。</p>	<p>施設建設には、国（防衛）の補助金を充当していることから、最低でも当該施設の耐用年数は維持する必要があり、最高で44年間、最低で20年間は開設しておく必要があります。また、財産の廃止申請に1～2年の期間が必要です。他都市の同種施設の設置状況は、人口規模によって差異はありますが、1ないし2施設となっております。</p>
<p>法令等の根拠はありませんが、地域住民の最小組織である町内会等約150組織を束ねる町連協への補助金の廃止は、町内会等自体が行政の支援協力団体としての役割を果していることから、行政側の事務量が增大するばかりか、広域的な情報伝達手段を失うこととなります。</p>	<p>住宅地の開発が進み人口、世帯数が増加する現状において、町内会等が増加するとともに町連協の担う調整事務が増大している状況にあること、又、町連協を介して町内会等への行政からの依頼が増加していることから、補助金の削減を検討することは、行政と市民の溝を作ることとなります。</p>	<p>行政と地域組織である町内会等の連携は必要不可欠なことから、各市町村では町連協等への財政的支援を軽減する傾向にはありません。</p>
<p>法令等の根拠はありませんが、約1万5千人の地域住民が利用する施設を廃止することは、地域に民間経営の同種の施設もなく、又、まちづくりの根幹となるコミュニティ形成の核を失うことになり、市が掲げる市民協働の政策を推進するうえで、大きな障害となります。</p>	<p>施設の老朽化が激しいことから、今後、ボイラーの交換、屋根の葺き替えと塗装等の修繕費が増大することが想定され、コミセン施設等の同種施設の統廃合を検討する必要があります。また、使用料金を見直し、収入増を図り維持管理費に充当し市費負担の軽減を図ることも検討する必要があります。また、平成18年度完全実施となる「指定管理制度」の導入により委託料の軽減を検討する必要もあります。なお、現状、一般財源の削減は不可能となっております。</p>	<p>施設建設には、国（防衛）の補助金を充当していることから、最低でも当該施設の耐用年数は維持する必要があり、約20年は開設しておく必要があります。また、財産の廃止申請に1～2年の期間が必要となっております。</p>
<p>法令等の根拠はありませんが、約1万5千人の地域住民が利用する施設を廃止することは、地域に民間経営の同種の施設もなく、又、まちづくりの根幹となるコミュニティ形成の核を失うことになり、市が掲げる市民協働の政策を推進するうえで、大きな障害となります。</p>	<p>施設の老朽化が激しいことから、今後、ボイラーの交換、屋根の葺き替えと塗装等の修繕費が増大することが想定され、コミセン施設等の同種施設の統廃合を検討する必要があります。また、使用料金を見直し、収入増を図り維持管理費に充当し市費負担の軽減を図ることも検討する必要があります。また、平成18年度完全実施となる「指定管理制度」の導入により委託料の軽減を検討する必要もあります。なお、現状、一般財源の削減は不可能となっております。</p>	<p>施設建設には、国（防衛）の補助金を充当していることから、最低でも当該施設の耐用年数は維持する必要があり、約20年は開設しておく必要があります。また、財産の廃止申請に1～2年の期間が必要となっております。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等	
市民環境部	市民生活課	市民生活係	労働諸費	労働会館管理運営事業		S53	1,911	1,587	市内に居住又は勤務する勤労者及び勤労者の団体の福祉増進の場として提供しているほか、地域住民のコミュニティ活動の場として活用されております。また、業務を委託していることにより、人件費等の経費の軽減が図られ、効率的で円滑な施設運営が行われております。	施設の貸し館業務に係る受付・連絡調整、館内清掃業務及び施設の維持管理を主業務としております。	
		企画費		バス路線確保対策補助事業		S57	20,400	20,400	高齢者など交通弱者の交通手段を確保するため、不採算のバス路線に補助金を交付し、バス路線の維持、バス事業の安定運営を図ることにより市民生活の利便性を確保しております。	バス事業者及びバス運行協議会に対し「千歳市定期バスの運行に対する補助金交付要綱」及び「千歳市定期貸切バスの運行に関する補助金交付要綱」により補助金を交付しております。路線バスに対しては前年度実績に基づき300万円を限度に赤字額の1/3を補助しています。定期貸切バスについては経費の6割を限度として補助を行っております。	
		保健衛生総務費		霊園事業特別会計繰出金	×		5,792	5,792	市が霊園造成を行い、永代貸付を行った末広霊園の、草刈・清掃等の維持管理、園内に設置されている施設修繕を行うことにより、墓地の環境維持、墓参者及び霊園使用者に安らげる園内環境を提供しています。	市内にある霊園・墓地のうち、千歳霊園・末広霊園は、園内管理（草刈り、園内清掃）、じん芥収集等を委託し維持管理を行っております。郡部共同墓地は、除草剤、草刈機燃料などの管理物品を支給し、その地域の住民が草刈等を行っております。これら維持管理に係る費用のうち、末広霊園、郡部共同墓地は、一般会計からの繰出し金により賄われております。千歳霊園は、休憩センターの機械警備委託費を一般会計からの繰出し金で賄っております。	
		生活環境係	環境衛生費		野犬掃とう空地調査業務委託			4,536	4,536	動物の愛護及び管理に関する法律第7条及び千歳市動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定により野犬の捕獲及び処分を行うことができる旨が定められており、これに基づいて野犬掃とう業務を行っております。これにより、野犬による市民への人的、物的被害を防止安全な生活環境を維持を図ろうとするものです。空地調査業務は、市内住宅地の空地の状況を調査し、草刈等が必要な所有者に対し、空地の環境保全に関する指導要綱に基づき雑草の除去を促し、良好な住環境の維持、害虫の発生及び不法投棄等の防止に効果をあげています。	野犬掃とう業務は、市職員が行っていたが、平成11年度から民間委託となっております。市民からの放れ犬通報があったとき等に、委託業者へ連絡し、犬の捕獲、保健所への抑留を行っております。空地の現況調査についても、当初、市職員が調査していたものを民間委託に切り替えております。
		環境衛生費		蜂の巣及び害虫駆除委託業務			2,680	2,680	市民が、スズメバチ等に刺される被害を防止するため、スズメバチ等の蜂の巣を除去することにより市民の安全を図っております。特に、スズメバチについては、刺される場所(部位)によっては、死亡するなど人的被害が発生しているため、住宅地に出来た巣については、市の負担により除去しております。	市民からの通報により、蜂の巣駆除の委託業者が現地に赴き巣の駆除を行っております。駆除の対象は、住宅、住宅街の空地の巣であり、会社や工場等の事業所は対象外となっております。業務内容の性質上、駆除処理に精通した者(業者)でなければ、蜂に刺されるなどの被害が出ることから、市民が自分で駆除することは困難な面もあります。	
		環境衛生費		犬・猫不妊手術助成事業			H6	1,125	1,125	飼犬、飼猫の不妊手術費の一部を助成することにより不用な犬、猫の繁殖を防止し、併せて動物愛護精神の涵養及び飼犬・飼猫の適正な飼育管理について、市民意識の高揚を図ることを目的としております。また、不用な子犬・子猫の遺棄による、捨て犬・捨て猫の発生、それによる市民への危害の防止にも寄与しております。	市内の飼犬及び飼猫の所有者又は管理者に対し飼犬及び飼猫の不妊手術費用の一部を助成を行うことにより、不用な犬及び猫の繁殖を防止し、捨て犬・捨て猫の発生を抑制しております。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>法令等の根拠はありませんが、約1万7千人が利用する施設を廃止することは、市内に勤労者等が利用する民間経営の同種の施設もなく、又、まちづくりの根幹となるコミュニティ形成の核を失うことになり、市が掲げる市民協働の政策を推進するうえで大きな障害となります。</p>	<p>施設の老朽化が激しいことから、今後、ボイラーの交換、屋根の葺き替え、塗装等の修繕費が増大することが想定され、使用体系を維持しつつ同種施設の統廃合を検討する必要があります。また、使用料金を見直し、収入増を図り維持管理費に充当し市費負担の軽減を図ることも検討する必要があります。また、平成18年度完全実施となる「指定管理制度」の導入により委託料の軽減を検討する必要があります。なお、現状、一般財源の削減は不可能となっております。</p>	<p>施設建設には、国（防衛）の補助金を充当していることから、最低でも当該施設の耐用年数は維持する必要があり、約30年は開設しておく必要があります。また、財産の廃止申請に1～2年の期間が必要となっております。</p>
<p>根拠法令はありませんが、高齢者などの交通弱者の交通手段を確保し、市民生活の利便を図るため、不採算路線に補助金を交付してバス事業運営の維持、安定に努めているが、この事業を廃止した場合は、バス路線の存続が危惧されます。</p>	<p>今日のバス事業者の収支バランスを考えたとき、補助金の率、額を減少させることは困難となっております。</p>	<p>補助金の廃止は、バス路線の廃止につながりかねない施策であり、他に有効な対策を講じたうえでなければ、この事業の廃止は困難であり、市民生活に与える影響は甚大であります。</p>
<p>墓地埋葬法施行規則第6条の、経営者等の遵守事項の中で墓地の清掃の励行が規定されていることから、設置者である市は適正な維持管理に努めなければなりません。また、市が永代管理するという約束で、永代貸付を行った霊園であることから、この事業を廃止することは、霊園利用者約2700人(末広霊園)及びその親族に影響があります。さらに、霊園は、焼骨(遺骨)の埋葬場所ということから、草刈等の維持管理をやめたときには、園内の環境悪化や墓参者に著しい不快感を招くこととなります。</p>	<p>霊園の維持管理については、全て委託により実施しております。また、委託料については、縮減を重ねており、これ以上の削減は困難な状況となっております。</p>	<p>廃止はできません。</p>
<p>野犬掃とうは、動物の愛護及び管理に関する法律第7条、千歳市動物の愛護及び管理に関する条例第15条の規定により市の業務となっております。空地調査業務は、法令等の根拠はありませんが、事業を廃止した場合には、草刈等の必要な箇所の把握が困難となり、指導等による草刈等が遅延又は未実施となり、雑草地等に起因する害虫の発生や不法投棄等の防止・抑制がきかなくなり住環境が急速に悪化することが懸念されます。</p>	<p>従来、市職員が直営で業務を行っていたが、平成11年度から全面委託業務により実施しております。以来委託料の縮減を重ねており、これ以上の削減は困難な状況となっております。空地調査業務については、一定程度市民に周知、理解が得られたことから、一時休止し、市民の自主的な対応に期待することもできます。</p>	<p>野犬掃とう業務は、市民の人的、物的被害を防止する必要から廃止はできません。空地調査業務は、空地の環境保全に関する指導要綱の廃止又は改正を行えば平成17年度からでも事業の廃止は可能ですが、従来、直営で実施していたものを委託（人員削減）にした経緯がある中、業務を廃止した場合には、市民からの苦情は増加することは明らかで、これらの苦情に対処するため、結果的に一部業務を直営で行わなければならないが、現状の体制では困難なことから、市民の善良なる管理に期待します。</p>
<p>法令等の根拠はありませんが、市民の生命・身体の保護、安全な生活の確保ができなくなります。</p>	<p>従来、市職員が直営で業務を行っていたが、平成11年度から全面委託業務とし、以来委託料の縮減を重ねており、これ以上の削減は困難となっております。市が、蜂の巣の駆除を全額負担するのではなく、個人負担に切り替えることにより、一般財源を削減することはできます。</p>	<p>スズメバチ等は、住宅や住宅外の空地に巣をつくっております。自分が居住する住宅に巣をつくられたのであれば、危険回避のため自己負担で処理してくれると思いますが、空地については近隣住民が被害を受けるだけで、土地所有者等に被害はないのにあえて費用を負担して駆除してくれるかどうかは疑問が残ります。業務廃止した場合には、市民からの苦情、事故は増加することは明らかで、これらの苦情に対して駆除業者の紹介のみを行なうのか、自己負担の求め方等に基準を定めるのか等の整理が必要となります。結果的に再度一部事業を直営で行わなければならないが、現状の体制では困難なことから、市民の自己防衛努力に期待します。</p>
<p>法令等の根拠はありません。市内の飼犬及び飼猫の所有者に対し飼犬及び飼猫の不妊手術費用の一部を助成することにより、不用な犬・猫の繁殖を防止し、捨犬・捨猫の発生を防ぐための助成をしていますが、この事業を廃止した場合には、毎年、350件程度の犬・猫の飼主に影響があります。</p>	<p>捨犬・捨猫による野良犬・野良猫の発生を防ぐため、助成が制度化されたが、不妊手術の意義が一定程度周知されたこと、又、制度の対象が犬・猫を飼っている特定の市民に限られていることもあり、制度を廃止し飼主の責任と負担により不用な犬・猫の発生を防ぐ措置を講じていただくことにします。 この事業の見直しによる削減額は、1,125千円</p>	<p>千歳市飼犬・飼猫不妊手術費助成実施要綱を廃止し、平成17年度から事業を廃止はします。道内でこの制度を実施しているのは、現在、2市のみとなっております。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等	
市民環境部	市民生活課	生活環境係	葬斎場費	葬斎場管理運営事業		H10	38,927	30,919	墓地理葬法に火葬場設置が規定されており、死亡者を火葬にすることは、死体の腐敗を防ぐ意味から、また、日本人の慣習からも必要なこととあります。火葬業務を含めた施設の清掃管理等については、現在の葬斎場の運用開始時から民間に委託し、管理維持コストの低減、市民サービスの向上を図っております。	火葬業務を含めた、施設の清掃・管理については、現葬斎場の運用開始した平成10年度から民間委託により実施しております。設置後、6年を経過し、施設や火葬炉の補修費用が増加してきています。	
		交通安全係	交通安全推進費	交通安全教室実施業務等・街頭立哨業務等				12,141	12,141	交通事故死12年連続全国ワースト1という北海道の交通状況にあることから、交通安全運動を積極的に展開するため、交通安全に携わる指導員を32名配置し、児童・生徒等の登下校時の安全指導を実施するとともに、幼児・児童自らが日常生活において、安全に道路を通行するための基本的技能及び知識を習得させるための、交通安全教室を開催しております。また、交通弱者といわれる高齢者に対しても継続的な交通安全教室を開催することにより、幼児・児童・高齢者が交通事故に遭わないように、事故防止努める一方、市民の交通安全意識の高揚を図るなど、日々交通安全運動の推進に効果をあげております。	児童・生徒の通学時における登下校時の安全指導 交通弱者に対する交通安全教室の開催 交通安全啓発活動
			交通安全推進費	交通公園管理委託業務				1,998	1,998	遊びながら交通ルールを学習する機会を市民に提供するため、交通公園（千歳市交通安全教育施設）を設置し、交通安全意識の高揚及び交通事故の抑止を図っています。	交通安全教室の開催（年間30回）。一般開放として5月から10月までの期間（月曜日を除く）市民に開放。年間利用者24,000人 課題 交通公園防護柵の腐食。
	市民課	市民係	市民サービスセンター費	千歳駅市民サービスセンター			H16	8,497	8,497	市民サービスの向上のため千歳駅ビル「ペウレ」2階に証明書の発行窓口を開設し、午前7時30分から午後7時まで業務を行っています。また、図書の貸し出し・返却（ボックス設置）、インターネットサービスも行っていきます。	平成16年4月にオープンし、印鑑証明、住民票等の証明発行業務を行っています。サービス内容は、証明等の発行業務であり、申請受理は行っていません。開設時間は、午前7時30分から午後7時までですが朝の早い時間帯は利用が少なく、今後1年間の推移をみながら検証する必要があります。
			交通傷害保険費	市民交通障害保険事業			S42	3,133		交通事故により傷害を受ける市民を救済するため市民交通傷害保障制度を設け、市民生活の安定と福祉の増進に寄与します。	「千歳市民交通傷害保障条例」に基づき市が保険会社と契約した保険に市民が交通事故に備え加入するものです。市民が掛け金を払い事故にあった場合保険会社から被害者に保険金が支払われます。
			交通傷害保険費	交通事故見舞金支給制度			S49	1,200	1,200	交通事故で死亡した市民の遺族に対し見舞金を支給し、市民生活の安定と市民の福祉に寄与します。	市民が本人の重大な過失によることなく交通事故で死亡した場合、遺族に対して市から見舞金20万円が支給されます。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>葬斎場は、墓地埋葬法の規定により運営されています。同法第4条で墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止の規定があり火葬場以外の施設で火葬を行なうことはできません。この事業を廃止すると、毎年480件の死亡者の火葬が出来ない等の影響が出てきます。火葬場は、市町村が個別に又は組合の形で設置しており北海道においては、民間設置の火葬場はありません。</p>	<p>現在の葬斎場の開設を機に、職員（非常勤）で火葬業務を行っていたものを委託に切り替え、管理運営を全面委託業務とし経費の削減を図った経過があります。以来委託料等の縮減を重ねており、これ以上の削減は困難な状況になっております。</p>	<p>廃止はできません。</p>
<p>交通安全対策基本法第4条に地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を確保するため、その区域における交通の安全に関し、国に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じ策定し、これを実施する責務を有するとなっております。 交通安全教室実施業務については、全国的に交通弱者の交通安全教育が重視され、重大事故の抑止に努めていることから廃止は困難であります。 街頭立哨業務については、交通環境の整備拡充により段階的に削減することは可能な状況になってきました。</p>	<p>市内13小学校中、10校の小学校に交通安全教育指導員を配置し、登下校の安全指導を実施しております。交通安全教育指導員の配置がされていない3小学校については、公平を保つため交通指導員を配置し、交通安全の推進に努めておりますが、今後においては、交通指導員が行なっていた登校時の安全指導を廃止することにより、平成17年度から150万円を削減する事ができます。</p>	<p>交通安全指導は、交通環境の整備に伴い、信号機の増設や通学路の整備充実等により安全は確保されてきております。今日、交通弱者（幼児・児童及び高齢者）の交通事故を防止するため、交通安全教育が強く求められていることから、より一層交通安全教育を推進することが重要となってきております。</p>
<p>交通安全対策基本法第4条に地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を確保するため、その区域における交通の安全に関し、国に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の実情に応じ策定し、これを実施する責務を有するとなっております。 交通知識の普及、交通道德のかん養を図る機会及び場所が制約されます。</p>	<p>5月から10月までの公園の開放時に、施設管理人を配置し、施設の開放、自転車・ゴーカートの出し入れ等の施設の管理と利用者の指導にあっている。現在、管理人が日中常勤しておりますが、早朝と夕刻時に勤務させ、日中の勤務を外すことにより人件費を削減します。また、土・日曜日、祝日の繁忙期には、2名体制で管理を行なっているが、これを1名体制にすることにより、人件費の縮減を図ります。</p>	<p>平成17年度から施設管理体制を最小限にすることにより、事業費を縮減します。管理人不在時の事故対応が課題となります。</p>
<p>今年4月にオープンし、開設時間は7時30分から午後7時までで印鑑証明、住民票等の証明発行を行っています。4月から7月までの月平均利用者は625件、1日平均では21件となっております。年末年始を除き土・日・祝日も業務を行っていたため、閉庁時も証明書の発行サービスが受けられます。</p>	<p>今年度4月に開設しており、今後の利用状況、財政事情、市民ニーズを見て今後のサービス内容を検討することが必要と考えます。16年度予算で一般財源 8,497千円。</p>	<p>今年4月に開設したものであり、今後の利用状況を見て検討することが必要と考えます。</p>
<p>市民が交通事故に備えて低廉な掛け金で手軽に加入できる保険として、昨年度1,562人の加入者がおり、全国的にも行われていることから継続が必要な事業と考えます。</p>	<p>市の単独事業ですが、手軽に加入できる交通傷害保険として昨年度1,562人が加入しており廃止した場合影響は大きく、市の財政負担、事業廃止による予算の削減効果も無いことから継続すべきと考えます。</p>	<p>「千歳市民交通傷害保障条例」の廃止。広報等による保険取扱いの廃止を周知。今年度既に加入申し込みがされているため新年度からでなければ廃止は出来ません。全国市長会の申し合わせにより始められた事業であり全国的に実施しています。</p>
<p>市の単独事業であり、市民が交通事故に備えて「市民交通傷害保険」等の保険に加入することでこの事業の廃止による影響は避けられると考えます。</p>	<p>市の単独事業であり廃止による一般財源の削減額は、15年度実績で3件、600,000円です。</p>	<p>「千歳市交通事故見舞金支給条例」の廃止。道内の主要な10市に照会しましたが同様な制度を実施している市はありませんでした。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	市民課	年金係	社会福祉総務費	診断書料金助成事業(障害基礎年金申請等)		S54	540	540	国民年金法に規定する障害基礎年金の裁定請求時に必要な診断書の作成料を助成することにより、障害者の経済的負担の軽減と裁定請求しやすい環境を整備し、年金制度の有効利用及び年金支給による生活安定の一助とします。	診断書作成料の全額を助成しており、これにより裁定請求の際の障害者の経済的負担の軽減と生活の自立のための一助となります。
	人づくり推進課	生涯学習プラザ係	企画費	市民活動サポートセンター事業		H16	200,419	99,830	市民の生涯学習に対する参加意識や関心を高めるとともに、市民の主体的な学習活動を支援するための情報提供や活動、さらには、女性団体・NPO法人・各種団体が相互利用を図り、自主的交流・連携が出来る市民活動や市民・行政が互いに連携し学びあい、協働して生涯学習のまちづくりを推進するための拠点とします。このことにより「人の魅力でまちが輝く生涯学習都市」の実現に大きく貢献することとなります。	旧エスプラザビルを再活用し市民活動サポートセンターを設置します。
			企画費	生涯学習フェスティバル「ふるさとポケット」事業		H8	2,470	2,470	様々な市民活動の交流と連携や人のネットワークづくりを推進します。	市民の主体的な学習活動を支援することにより、多様な市民活動のネットワークづくりを推進します。
	国保医療課	国保給付係	社会福祉総務費	国保会計繰出金(はり・きゆう助成事業分)		S60	18,360	18,360	はり灸の治療を行うことにより、疾病の重度化を防止し、医療費の抑制効果をもたらすものとして助成を行っている。はり・きゆうの治療については、医師の同意書があれば保険適用となるが、医師の同意を得るのが難しく、保険適用とならない場合が多いため、助成を行っている。	はり・きゆうの治療が必要と認められる被保険者が対象。年間、一人、一回1,200円の45回分を助成。助成を取り止めた場合、疾病の重度化により、医療費の増加が懸念される。本制度は、千歳鍼灸指圧師会から請願があり、保健事業の一環である疾病予防を目的として施術料に対する助成事業として実施されているが、一般会計の繰入で、国保加入者だけの助成には課題がある。
			社会福祉総務費	国保会計繰出金(国保料抑制分(老人・障害・寡婦控除))		S60	208,220	208,220	高齢者(65歳以上)・障害者・寡婦の被保険者に対する保険料額を軽減する目的で実施。収入の少ない被保険者に対する保険料額の軽減の効果は大である。	被保険者の所得から、高齢者・障害者・寡婦等の該当に応じて、一定額を控除し、保険料額を決定する。これらの控除を廃止した場合、高齢者・障害者・寡婦の被保険者の保険料額が大幅に引き上がることが予測され、被保険者の負担は大である。上記対象者は国保加入者の割合が高い。また、医療助成制度において、自己負担の条例改正を行ったばかりであり、弱者への配慮がないと批判が強くなるもの、これら対象にならない中間層への配慮として廃止の上、料率を下げる方策も検討する必要がある。
			社会福祉総務費	国保会計繰出金(国保料軽減分(2割軽減))		S59	1,750	1,750	定められた期間を過ぎてから申請のあった一定所得以下の被保険者に対し、保険料額の軽減のために実施。低所得者の保険料額の軽減に効果がある。	該当者の保険料額の2割分を軽減。一定の期間内に申請のあった被保険者(国の法定減額が適用となる。)と期間を経過して申請のあった被保険者の保険料額に差が生じるのは被保険者の理解が得られないと考えられる。この軽減分を保険料に求めるとなると保険料額が上がる。なお、全国市長会では、国民健康保険制度における当面の措置及び制度運営上、保険料の2割軽減制度の申請主義を廃止することを国に要望している。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>障害基礎年金が不支給となった場合、診断書作成料が申請者の負担になるだけであり、請求数の減少が考えられます。</p>	<p>市の単独事業であり廃止による一般財源の削減額は、15年度実績で39件、296,600円です。</p>	<p>支給要綱の廃止。道内の主要な10市に照会しましたが同様な制度を実施している市はありませんでした。</p>
<p>市民活動の拠点となる市民活動サポートセンターの設置は、「人の魅力でまちが輝く生涯学習都市」の実現に向けた重点的取り組み事業であり「生涯学習のまち重点プロジェクト」に位置づけられています。この事業を廃止した場合、市民活動を弱体化させないために新たな展開の支援策を検討することが必要です。</p>	<p>政策判断による廃止</p>	<p>【手続き】この施設は、議会の議決事項であることから議会への説明理解と条例の改廃が必要です。【必要期間】議会等への説明対応期間が必要です。【課題】この施設は、中心市街地活性化の要として、「千歳市中心市街地活性化基本計画」の賑わい拠点創出プロジェクトのひとつに位置づけ『生涯学習などの「市民活動」・「市民協働」を高めて推進していくことが今後のまちづくりにとって極めて大切である』という観点から設置することとしました。このことから廃止するにあたり「賑わい拠点の創出」や「市民活動・市民協働を高める拠点」づくりを今後どのように進めるかが課題となります。</p>
<p>千歳市生涯学習まちづくり推進計画「ひと・まち魅力プラン」に位置づけられている「生涯学習のまち重点プロジェクト」の推進及び達成の原動力として実施している事業でもあり年々活動が高まり市民協働事業として発展してきています。したがって廃止した場合のリスクは非常に重いものがあると推測します。来年度は、事業開始10年目を迎え、市民活動の原点を見つめる意味において市民協働の立場から市民一人ひとりが市民活動を通して、相互に連携・協調する力を持ち、自らの活動により自主自立型の活動展開となるよう10年をひとつの節目として捕らえつつ行政としてバックアップすることが必要です。</p>	<p>H17までは現状維持、H18からは自主自立型再構築を検討します。</p>	<p>【手続き】実行委員会への説明理解が必要。【必要期間】第10回の開催準備において方向付けをします。【課題】1000人を超える実行関係者と25000人以上の来場者により年々高まってきた「市民活動」・「市民協働」の中心的事業が衰退しないよう、今後どのように推進を図るかが課題となります。</p>
<p>はり・きゅう治療の助成を廃止することにより、疾病の重度化の緩和との関連が問われるが、受益者負担の原則からも検討しなければならない。</p>	<p>バス券、入浴券、高齢者を対象に実施しているあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの助成と併せて見直しを実施したい。助成金額、助成回数等</p>	<p>広報等による周知をし、1/3づつ縮減し、3年かけて廃止。現在、国民健康保険として実施しているのは、札幌市のみである。</p>
<p>被保険者の所得から、高齢者・障害者・寡婦等の該当に応じて一定額を控除し、保険料額を決定している。これらの控除を廃止した場合、高齢者・障害者・寡婦の保険料が大幅に引き上がることが予測される。これらの者たちは、医療助成制度において、自己負担額の引き上げを行ったばかりであり、負担が非常に大となる。</p>	<p>国は、20年度に高齢者医療制度をめざしている。あらたな医療制度であるため保険料算定や一般会計の繰入などについて見直しが必要である。また、若年世代や中間層への配慮としてこれら制度の見直しも必要である。</p>	<p>北海道内では、千歳市のみ軽減であるが、他市町村においては、別の方法で保険料抑制の繰り入れを行っている市が4市ある。</p>
<p>期日を過ぎてから申請のあった一定所得以下の被保険者。15年度実績216人。一定の期間内に申請のあった被保険者と期間を経過して申請のあった被保険者の保険料額に差が生じるのは、被保険者の理解が得られない。全国市長会では、申請主義を廃止することを国に要望している。</p>	<p>18年度廃止、各市の取扱方法を再調査し、申請期日・方法など再検討する。</p>	<p>北海道内において、8市町村で実施している。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	国保医療課	国保給付係	社会福祉総務費	国保会計繰出金（福祉医療分繰出金）		S60	101,244	101,244	原則、一般被保険者に係る医療費の4/10については、国庫補助金の対象となるが、老人、障害、乳幼児等の助成（道及び市の施策による助成）を受けている者に対する医療費については、国庫補助金の対象医療費から減額されるため、国保会計の安定を図るため、医療費助成による波及増分を繰り出している。	老人、障害、乳幼児等の助成による医療費の波及増分を繰り出し、この波及増分を保険料に求めるとなると、保険料額が上がる、保険者の負担は大である。全国市長会では、国に対して各種医療助成制度単独事業の実施に対する減額措置を廃止することを要望している。
			社会福祉総務費	国保会計繰出金（繰出金財政安定化支援分）		H10	90,207	90,207	被保険者の保険料負担額引き上げ抑制のため繰出しを行い、被保険者の保険料額の抑制に大いに効果がある。	国保会計歳出総額から確保可能な歳入額を引いた額。この分を保険料額に求めることとなると、保険料額が非常に上がり、被保険者の負担が増えることの影響は大である。
		医療助成係	老人福祉費	老人医療費助成事業		S46	126,469	105,973	高齢者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	道の老人医療は、65歳～69歳市の老人医療は、68歳～69歳医療費の自己負担額から1割又は2割（老人保健法医療受給者と同様の一部負担金）を引いた額を助成する。
			老人福祉費	老人医療費助成事務事業			13,087	10,965	高齢者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	医療受給者証の発行に係る経費北海道国民健康保険団体連合会及び北海道社会保険診療報酬支払基金への審査に係る手数料支出各医療機関等への請求事務取扱手数料支出
			老人福祉費	高齢者指圧・マッサージ施術助成事業		H4	11,374	11,374	高齢者に対し、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの施術費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	対象者は、70歳以上(必要な方のみ)、年間24枚（1枚1,200円の割引）の助成券を交付、当初は1枚1,000円だったが、平成11年から1,200円
			身体障害者保護費	重度障害者医療費助成事業		S48	366,678	151,145	重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	医療費の自己負担額分を助成する。受給者の増加に伴う受診件数の増加により市負担額も増加の一途をたどっている。自己負担が無料のため、医療費全体も増高している。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>原則、一般被保険者にかかる医療費の4/10は国庫補助金の対象となるが、老人、障害、乳幼児等の助成を受けている者に対する医療費については、その波及増分が、国庫補助金の対象から除かれるため、繰り入れを廃止した場合、国保会計の負担が増となり、被保険者の保険料が上り、全国市長会では、国に対し、各種医療助成制度単独事業による減額措置を廃止することを要望している。</p>	<p>H16 北海道医療助成制度の見直しに伴い、H17年度において国の補助削減の緩和相当額を削減</p>	<p>北海道内の21市で実施している。</p>
<p>この分の繰り入れが廃止された場合、その財源を被保険者の保険料に求めなければならない、被保険者の負担が非常に大となる。</p>	<p>H17 北海道医療助成制度の見直しに伴い医療軽減による一般会計の繰入を削減 なお、国は、20年度に高齢者医療制度をめざしている。あらたな医療制度であるため保険料算定や一般会計の繰入などについて大幅な見直しが必要である。</p>	<p>北海道内では、11市で実施している。</p>
<p>65～69歳のうち対象の1,900人。医療費の2割分が負担増となる。平成20年度の国の高齢者医療制度に移行するので、廃止による影響は無し。</p>	<p>16年度に市の単独部分を見直し、20年3月末で廃止を決定済</p>	<p>20年3月末で廃止を決定済。23都道府県で実施。65歳から対象～15道府県。所得制限～22都道府県。廃止～7都道府県。縮小～8府県。</p>
<p>70歳以上の750人</p>	<p>助成額を段階的に引下げ（交付枚数を減らす）2年後に廃止。見直し初年度 6,628千円。次年度 14,305千円。</p>	<p>広報等による周知をし、次年度に1/2に縮減、その次の年度に廃止。同様の事業実施は道内の市で4市だけ。1人当たりの助成額は2番目に高い。</p>
<p>対象の1,500人。3歳以上の課税世帯（1割負担）は医療費の2割分が負担増となる。非課税世帯及び3歳未満（初診時一部負担金のみ負担）は医療費の3割分が負担増となる。</p>	<p>16年度に市の単独部分は廃止を決定。今後の見直しは全道の状況等を見て判断。</p>	<p>道と市が共同で実施につき、道の補助メニューにあるうちは廃止は、無理。全都道府県で実施。所得制限～35都道府県。負担無料～35府県。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	国保医療課	医療助成係	身体障害者保護費	重度障害者医療費助成事務事業		S48	14,588	7,895	重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	医療受給者証の発行に係る経費、北海道国民健康保険団体連合会への審査に係る手数料支出、各医療機関等への請求事務取扱手数料支出
			児童福祉総務費	乳幼児医療費助成事業		S48	141,357	98,966	乳幼児の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図る。	医療費の自己負担額分を助成する。受診件数の増加により市負担額も増加の一途をたどっている。自己負担が無料のため、医療費全体も増嵩している。
			児童福祉総務費	乳幼児医療費助成事務事業		S48	14,596	14,253	乳幼児の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図る。	医療受給者証の発行に係る経費、各医療機関等への請求事務取扱手数料支出
			母子福祉費	母子家庭等医療費助成事業		S48	98,869	73,931	母子家庭等の母及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。	医療費の自己負担額分を助成する。受給者の増加に伴う受診件数の増加及び母の通院が市単独のため市負担額も増加の一途をたどっている。自己負担が無料のため、医療費全体も増嵩している。
				母子福祉費	母子家庭等医療費助成事務事業		S48	9,590	7,346	母子家庭等の母及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進を図る。
	男女共同参画推進課	推進係	企画費	情報誌発行事業		H8	433	433	市民に男女共同参画に関する情報を提供し、男女共同参画の啓発を図る。全戸配布のため、広く周知ができ男女共同参画社会への認識を高めるには、効果的である。	開始当初から平成13年度まで町内会班回覧のため、読んでいるという市民の声が少なかった。そのため、平成14年度から全戸配布にし昨年度まで年2回発行した。今年度からは経費削減のため、年1回の発行としたが、平成17年度からは、さらに紙面づくりを工夫し、啓発内容の充実を図る。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>対象の6,000人。3歳以上の課税世帯（1割負担）は医療費の2割分が負担増となる。非課税世帯及び3歳未満（初診時一部負担金のみ負担）は医療費の3割分が負担増となる。</p>	<p>16年度に市の単独部分は廃止を決定。今後の見直しは全道の状況等を見て判断。</p>	<p>道と市が共同で実施につき、道の補助メニューにあるうちは廃止は、無理。全都道府県で実施。所得制限～24都道府県。自己負担無料～18都道府県。就学前までの年齢拡大・入通院～9都道府県。就学前までの年齢拡大・入院のみ～21府県。</p>
<p>対象の2,700人。3歳以上の課税世帯（1割負担）は医療費の2割分が負担増となる。非課税世帯及び3歳未満（初診時一部負担金のみ負担）は医療費の3割分が負担増となる。</p>	<p>16年度に市の単独部分は廃止を決定。今後の見直しは全道の状況等を見て判断。</p>	<p>道と市が共同で実施につき、道の補助メニューにあるうちは廃止は、無理。全都道府県で実施。所得制限～47都道府県。自己負担無料～27府県。父子家庭までの拡大～30都道府県。</p>
<p>平成11年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」により地方公共団体の責務として謳われている。この事業は、全戸配布のため、広く啓発ができ男女共同参画社会への認識を高めるのに効果的である。</p>	<p>紙面の縮小や1色刷り</p>	<p>啓発活動は、最も基本的な業務でありこれを廃止することは、当該課の存在意義すら問われることになる。発行に要する費用の縮減は可能でも、廃止することはプラン推進効果に大きな影響が出る。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	男女共同参画推進課	推進係	企画費	男女共同参画推進研修派遣事業		H10	225	223	「ちとせ女性プラン」の基本となるのは、日常に固定化された「男は仕事、女は家庭」とする性別役割分担意識の変革であり、市民の積極的な意識啓発が極めて重要となる。市民各層のプランへの関心や理解度を高めるためには、不特定多数への呼びかけによる底辺の拡大が必要であり、新たな人材の発掘が期待できる。これらプラン推進の効果を高めるため、公募による市民を派遣している。 平成14年度から研修参加者による会を組織し、自主的な学習会活動を行い市の事業への参加やワークショップなどを開催しており研修の効果が認められる。	平成10年3月に「ちとせ女性プラン」を策定しプランの啓発・推進を高めるため広く市民を公募し道外研修派遣を実施している。平成10年度は6名を募集していたが、平成11年度からは4名の募集としている。
			企画費	ちとせ男女平等推進会議事業		H10	465	465	男女共同参画社会の実現にむけ、平成10年3月に策定した「ちとせ女性プラン」を推進するため広く市民から意見等を聴取することを目的に設置。市民と行政の協働で男女共同参画社会形成という目的達成への手段として有効である。	推進会議は、公募及び各種団体等からの推薦のあった委員15名で構成されている。市長が委嘱し2年任期としている。平成15年度まで年1～2回の会議や研修を実施し、「ちとせ女性プラン」の推進に必要な事項について研究協議を行っている。
			企画費	ちとせ女性月間事業		H8	300	150	国は、平成13年度から6/23～29までの一週間を「男女共同参画週間」と位置づけ、千歳市は平成8年度から毎年6月を「ちとせ女性月間」と位置づけて「ちとせ女性プラン」の推進と男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行っている。「ちとせ女性プラン」推進の最も基本的で重要なことは、性別役割分担意識を変えることであり、そのための動機づけとしての効果は大きい。	月間中は国の行う各種事業と連携するとともに千歳市では、独自に講演会、ワークショップ等を実施し、市民への「ちとせ女性プラン」の周知・啓発等の活動を展開している。
	環境課	環境保全係	公害対策費	水質汚染測定事業（経常費）		S61	7,010	6,966	水質汚濁の低減のため、水質汚濁防止法第14条の4では、市町村は必要な施策の実施に努めることとされており、特に千歳川は下流の2市2町の水道水源として利用されていることから、最上流部としての水質保全の責務は重大です。公共水域の水質汚濁状況の把握と監視を目的とする水質測定は、環境行政において各種施策の重要な基礎資料となるもので、継続して実施しています。	新たな科学的知見に基づき、環境基準及び要監視項目の追加など、基準項目は増加傾向にありますが、過去からのデータの比較など、水質測定の効果が失われないよう関係機関等との調整を行いながら見直しを進めていきます。
			公害対策費	水質汚染測定事業美々川水わた対策（臨時費）			459	459	美々川に発生した『水わた』は、美々に設置する環境センターの最終処分場を流れる西美々川や処理水などが原因として問われた経過があり、美々川流域市等からの要望により、第3者的立場から環境課が水質測定を行い、監視を行っています。	昭和61年6月、美々川に水わたが発生し、従来からの定期河川水質調査に加え、測定頻度を増やし水質分析を行ってきましたが、環境センターの処理水が平成17年2月から下水道へ放流される予定となっています。
			公害対策費	水質汚染測定事業産業処分場河川水質調査（臨時費）			764	764	安定型産業廃棄物最終処分場から河川への浸出水の影響を監視します。	市内2カ所の産業廃棄物最終処分場流域河川について調査しています。1カ所につきましては埋め立てが完了しました。今後は、測定結果により調査の見直しを図ります。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「男女共同参画社会基本法」。この事業は、市民各層のプランへの関心や理解度を高めるためには、不特定多数への呼びかけによる底辺の拡大が必要であり、新たな人材の発掘が期待できる事業である。</p>	<p>派遣者数の削減</p>	<p>「ちとせ女性プラン」の基本は、性別役割分担意識を変えることであり、そのためには、市民レベルでの意識変革が重要である。参加者には研修後、地域での推進者として大きな役割を課している。廃止は不可能だが、参加者人数を減ずることは可能。</p>
<p>「男女共同参画社会基本法」。この事業は、男女共同参画社会の実現に向け、「ちとせ女性プラン」を推進するため広く市民から意見を聴取することを目的に設置されたもので、市民と行政の協働での手段として有効である。</p>	<p>「新ちとせ女性プラン」(仮称)策定に向けて会議を開催しなければならないが開催回数を最小限にする。</p>	<p>「ちとせ女性プラン」は、行政・市民・企業等が一体となって推進することを基本としており、市民各層からの意見を聴取する場として設置しているのであり、廃止は不可能。しかし、開催数、報酬額の減による費用の縮減は可能。廃止した市町村はない。</p>
<p>一般財源を持たないで事業を実施することは、大きな困難を伴うが、月間事業そのものを廃止する訳ではないので工夫を重ね、効果的な事業展開に努める。</p>	<p>月間事業の根本的見直しを行い実行委員会組織により、実施する。</p>	<p>特に期間の定めはないが今後、女性団体等との協議を行う。</p>
<p>水質汚濁防止法第16条第4項に「国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。」とあり、都道府県知事が測定計画を作成しています。現在、千歳市はこの計画に含まれておりませんが、水質保全の基礎として状況把握は不可欠であり、各種施策の重要な資料にもなるものであります。多くの先端企業を抱えているという地域の特性からも、水質分析の廃止は情報不足による環境保全意識の低下や行政対応に遅れを生じる可能性もあります。</p>	<p>事業そのものは廃止することができませんが、測定地点及び測定内容の見直しにより縮減を図ります。</p>	<p>水質分析による状況把握は、水環境保全の基本であり市民が良好な水環境の恩恵を受け、将来にわたって水質の保全と維持を行う上での根幹をなすものであり、千歳川流域市町等では「千歳川水系水質保全連絡協議会」を組織して水環境保全に努めています。</p>
<p>平成2年度から水わたの発生は見られず、処理水が下水道に接続されるため、水わた対策としての水質測定を廃止します。</p>	<p>事業を廃止します。</p>	<p>定期河川水質調査を行っていきます。</p>
<p>現在1か所で埋立を行っているため、事業者への監視を含め、流域河川の水質測定により、事業場からの浸出水の河川への影響を監視しています。</p>	<p>測定内容の見直しにより縮減を図ります。</p>	<p>埋立処分が終了し一定期間の調査結果により見直しを行っていきます。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	環境課	環境保全係	公害対策費	ダイオキシン類測定業務（臨時費）			684	684	発ガン性のあるダイオキシン類を測定し、健康被害を事前に防ぐ資料とします。	ダイオキシン類対策特別措置法第6条に規定する基準に基づき監視しています。ダイオキシン類の発生は野焼きや自動車等の排気ガスまで様々な要素があり、発生する可能性は常に身の回りにあるため、監視体制が重要となっています。
	減量推進課	リサイクル係	清掃総務費	集団資源回収事業（千歳市環境保全公社交付金事業）		S56	82,405	82,405	家庭から排出される資源物の再資源化・廃棄物の減量化により、最終処分場の延命化につながります。	参加町内会等からの資源物を月1回収集し、再生処理事業者へ引き渡し、再資源化します。
		清掃指導係	塵芥処理費	塵芥収集運搬事業（市街地区塵芥収集運搬業務委託事業）	×	H10（委託）	177,885	177,885	安定した塵芥収集運搬により生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られます。	可燃ごみ（週2回）、不燃・有害ごみ（週1回）は、市街地を5ブロックに分けて、4種資源物（週1回）は、市街地を3ブロックに分けて収集しています。収集区域の範囲拡大に伴い、収集費用の節減方法が課題となります。
	塵芥処理費		塵芥収集運搬事業（鉄東、鉄西方面塵芥収集運搬業務委託事業）	×	H4（委託）	32,433	32,433	安定した塵芥収集運搬により生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られます。	・鉄東地区は、市街地6ブロックの大型ごみ（各ブロック月1回）や農村地区の可燃ごみ（週1回）、不燃ごみ・有害ごみ・4種資源物（月2回）、大型ごみ（月1回）を収集しています。 ・鉄西地区は、市街地7ブロックの大型ごみ（各ブロック月1回）や支笏湖温泉地区の可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・4種資源物（週1回）、大型ごみ（月1回）を収集しています。（ただし、支笏湖温泉地区の可燃ごみについては、6月から8月までは週2回収集しています。） 収集区域の範囲拡大に伴い、収集費用の節減方法が課題となります。	
	廃棄物処理課	環）施設係	し尿処理場費	し尿処理等管理運営業務	×		11,519	11,519	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とします。	汚水投入施設の正常な運転を確保し、安全で衛生的・適正な処理を行います。
			し尿処理費	し尿収集運搬収納事業	×		32,550	22,293	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とします。	仮設トイレ及び一般家庭のし尿のくみ取りを行います。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>ダイオキシン類対策特別措置法第3条で、「～地方公共団体は環境の汚染防止又は除去等に係る施策を実施するものとする。」とあり、同法第27条第1項による北海道からの協議に基づき、調査測定を実施しています。また、残留性が高い物質であることから、汚染発生時には逆に多大なコストがかかるほか、原状回復までに長期間を要します。</p>	<p>測定地点及び内容等の見直しにより縮減を図ります。</p>	<p>ダイオキシン類の分析による状況把握は、環境行政を行う上での基礎資料となるものであり、道と連携のもとで測定計画に沿って実施していることから、十分な協議が必要とする。</p>
<p>町内会等への還元金がなくなり、リサイクル意識の低下が懸念されます。また、公社の役割・業務内容の再検討が必要となります。</p>	<p>町内会等が回収業者へ直接売り渡すシステムの構築や町内会等への還元金の見直しが考えられます。</p>	<p>家庭ごみの有料化の検討時に集団資源回収の見直しが必要となります。道内他市の実施状況は、市直営による回収が15市、住民団体等による回収が26市（重複を含みます。）となっております。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に義務づけられています。</p>	<p>世帯数の増減など実態に合わせた収集方法・回数等の見直しを実施します。</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に義務づけられています。</p>	<p>世帯数の増減など実態に合わせた収集方法・回数等の見直しを実施します。</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	廃棄物処理課	環)施設係	廃棄物処理施設管理費	環境センター管理運営業務「破碎処理場」			26,505	10,157	破碎処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	破碎処理施設の正常な運転を確保し、安全で衛生的・適正な処理を行います。
			廃棄物処理施設管理費	環境センター管理運営業務「焼却処理場」			82,065	0	焼却処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	焼却処理施設の正常な運転を確保し、安全で衛生的・適正な処理を行います。
			廃棄物処理施設管理費	各種検査・維持管理委託等経費			24,923	24,923	各処理施設を適法かつ円滑に管理します。	ボイラー及び圧力容器安全規則等、各関係法令を遵守するための検査・保守を行います。
			廃棄物処理施設管理費	環境センター管理棟清掃委託事業			10,358	10,358	安全で衛生的な環境を確保し、施設の維持管理を行います。	安全で衛生的な環境を維持します。
			廃棄物処理施設管理費	廃棄処理施設機器修繕・消耗品管理業務「破碎処理場」			17,130	17,130	破碎処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に努めて管理します。
			廃棄物処理施設管理費	燃料・光熱量等動力管理業務「破碎処理場」			6,589	6,589	破碎処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に努めて管理します。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きく負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きく負荷を与えます。</p>
<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きく負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きく負荷を与えます。</p>
<p>破砕・焼却処理施設等を運営する場合は、法的に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>破砕・焼却処理施設等を運営する場合は、法的に義務づけられています。</p>
<p>管理棟を含めた各施設は、大勢の見学者が来訪することから、清潔の保持に努めています。</p>	<p>3年毎に見直しを実施します。</p>	<p>管理棟を含めた各施設は、大勢の見学者が来訪することから、清潔の保持が必要です。</p>
<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>
<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせないごみ」「大型ごみ」等のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	廃棄物処理課	環)施設係	廃棄物処理施設管理費	燃料・光熱水量等動力管理業務「焼却処理場」			51,028	23,251	焼却処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に努めて管理します。
			廃棄物処理施設管理費	医薬材料管理業務「焼却処理場」			39,000	39,000	ダイオキシン類対策特別措置法等を遵守するために使用します。	ごみの燃焼排ガス等を適正に処理します。
			廃棄物処理施設管理費	廃棄物処理施設機器修繕・消耗品管理業務「焼却処理場」			38,304	38,304	焼却処理施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に管理に努めています。
			廃棄物処理施設管理費	川底等清掃委託「西美々川」			4,620	4,620	西美々川の水質を維持するため清掃します。	定期的に川底等の砂の入替及び清掃を実施します。
			廃棄物処理施設管理費	環境センター管理運営業務「リサイクルセンター」	×		30,392	25,391	リサイクルセンターの適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に努めています。
			廃棄物処理施設管理費	環境センター管理運営業務「最終処分場及び排水処理場」	×		29,712	4,956	最終処分場及び排水処理場の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼働するため、性能の確保に努めています。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>
<p>ダイオキシン類対策特別措置法等を遵守できなくなります。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>
<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	<p>「燃やせるごみ」のすべてを埋立処分することになると、埋立処分場に要する費用が増加するとともに、環境に大きな負荷を与えます。</p>
<p>西美々川の管理は、北海道・苫小牧市との協議により実施しています。</p>	<p>状況を確認しながら、段階的に削減します。</p>	<p>西美々川の管理は、北海道・苫小牧市との協議が必要になります。</p>
<p>容器包装リサイクル法に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めます。</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
市民環境部	廃棄物処理課	環)施設係	廃棄物処理施設管理費	燃料・光熱水量等動力管理業務「リサイクルセンター」	×		5,168	5,168	リサイクルセンター施設の適正且つ効率的な運転に努めます。	施設を円滑に稼動するため、性能の確保に努めています。
			廃棄物処理施設管理費	水質・ごみ質・ダイオキシン類分析委託業務	×		27,214	27,214	ダイオキシン類対策特別措置法等を遵守するために分析します。	水質・ごみ質・大気・土壌を定期的に分析します。
			廃棄物処理施設管理費	医薬材料管理業務「第2排水処理場」	×		9,312	9,312	水質汚濁防止法及び下水道の水質基準を遵守するために使用します。	埋立処分場からの浸出水を適正に処理します。
			廃棄物処理施設管理費	処理水槽保守業務委託外	×		13,611	13,611	各施設の処理水槽及び排水処理施設等を適正に点検・管理します。	定期的に各処理水槽を点検するとともに、排水処理施設を適正且つ効率的に運転します。
保健福祉部	福祉課	福)総務係	社会福祉総務費	社会福祉協議会負担金(事業運営費)			61,298	61,298	少子高齢化が進行し、福祉ニーズが多様化している中で、社会福祉の健全な発達や活動、地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の運営費を負担する。	主に人件費及び運営費の一部を負担している。
			社会福祉総務費	民生委員児童委員活動費交付金			17,856	5,740	民生委員法の定めにより、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	民生委員児童委員の活動弁償費として北海道が負担し、北海道負担分の1/2程度を市が上乘せしている。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>容器包装リサイクル法に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めます。</p>	
<p>水質汚濁防止法・大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法等に義務づけられています。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	
<p>水質汚濁防止法、下水道法に違反すると施設運営ができなくなります。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	
<p>各施設の処理水槽及び排水処理施設等の適正な管理・運営ができなくなります。</p>	<p>経費節減に努めるとともに処理手数料の見直しを実施します。</p>	
<p>千歳市社会福祉協議会は、住民の善意とボランティア活動の啓発・推進のための千歳市ボランティアセンターの運営や、福祉委員・町内会役員、地域住民の協働による助け合いを柱とする小地域ネットワーク活動推進事業などを実施しているとともに、点字図書室の運営や移送介助サービス、ファミリー・サポート・センター事業などを千歳市から受託することにより、千歳市における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進を図っており影響は大きい。</p>	<p>人件費及び運営費の一部が主な経費となっており、今後の事業内容、活動状況により負担方法等を検討する必要がある。</p>	
<p>民生委員法により北海道が負担する交付金については廃止不可。市の単独分は縮小の方向へ進めているが、民生委員児童委員としての資質の向上のための各種研修会事業の実施や参加のための経費等としており影響は大きい。</p>	<p>福祉を取り巻く環境が大きな変革を迎えており、地域福祉の推進がますます重要となっている中で、民生委員児童委員の活動も多岐にわたっている。このような状況のため、個別の事業の見直し等による削減は可能と思われるが、抜本的な見直しは困難である。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	福祉課	福)総務係	社会福祉総務費	民生委員児童委員連絡協議会補助金			5,398	3,198	民生委員法の定めにより、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める。	地区民生委員児童委員協議会の安定的運営と民生委員児童委員の活動推進費及び互助共済等の会費を負担する。
			社会福祉総務費	ウタリ住宅改良資金利子補給金		S 52	715	715	住宅金融公庫から住宅の新築に必要な資金の貸付を受け、自ら居住する住宅の新築を行うウタリの方に対し、当該貸付に係る支払利息の一部を利子補給することにより負担を軽減し、ウタリの方の生活環境の整備改善を図る。	支払利息の2パーセントを越える部分について利子補給する。ウタリ住宅改良資金等貸付事業の融資額を限度とし、併用は不可。
			社会福祉総務費	災害見舞金		S 50	200	200	災害によって被害を受けた市民に対し見舞金を支給し、応急援護を行う。	火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水又は地震その他の自然災害で、専ら自己の居住用住宅が被害を受け、又は死亡、負傷した世帯に対し見舞金を支給する。
			社会福祉総務費	貧困者救助金			120	120	貧困者等に対して目的地までの移動に要する移送経費等の一部を支援することにより、貧困者等の自立につながることを目的とする。	定まった生活の場がない方、旅行の途中等に金銭を紛失した方、その他自立のために移送経費等の支援が必要と思われる方に対し、原則として千歳駅から近隣の駅までの交通費等を支援する。
		社会福祉総務費	戦没者追悼事業			350	350	戦没者の遺族等関係者とともに恒久平和を願い戦没者を追悼する。	遺族等関係者のみならず広報により市民に周知し、市として戦没者に対し追悼の誠を捧げ、恒久平和を願うために戦没者追悼式を行う。	
		保護係	社会福祉総務費	被保護世帯に対する見舞金支給事業			2,430	2,430	精神的、経済的に厳しい環境のなかで自立更生に努めている生活保護世帯に対して、夏季と冬季に見舞金を支給し激励するとともに、被保護世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。	生活保護世帯に対して、保護費の7月・1月定例支給日に扶助費に上乗せして、世帯人数等により定められた見舞金を支給する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>民生委員法により北海道が負担する交付金については廃止不可。市の単独分は縮小の方向へ進めているが、民生委員児童委員の活動の推進を図るための費用や互助共済事業会費などのための経費としており影響は大きい。</p>	<p>福祉を取り巻く環境が大きな変革を迎えており、地域福祉の推進がますます重要となっている中で、民生委員児童委員の活動も多岐にわたっている。このような状況のため、個別の事業の見直し等による削減は可能と思われるが、抜本的な見直しは困難である。</p>	
<p>自ら居住する住宅の新築を行うウタリの方に対して負担を軽減することにより、ウタリの方の生活環境の整備改善を図ることを目的としており、ウタリ住宅改良資金貸付事業（北海道補助事業）と併せて検討する必要がある。</p>	<p>現在債務負担行為により助成している分は廃止不可。新規分はその都度対応しているため、一般財源の削減額は無し。</p>	<p>ウタリの方の生活環境の整備改善を図るための事業であり、関係団体との調整が必要である。債務負担行為により実施している分はその終了年度まで継続が必要。</p>
<p>災害によって被害を受けた市民に対して見舞金を支給することにより、災害による不安を和らげ防災意識の啓蒙を図るとともに、応急的な援護を図っており影響は大きい。</p>	<p>災害によって被害を受けた市民に対しての応急的な援護であり削減は困難。</p>	
<p>求職や知人・友人に援助を求めるための移送経費等を支給することにより、貧困者の自立につなげている経費であり影響は大きい。</p>	<p>貧困者の自立につながる経費であり、削減は困難。</p>	
<p>先の大戦の戦没者の追悼と平和祈念のための行事であり、戦没者の遺族や関係団体への影響は大きい。</p>	<p>平成15年度より経費の一部を見直ししており、これ以上の削減は困難。</p>	
	<p>生活保護世帯は、生活保護法において最低生活が保障されており、国民全体の消費水準との均衡を図るため、毎年生活保護基準が見直されていることから廃止とする。</p>	<p>被保護世帯に対する千歳市見舞金支給要綱の廃止。他都市の実施状況は、北見市（H18廃止予定）・芦別市（H17廃止）・恵庭市のみ継続中。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	福祉課	保護係	社会福祉総務費	公衆浴場入浴料金助成事業			2,740	2,740	生活保護世帯で自宅に入浴設備のない方に対して、公衆浴場の入浴料金を助成することにより、これらの世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。	生活保護世帯で自宅に入浴設備がなく、入浴料金の助成を必要とする方に対して、福祉入浴券を交付する。交付枚数は1人につき月5枚を限度とし、年間60枚とするが、千歳市高齢者及び障害者公衆浴場入浴料金助成規則に基づき入浴助成券の交付を受けた方については、年間8枚までを限度として交付する。
	高齢者支援課	高齢福祉係	社会福祉総務費	千歳福祉サービス公社運営費補助事業		H8	15,805	15,723	福祉サービス公社の円滑な事業運営を図り、健全な福祉事業の推進に資する。	福祉サービス公社の自主事業に係る経費の一部とプロパー職員の人件費を補助する。公社の自主性を育成し民間事業との均衡を図っていくことを検討する。
			社会福祉総務費	診断書料金助成事業(老人福祉施設入所申請)		S54	20	20	養護老人ホーム入所申請の際に添付書類として必要な診断書に係る費用の全額を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の向上を図る。	養護老人ホーム入所申請の際に添付書類として必要な診断書に係る費用の全額を助成する。身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付申請や障害基礎年金支給申請等複数課にまたがる制度であるため、関係課との調整を図る必要がある。
			社会福祉総務費	社会福祉施設入所者に対する面会旅費助成事業		S53	10	10	千歳市外(道外を除く)の老人ホーム入所者を家族が面会するための旅費を助成することにより、経済的負担を軽減し福祉の向上を図る。	市外(道外を除く)の老人ホーム入所者を家族が面会するための旅費を助成する。児童福祉施設、知的障害者援護施設及び身体障害者更生援護施設等複数課にまたがる制度であるため、関係課との整合性を図る必要がある。
			社会福祉総務費	寝たきり老人等介護手当支給事業		S62	1,716	1,716	在宅の寝たきりや痴呆症高齢者、寝たきり重度心身障害者や寝たきり特定疾患患者の介護者に対し介護の労をねぎらうため介護手当を支給する。	在宅で6月以上介護している介護者に対し、月額5,500円の介護手当を支給する。介護保険制度の創設とともに介護保険サービス基盤が整備されたにもかかわらず、用途が定まらない現金給付制度が存続しているとともに、家族介護用品支給事業対象者との併給となっている。また、重度心身障害者、特定疾患患者にあっては数年にわたり実績はない。
			社会福祉総務費	高齢者・障害者住宅改修費助成事業		H13	7,275	7,275	住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することができるよう住宅環境を整え、在宅での自立生活を支援する。	介護保険の住宅改修を行う要支援・要介護認定者で、介護保険の住宅改修費を超えた費用を10万円を上限として9割を上乗せして助成する。また、介護保険の非該当者で同様の改修を行う場合、18万円を上限として9割を助成する。工事内容が大・中規模工事となっており、介護保険制度の住宅改修費の高騰により年々増加傾向にある。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
	バス・タクシー及び浴場等利用助成事業に統合し廃止とする。	千歳市公衆浴場入浴料金助成実施要綱の廃止。他都市の実施状況は、北見市（H17廃止予定）・恵庭市のみ継続中。
民間事業者による良質な有償サービスが構築されつつあるため、介護保険事業者としての事業展開を拡大し自立に向けて検討していく。自主事業や受託事業のあり方を検証し、民間事業者との協働を図りながら体制を整備する。	介護保険事業者としてのサービス供給体制の整備、派遣職員の撤退等の問題もあるため5年後位を目処に自立させる。	介護保険事業者としてのサービス供給体制の整備、派遣職員の撤退等の問題もあるため5年後位を目処に自立させる。
将来的に自己が受ける利益のために負担する経費であるため申請者の理解も得られやすく、H15年度実績も3件のみであり、廃止による影響は極めて少ないと思われる。	自己負担とすることで廃止に向け検討する。	関係課と調整を図る。要綱廃止に伴い1月を要す。
将来的に自己が受ける利益のために負担する経費であり、数年にわたり申請実績もないため廃止による影響はないと思われる。	自己負担とすることで廃止に向け検討する。	関係課と調整を図る。要綱廃止に伴い1月を要す。
家族介護用品支給事業との重複支給となっている対象者が半数程度いるため、使途が明確である家族介護用品支給事業との統合を図り、費用対効果が確実な事業へと確立する。	近年の福祉施策については「現物給付」が主流となっており、家族介護用品支給事業との統合を図ることで廃止可。	要綱廃止に伴い1月を要す。全道各市においては21市で実施していたが、H12年度の介護保険制度の施行と同時にほとんど廃止している。現在は芦別市（見直し検討中）、恵庭市、北広島市と当市の4市のみで実施。
市が単独で行っている助成事業費の増加は、介護保険制度の住宅改修費の高騰が影響しており、将来的な保険料の額に大きく影響を与えるものである。基本的には介護保険制度の上乗せ分は介護保険法内援助とすべきものであると考える。また介護保険の住宅改修工事と合せ、住宅改修支援方法の見直しによる適正な改修を推進していくことを検討。	必要以上の改修は今後の保険料高騰への影響が多くなるため、介護保険法内での助成の適正化に努めることで見直しを推進する。	介護保険に該当しない高齢者の住宅改修に対する市単独の助成措置の対象年齢を65歳以上に引き下げる。介護保険制度の体制整備が図られなければ改善不可。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	高齢者支援課	高齢福祉係	社会福祉総務費	家族介護慰労金支給事業		H13	100	25	介護保険の要介護認定において要介護４・５と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を、１年間介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している介護者に対し、１０万円を支給し、家族の負担軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援する。	介護保険の要介護認定において要介護４・５と認定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を、１年間介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している介護者に対し、１０万円を支給する。１年間介護保険サービスを利用しないことが支給要件となっているため、なかなか申請に至らないのが現状である。
			社会福祉総務費	家族介護用品支給事業		H14	3,967	992	介護保険の要介護認定において要介護４・５と認定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している高齢者に対し、介護用品購入券を交付し、家族の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援する。	介護保険の要介護認定において要介護４・５と認定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している高齢者に対し、月額６，２５０円の介護用品購入券を交付する。
			老人福祉費	敬老年金支給事業		S46	82,368	82,368	敬老及び長寿を祝福するとともに、広く敬老思想の高揚を図る。	本市に住所を有してから６月以上経過し、市民税非課税の満７０歳以上の方に現金を支給する。（満７０歳から７４歳までは年額６，０００円、満７５歳以上は年額１８，０００円）敬老祝い金であるにも拘わらず所得制限を加えながらの生活資金的支給となっており、また、支給率は高いが現金支給のため使途が明確ではなく成果指標が図れない事業であり、真の目的達成度が不明である。公的年金制度が充実してきた時代背景からも一定程度の役割は果たされ、今後高齢者人口が増加する中、現行の一律支給による実施方法では財源的にも継続不可能である。
			老人福祉費	高齢者バス利用助成及び浴場利用助成事業		H4	174,300	174,300	積極的な社会参加を促進するとともに、健康の維持増進を図り、生きがいのある生活に資する。支給率は高いが成果指標が図れない事業であり、真の目的達成度が不明である。	本市に住所を有する満７０歳以上の方にバス及び公衆浴場の利用料金を助成する。（バス回数券年額１２，０００円（一部地域は１８，０００円）、入浴助成券年額１９，２４０円）バス券については事前の買取方式となっているため利用実績がなくとも経費がかかる。対象者本人に適正利用されているか否か実態の把握ができないこと、又、利用実績の把握ができない。
			老人福祉費	福祉電話貸与事業		S52	895	555	在宅高齢者に対し福祉電話を貸与することにより、連絡手段を確保し日常生活の便宜を図る。	前年分所得税が非課税世帯の一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯に対し、機器を無償貸与し通話料以外を負担する。高額利用者の適正な利用に向け上限額を設定する等方を検討する必要がある。
			老人福祉費	歩行用「杖」給付事業		S54	29	10	身体に障害等を有する高齢者に対し、歩行支援用具として「杖」を給付することにより日常生活の利便を確保する。	身体に障害等を有する高齢者に対し、１本につき１，０００円（生活保護受給者については無料）で木製の杖を販売する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>平成13年度制度開始から現在まで実績1件。対象要件からして受給資格の発生が困難であり実績に結びつかないことや、介護慰労は介護保険サービスの適正な利用にあることから、サービスの利用促進を図り介護負担軽減につなげることで影響はないと思われる。</p>	<p>介護慰労は介護保険サービスの適正な利用にあるため、現金給付は廃止とする。</p>	<p>要綱廃止に伴い1月を要す。</p>
<p>介護予防・地域支え合い事業補助メニューの1つで市が実施の有無を選択して行っている事業であるため、廃止可能事業。しかし在宅生活継続のための支援事業として貢献度が高く、廃止により施設入所志向が高まることが懸念される。要介護者37件の在宅生活継続に支障を来す。</p>	<p>利用店舗を拡大しながら、寝たきり老人等介護手当支給事業との統合を図る。</p>	<p>要綱改正に伴い1月を要す。</p>
<p>廃止による一時的な苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではないため廃止可能事業。成果指標図れず影響度不明。</p>	<p>一定期間持続可能な事業として見直し、所得制限を撤廃し節目を祝う賀寿方式77歳、88歳、99歳、100歳とする。</p>	<p>市民説明、条例の改廃及び制定等に6月程度を要す。全道34市中金方式2市のみ、他市は既に賀寿方式に転換し、ここ数年においては賀寿方式の廃止や見直しによる削減を行っている。中でも77歳に対する支給を廃止している状況が目立つ。</p>
<p>廃止による一時的な苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではないため廃止可能事業。成果指標図れず影響度不明。</p>	<p>一定期間持続可能な事業として見直しを行い、支給対象年齢を上げし支給額を削減する。バス・公衆浴場に加え、タクシー・温泉への利用範囲を拡大しバウチャー方式とする。</p>	<p>市民及び協力事業者への説明、規則の改正に6月程度を要す。全道各市においては一部費用負担の導入や、入浴についてはある一定期間を設けての実施や浴場組合への補助金交付の形態で実施している。当市の助成額は道内でも抜きん出ている。</p>
<p>市の独自事業として実施しているため、廃止可能事業。しかし家族からの支援が困難な方が自宅での連絡手段の確保ができなくなることは在宅生活への不安の発生要因となる。設置世帯26件に支障を来す。</p>	<p>対象者及び公費負担部分の見直しや利用方法の適正化に向け検討する。</p>	<p>今後他市の状況を調査し検討するため6月を要す。</p>
<p>対象要件である身体に障害のある方へは、個々の身体状況にあった「杖」の給付が別な制度で設けられており、利用実績もH15年度は13件と少なく廃止による影響度は極めて少ないと思われる。</p>	<p>対象要件である身体に障害のある方へは、個々の身体状況にあった「杖」の給付が別な制度で設けられており、利用実績もH15年度は13件と少なく廃止による影響度は極めて少ないと思われる。</p>	<p>要綱廃止に伴い1月を要す。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	高齢者支援課	高齢福祉係	老人福祉費	ガスもれ警報器給付事業		S59	10	10	在宅の重度心身障害（児）者やひとり暮らし高齢者等に対し、ガスもれ警報器を給付することにより日常生活の安全を確保する。	在宅の重度心身障害（児）者やひとり暮らし高齢者等に対し、ガスもれ警報器を給付することにより日常生活の安全を確保する。
			老人福祉費	100歳以上祝品贈呈事業		H11	130	130	多年にわたり地域社会のために尽くされた高齢者の方々に祝品を贈呈し、長寿を祝うとともに、広く敬愛の思想を普及する。	本市に引き続き6月以上居住している100歳以上の高齢者（当該年度内に100歳に達する者も含む）に対し、市長が居住先に出向き祝品・花束を贈呈する。
			老人福祉費	敬老会開催事業			2,898	807	永年にわたり社会に貢献された高齢者を敬い、長寿を祝福することを目的として式典を開催し、広く敬老思想の高揚を図る。	本市に住所を有する満75歳以上を対象に、市民文化センターで式典を開催し祝品を贈呈する。近年、参加者の減少と記念品のみ後日受領する方が増加傾向にあり意味合いが薄れてきている。
			老人福祉費	弔慰事業		S63	1,074	1,074	死亡した高齢者に弔意を示し、故人のめい福を祈るとともに、敬老思想の高揚を図る。	死亡時の年齢が満77歳以上から87歳までは弔電のみ、満88歳以上は弔電と生花、満100歳以上は加えて葬儀に参列し弔慰金1万円を供える。
			老人福祉費	老人クラブ育成事業		S48	10,127	7,255	老人クラブ活動を推進し、高齢者の社会参加や生きがい活動を促進する。	市の基準に基づき連合会及び各単位クラブに補助金を交付する。全道では唯一である老人クラブ活動推進員（2名）を配置し、地域福祉の推進を強化する。
			老人福祉費	高齢者健康コンクール開催事業		H元	92	23	健康増進と健康診査を奨励する。	北海道の予選会を兼ねた健康コンクールを開催する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>H3年度以降利用実績がなく、H14年度に1件の申請あり。制度開始当時の設置者は状況に応じ緊急通報システム機器への移行が測られており廃止が可能と思われる。</p>	<p>H3年度以降利用実績がなく、H14年度に1件の申請あり。制度開始当時の設置者は状況に応じ緊急通報システム機器への移行が測られており廃止が可能と思われる。</p>	<p>要綱廃止に伴い1月を要す。</p>
<p>長寿社会にあっても100歳の長寿を全うすることは稀なことであるため、敬老思想高揚の意味合いから他事業との統合を図り廃止可能事業とする。</p>	<p>敬老年金見直し後の敬老祝い金贈呈事業に統合することで廃止可。</p>	<p>敬老年金見直しに伴う要綱廃止に6月を要す。</p>
<p>多くの地域の町内会や老人クラブ等では、同様の行事が開催されているため今後は老人クラブの育成事業の中での位置付けを検討していく。</p>	<p>多くの地域の町内会や老人クラブ等では、同様の行事が開催されているため今後は老人クラブの育成事業の中での位置付けを検討していく。</p>	<p>今年度開催に伴い周知、全道各市においてはH14年度調査で22市が市主催の実施なし(うち18市は実施団体への補助金あり、6市は補助金なし)。</p>
<p>高齢者への敬老思想については生存中の様々な関わりの中で培っていくべきものと思われる。また、77歳以上という年齢要件を設けていることの意味合いも不明確であり、市民の認知度も低くニーズもないため廃止による影響は極めて少ないと思われる。</p>	<p>弔電対応のみとする。</p>	<p>要綱廃止に伴い1月を要す。</p>
<p>老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、基本的には会員から徴収する会費をもって運営すべきものであるため廃止可能事業。しかし、市が開催すべき高齢者の生きがい活動促進事業が肩代わりの実施されていることもあり、社会参加活動停滞につながる懸念される。</p>	<p>北海道の補助要綱に準じ、市の上乗せ補助分を削減する。</p>	<p>老人クラブ連合会及び各単位クラブへの説明、要綱改正を含め6月程度を要す。</p>
<p>健康診査の奨励や健康増進は、在宅支援センターの地域活動や出前講座等により健康に対する市民意識も高まっており、廃止による影響は極めて少ないと思われる。</p>	<p>全道コンクール出場対象者に対する周知徹底を図ることで、市開催は廃止可。</p>	<p>恵庭市、北広島市、石狩市、江別市の近隣市においては市の事業としての実施なし。(一部老人クラブが実施)</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	高齢者支援課	高齢福祉係	老人福祉費	高齢者ゲートボール大会開催事業		H元	115	115	生きがいと健康づくりを促進する。	ゲートボール大会を開催する。
			老人福祉費	生きがい農園助成事業			120	120	生きがいと健康づくりを促進する。	老人クラブ等実施団体に肥料・種子等購入費を助成する。
			老人福祉費	移送介助サービス事業		H6	8,939	2,235	外出の手段を確保し日常生活上の行動範囲を広げる。	車椅子、ストレッチャー搭載専用車両による通院等への外出を介助する。無料サービスによる対象者の増大。
			老人福祉費	緊急通報システム整備事業(高齢者)		H5	11,793	2,949	火災、急病、事故等の緊急時の連絡体制を確立し、日常生活上の不安の解消及び人命の安全を確保する。	電話回線を利用した緊急及び相談に関する通報ができる機器(ガスもれ感知器・火災感知器付)を無償貸与する。緊急通報センターを消防本部、相談受付センターを福祉サービス公社に置く。
			老人福祉費	在宅福祉センター管理運営事業		H8	5,937	5,937	円滑な事業運営と健全な福祉の推進に資する。	福祉サービス公社の管理運営費を補助する。
			老人福祉費	除雪作業支援事業		H6	3,208	802	緊急時の避難路を確保し、地域で安心して生活ができる環境等を整備する。	公道に通じる通路及び火災・地震等有事の際の緊急避難路の必要最小限度の範囲を除雪する地域ボランティアやシルバー人材センターによる実施のため担い手が不足している。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>長寿社会対策の充実において、高齢者等の健康維持・増進を図り相互交流を行っている役割は大きいですが、参加者が年々減少傾向にある。これは他のゲートボール大会参加やパークゴルフ等他種目への移行が図られていることと思われ、年1回の開催事業廃止による影響はないと思われる。</p>	<p>老人クラブ連合会事業との統合を図ることで廃止可。</p>	<p>恵庭市、北広島市、石狩市、江別市の近隣市においては市の事業としての実施なし（一部老人クラブが実施）、ゲートボール協会、老人クラブ等への周知。</p>
<p>現在3団体が実施、来年度は2団体に減少予定。実施団体を増やすことについては土地の確保の問題もあり、長年にわたり3団体の既得権事業として実施されている。老人クラブ活動の一環として展開されることで影響なし。</p>	<p>老人クラブ連合会事業との統合を図ることで廃止可。</p>	<p>実施2団体への周知のみ。</p>
<p>介護予防・地域支え合い事業補助メニューの1つで市が実施の有無を選択して行っている事業であるため、廃止可能事業。しかし在宅生活継続のための支援事業として貢献度が高く、廃止により移動手段を確保できない者が外出できなくなることによる閉じこもりの増加、定期的な通院手段がなくなることによる早期治療のおくれや社会的入院の増加となり、医療費の増大にもつながる。H15年度利用登録者222名。</p>	<p>介護保険事業として民間事業者の体制が整備されつつあるため、福祉サービス公社における介護保険事業として転換を図ることも含めて検討していく。</p>	<p>介護保険事業への転換と福祉サービス公社への委託事業全般の見直しに6月を要す。</p>
<p>介護予防・地域支え合い事業補助メニューの1つで市が実施の有無を選択して行っている事業であるため、廃止可能事業。しかし在宅生活継続のための支援事業として貢献度が高く、身体虚弱な高齢者が不安を感じながら在宅生活を送ることになり、在宅生活の継続に支障を来し施設入所志向が高まる。H15年度末設置世帯505世帯。</p>	<p>設置費等一部負担を導入することで縮減を図る。</p>	<p>センター機更新新时期H21年度に向け、新システムの導入を検討。</p>
<p>介護保険事業収入の状況を含め、将来的には民営化を検討し、廃止可能事業。民営化による高質なサービス提供体制が整備されることで影響はないと思われる。</p>	<p>民営化により廃止可。</p>	<p>介護保険事業者としてのサービス供給体制の整備も含め、5年位を目処とする。</p>
<p>介護予防・地域支え合い事業補助メニューの1つで市が実施の有無を選択して行っている事業であるため、廃止可能事業。しかし在宅生活継続のための支援事業として貢献度が高いため、一部負担を導入しながら将来的には社会福祉協議会の自主事業（小地域ネットワーク事業）に移行していきたい。事業内容に変更はなく地域力の強化にもつながるが、現在支援団体が全143町内会のうち59町内会にとどまっているため将来的な支援体制に不安あり。</p>	<p>社会福祉協議会の自主事業への移行を図ることで廃止可。</p>	<p>社会福祉協議会との調整及び町内会への協力依頼等、体制整備に1年以上を要す。道内各市においてはH15年度士別市調査で27市で実施（4市未実施、3市未回答）、受益者負担導入市多数あり。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	高齢者支援課	高齢福祉係	老人福祉費	訪問給食サービス事業		H12	52,408	6,586	食生活の改善及び安否確認を行い、自立生活を補助する。	年末年始（12月31日から1月2日）を除く毎日、昼食及び夕食を宅配し安否確認を行う。
			老人福祉費	いきいきホームヘルプサービス事業		H12	4,846	1,159	健康の保持と福祉の増進を図り、自立生活を補助する。	65歳以上の方で介護保険で非該当と判定されたにもかかわらず、日常生活を営むうえで何らかの支障がある方に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介助や生活支援を行う。
			老人福祉費	いきいきデイサービス事業		H12	3,778	3,351	健康の保持と福祉の増進を図り、自立生活を補助する。	65歳以上の方で介護保険で非該当と判定されたにもかかわらず、日常生活を営むうえで何らかの支障がある方に対し、通所サービスを提供し介護予防を図る。
			老人福祉費	いきいきショートステイサービス事業		H12	175	37	一時的に在宅生活が困難な状況に対処し、健康の保持と福祉の増進を図る。	65歳以上の方で介護保険で非該当と判定されたにもかかわらず、日常生活を営むうえで何らかの支障がある方に対し、一時的に特別養護老人ホームに入所の措置を行い、在宅生活復帰までの健康維持を図る。
			老人福祉費	生きがい型デイサービス事業		H13	4,428	1,107	閉じこもり防止と介護予防を図る。	地域自主グループ活動を展開する団体に委託料を支払う委託団体のほとんどが老人クラブであり、老人クラブ補助金と重複している。
			養護老人ホーム費	養護老人ホーム管理運営委託事業		S47	140,383	61,659	円滑な事業運営と健全な福祉の推進に資する。	養護老人ホーム千歳市千寿園の運営管理を社会福祉法人千歳福祉会に委託している築後32年を経過し老朽化が進んでいることや入所者が特別養護老人ホームへただちに住替えできないことによる介護状態の重度化が進み、介護負担や施設改修の必要性による財政負担増、委託事務費の支弁について民間施設給与等改善費16%加算分単独市費による支出増。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>介護予防・地域支え合い事業補助メニューの1つで市が実施の有無を選択して行っている事業であるため、廃止可能事業。しかし在宅生活継続のための支援事業として貢献度が高く、調理困難な高齢者が、簡易に準備する食事が摂れなくなるため、栄養に偏りのある食生活を余儀なくされ支障を来す。H15年度利用登録者300人、年間延配食数52,289食。</p>	<p>在宅生活継続を推進するため、ホームヘルプサービス、デイサービス等他の「食」関連事業との調整を図りながら検証に努める。</p>	<p>介護保険制度の体制整備が図られなければ改善不可。</p>
<p>介護保険制度見直しに合せ福祉サービス公社の自主事業への移行展開を図り、廃止可能事業とする。サービス内容の変更はないため廃止による影響はないと思われる。</p>	<p>福祉サービス公社の自主事業とすることで廃止可。</p>	<p>介護保険事業への転換と福祉サービス公社への委託事業全般の見直しに6月を要す。</p>
<p>介護保険制度見直しに合せ福祉サービス公社の自主事業への移行展開を図り、廃止可能事業とする。サービス内容の見直し等により廃止による影響はないと思われる。</p>	<p>福祉サービス公社の自主事業とすることで廃止可。</p>	<p>介護保険事業への転換と福祉サービス公社への委託事業全般の見直しに6月を要す。</p>
<p>平成12年の制度開始から実績がなく廃止可能事業とする。廃止による影響なし。</p>	<p>平成12年の制度開始から実績がなく廃止可能事業とする。廃止による影響なし。</p>	<p>要綱廃止に伴い1月を要す。</p>
<p>大多数が老人クラブ加入会員で構成されているため、既存の老人クラブ活動の充実を図ることで、影響ないと思われる。</p>	<p>老人クラブ連合会事業との統合を図ることで廃止可。</p>	<p>老人クラブ等委託団体への説明、要綱廃止に伴い6月を要す。</p>
<p>将来的に施設を民営化とすることで廃止可能事業。民営化による良質なサービス提供体制が整備されることで影響はないと思われる。</p>	<p>良質なサービス提供が可能な民間運営への転換により廃止可。</p>	<p>大和地区いきいき保健福祉プランにも影響することから、5年後位を目処に見直す。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	高齢者支援課	介護保険係	社会福祉総務費	介護保険特別会計繰出金事業（介護給付費）	×	H12	324,441	324,441	加齢に伴い要介護状態となり、介護等を要する者等（要介護等認定者）が、その能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、必要な介護サービスを行い、国民の保健医療の向上と服しの増進を図ることを目的とした介護保険法に基づく保険給付を行う。	要介護等認定を受けた被保険者が、在宅サービス（訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、福祉用具購入、住宅改修）及び施設サービス（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）を利用した場合、それに要した費用の9割を保険給付として給付する。制度発足の平成12年度から5年目になり、制度が着実に定着しつつある。しかし、提供されるサービスについて、真に利用者の自立支援に資するものになっているか疑問をもたざるを得ないケースの存在、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）の急増、住宅改修費の増加等が、介護保険財政（第1号被保険者保険料、一般会計負担）に大きな影響を与えてきている現状が全国的に指摘されている。
			社会福祉総務費	介護保険特別会計繰出金事業（人件費、事務費等）	×	H12	123,899	123,899	介護保険制度運営のために必要な人件費、事務費	介護保険を運営するために、職員人件費（課長職を除く9名）、保険料徴収のための収納推進員（第1種非常勤職員1名）、認定調査員（第1種非常勤職員2名、第2種非常勤職員200日分）、臨時職員賃金、認定審査会委員報酬、主治医意見書作成手数料、電算処理システム運用等委託料等の事務費を一般会計で負担している。
	障害者支援課	障害福祉係	社会福祉総務費	診断書料金助成事業（身体障害者手帳交付申請等）		S54	1,961	1,961	市内に在住する障害者等が身体障害者手帳の交付申請等を行う際に添付する診断書の作成料を助成することにより、障害者等の福祉の増進を図る。	市内に在住する障害者等が身体障害者手帳の交付申請等を行う際に添付する診断書料金の全額を助成する。
			社会福祉総務費	障害者施設面会旅費助成事業		S53	348	348	障害者援護施設に入所している者の家族が面会するための旅費を助成することにより福祉の向上を図る。	本市から入所施設までの区間のJR運賃及び接続バス運賃を年6回を限度として助成する。
			社会福祉総務費	福祉バス運行事業		S56	6,664	6,664	福祉団体等に対し、福祉バスを運行することにより、団体等の育成を助長し、福祉の向上を図る。	老人クラブ、心身障害者・母子家庭が組織する団体、福祉活動を目的とするボランティア団体等が研修、レク等に利用するために運行する。年々利用回数が増加しているため、16年度は250回に制限し、申込多数の場合は、抽選で決定している。
			社会福祉総務費	障害者総合支援センター運営委託業務		H15	13,958	13,958	障害者のあらゆる相談を受け、指導・助言することで、福祉の増進を図る。	24時間体制で、障害者のあらゆる相談を受け、問題・課題の対処をする。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>介護保険法に基づく事業である。(法定負担割合12.5%)</p>		
<p>介護保険法に基づく事業を運営するために必要な人件費、事務費である。</p>	<p>介護保険法に基づく保険給付事業を運営するための経費(人件費、事務費)であるため廃止はできないが、次のような対策等を行うことで一般会計繰入金削減が考えられる。平成12年度介護保険制度施行当時、事務費等の予算については経験データの無いところで計上していた。その後、電算委託における出力用紙の見直し、臨時職員1名の減、事務費の削減、超過勤務手当の配分率の見直し、住宅改修研修会の廃止、節約による予算執行残の確保等を事務費の精査を毎年度行ってきた。制度施行5年目ということで、当初準備段階からの職員数(9名)について、組織(事務分担)見直しも含めての見直しによる効率的な人員配置、事務費全般の見直し、介護保険システムの充実による事務処理の効率化及び課単位での臨時職員活用による現行2名のうち1名減員の検討、税の確定申告に必要な書類として、年1回送付している特別徴収納付済確認通知書と年金保険者が送付する源泉徴収票とが重複することによる廃止の検討が必要である。</p>	
<p>身障手帳申請時、障害者手当等に必要な病院の診断書料金を全額助成する、市単独事業である。既に身障者手帳を所有している方にはほとんど影響がない。15年度申請件数352件、決算額1,770千円。</p>	<p>全額自己負担とし制度を廃止する。</p>	<p>平成16年度中に要綱廃止、市内医療機関への周知等に一月程度必要。</p>
<p>入所施設の所在地は全道各地にまたがっているなか、入所者の保護者のほとんどは、千歳市内の施設を希望している。市内の施設は、知的施設の「いずみ学園」しかないことから、やむを得ず市外の施設に入所しているもので、市内に施設が充実していない現状での廃止は不可と考えます。15年度申請件数46件、決算額302千円</p>		
<p>市単独事業であるが、各種の団体、サークル等が利用しており、廃止した場合代替策が必要となる。</p>	<p>心身障害者等の福祉団体にとっても、活動の一環として必要である。</p>	
<p>障害者の相談窓口の中心となっており、民間への委託業務であるが、24時間対応など利用しやすい事業展開をしており、廃止となれば市直接の対応を要望される。</p>		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	障害者支援課	障害福祉係	身体障害者保護費	障害者入浴サービス事業		S58	5,563	5,563	心身障害児(者)(以下「障害者」という。)に入浴サービスを実施することにより、当該障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。	入浴サービスの対象者は、千歳市に居住する障害者で、次の各号の一に該当するものとする。  (1)入浴するために介助が必要な身体状態の者で、家庭の事情等により入浴することが困難な者。ただし、介護保険法による同様なサービスを受けることができる者を除く。  (2)その他市長が必要と認めたる者
			身体障害者保護費	人工透析患者交通費助成事業		S61	22,234	22,234	人工透析患者の通院に要する交通費の一部を助成し、負担の軽減を図る。	人工透析患者の負担軽減のため、自宅から住所地から市内の人工透析施設までの距離に応じた往復のハイヤー料金の6割(当該距離が基本料金区間の場合は、5割)に相当する額を助成する。
			身体障害者保護費	福祉タクシー料金助成事業		H6	16,898	16,898	本市に在宅している重度の心身障害者が、会合、通院その他外出する場合において市内の営業用乗用車(以下「タクシー」という。)を利用するときに運賃の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的とする。	千歳地区ハイヤー事業協同組合の発行するタクシーチケット券により、身障者1・2級の重度障害者及び療育手帳A判定者に530円のチケットを年間36枚助成。千歳市が「千歳市福祉タクシー利用券(以下「福祉タクシー券」という。))として作成したものを交付する。 15年度対象者数 1,383人、決算額15,567千円
			身体障害者保護費	障害者バス料金助成事業		H4	10,172	10,172	障害者に対し路線バスの料金を助成することにより、積極的な社会参加を促進するとともに、健康の維持増進を図り、もって生きがいのある生活に資することを目的とする。	重度障害者以外の障害者に年間6,000円(精神12,000円)のバス助成券を交付。15年度対象者数1,763人、決算額9,480千円、
			身体障害者保護費	障害者入浴料金助成事業		H4	40,134	40,134	障害者に対し入浴料金を助成することにより、公共の福祉の充実及び進展に寄与することを目的とする。	身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象に年間52枚の入浴助成券を交付。助成は、入浴助成券(第1号様式(入浴施設に係るもの)にあつては、別に定める様式)。以下「入浴券」という。)を交付することにより行うもの。 15年度対象者数3,098人、決算額5,274千円助成
			身体障害者保護費	紙おむつ支給事業		H14	711	711	在宅で常時介護を必要とする重度の障害がある方に紙おむつを支給することにより、その方の日常生活の向上及び介護する家族の経済的負担の軽減を図るとともに福祉の増進に資することを目的とする。	他の制度で対象とならない在宅の重度心身障害児者に、紙おむつ支給券を月額6250円を限度として支給する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「常時寝たきり」の重度障害者であり、介護保険の訪問入浴の対象とならない方及び身障デイサービスが体力的に受けれない対象者に対するサービスであり、廃止不可なサービスであります。身障訪問入浴サービスへの移行が適切と考えます。(平成15年度登録者数12名、年間利用回数580回、決算額5,274千円)</p>	<p>国庫補助メニューのある身体障害者訪問入浴サービスへ移行する。</p>	<p>1. 訪問入浴委託事業者及び現利用者への意向確認、 2. 入浴サービス委託事業者との調整、 3. 現利用者の住居の間取り確認等、16年度中に見直し予定。</p>
<p>廃止により一時的苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではなく廃止可能事業である。</p>	<p>一定期間継続可能な事業として見直しを行い、人工透析患者交通費、福祉タクシー、バス料金、入浴料金の4つの事業を統合し、パウチャー方式による共通券を発行する。</p>	<p>平成16年度中に見直し、平成17年度から事業開始。 恵庭市：タクシーの基本料金に通院回数(10回を限度)を乗し、その額の1/2(非課税世帯)又は1/3(課税世帯)を助成する。 江別市：タクシー基本料金分60枚又は90枚の助成券を交付。(市内の医療機関への交通費を助成している市は本市を含めて3市のみ) 対象者への説明が必要。</p>
<p>廃止により一時的苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではないので廃止可能事業である。</p>	<p>一定期間継続可能な事業として見直しを行い、人工透析患者交通費、福祉タクシー、バス料金、入浴料金の4つの事業を統合し、パウチャー方式による共通券を発行する。</p>	<p>平成16年度中に見直し、平成17年度から事業開始。対象者、障害者団体への説明。ハイヤー協会との調整が必要。 釧路市12000助成、旭川市16200助成、函館市19080、岩見沢市12720、江別市12720、室蘭市5640、帯広市12000、北見市15900、苫小牧市15480、恵庭市13000、伊達市6000、滝川市12720、北広島市13200、砂川市11280(いずれも対象者は重度障害者)</p>
<p>廃止により一時的苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではないので廃止可能事業である。</p>	<p>一定期間継続可能な事業として見直しを行い、人工透析患者交通費、福祉タクシー、バス料金、入浴料金の4つの事業を統合し、パウチャー方式による共通券を発行する。</p>	<p>平成16年度中に見直し、平成17年度から事業開始。対象者、障害者団体への説明。バス事業者との調整が必要。 札幌市：バス・電車・地下鉄のプリカ33000円分助成。 苫小牧市：施設の通所、通勤に限り無料バス支給</p>
<p>廃止により一時的苦情は免れないと思われるが、ナショナルミニマム、シビルミニマムの事業ではないので廃止可能事業である。</p>	<p>一定期間継続可能な事業として見直しを行い、人工透析患者交通費、福祉タクシー、バス料金、入浴料金の4つの事業を統合し、パウチャー方式による共通券を発行する。</p>	<p>平成16年度中に見直し、平成17年度から事業開始。対象者、障害者団体への説明。浴場組合との調整が必要。 芦別市：利用券10枚、施設までのバス助成券20枚。 石狩市：市営の温泉施設3600円分の助成券。 歌志内市：市内の温泉施設2500円分の助成券。</p>
<p>高齢者の介護用品支給事業、障害者の補装具の対象にならない方のため、平成14年度から開始した助成事業。月額6,250円が限度額で、所得に応じ、助成額が減額となります。制度の間にいる対象者への単独事業であるが、事業開始から間もなく、数年で廃止となれば市の福祉の考え方にも疑問が呈される。15年度支給者数8名、決算額523千円</p>		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	障害者支援課	障害福祉係	身体障害者保護費	点字図書室等運営委託事業		S58	7,765	7,765	視力障害者及びその家族に対し、点字図書、録音図書等を提供することにより、視力障害者の知的拡大を図り、もって視力障害者の福祉増進に寄与することを目的とする。	視覚障害者等に、新聞、雑誌、小説等の音訳、点訳業務を行う。
			身体障害者保護費	手話通訳者派遣委託事業		H4	3,272	3,272	聴力及び言語障害者（以下「ろうあ者等」という。）と健聴者との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳を必要とする場合において手話通訳者を派遣することにより、ろうあ者等の福祉増進を図る。	聴力及び言語障害者の要望により、病院、集会等に手話通訳者を派遣し、意思疎通を容易にする。
			身体障害者保護費	移送介助サービス委託事業		H6	1,552	1,552	通院、レクリエーション等、外出の際の移動手段の確保が困難な方を対象に、移送介助サービスを提供することにより、外出の手段を確保し日常生活上の行動範囲を広げ、もって対象者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	重度身障者等通常の車両に乗車できない方に、病院等の外出の際に、送迎・介助を行う。
			身体障害者保護費	障害者除雪作業支援委託事業		H16	326	326	除雪の労力等の確保が困難な者に対し、除雪サービスを提供し、緊急時の避難路等を確保することにより、地域で安心して生活ができる環境等を整備することを目的とする。	重度身障者等除雪が困難な方に対し、除雪サービスを提供する。
			身体障害者保護費	ふれあい広場補助金				1,450	1,450	障害のある人となない人との「ふれあいの場」を設け、障害者に対する理解を深める。
			身体障害者保護費	身体障害者自動車改造費助成事業			100	34	重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	自動車の駆動装置等の改造により、身障者が車の運転が可能な場合に、10万円を限度として助成する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
視覚障害者の社会参加の支援であるため、廃止は不可と考える。		
聴覚障害者の社会参加の支援であるため、廃止は不可と考える。		
重度の身体障害者の通院等移送介助であり、廃止は不可と考える。		
身体障害者の生活支援事業であり、廃止は不可と考える。		
補助を廃止した場合には行事実施が困難となり、障害者と健常者との相互理解を育む貴重な交流の場を失う。		
身体障害者の社会参加支援事業であり、廃止は不可と考える。		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	障害者支援課	障害福祉係	身体障害者保護費	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業			103	51	重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	聴覚障害者、肢体障害者が自動車運転免許を取得する際に費用を一部助成する。
			身体障害者保護費	緊急通報システム整備事業(障害者)			1,255	315	在宅の高齢者等及び重度身体障害者に対して、火災、急病、事故等の緊急時の連絡体制を確立することにより、日常生活上の不安の解消及び人命の安全を確保するとともに、福祉の増進を図る。	在宅の高齢者等及び重度身体障害者に対し、緊急通報装置を設置し、火災、急病、事故等の緊急時に容易に連絡が可能にする。
			身体障害者保護費	身体障害者地域共同作業所運営費補助金		H11	7,748	4,120	就労が困難な在宅の障害者に、通所による作業訓練、生活訓練の場を提供する小規模作業所に対し、運営費を補助することで安定した運営を確保することを目的とする。	北海道が定める「障害者地域共同作業所運営事業実施要綱」に基づき、道費2分の1、市費2分の1の補助を行う。また、市単費による家賃補助を行っている。道の財源不足から、小規模作業所への補助自体が見直される時期に来ている。
			知的障害者援護費	養護学校通学生交通費助成事業		S55	124	124	北海道白樺養護学校に通学している世帯に交通費を助成することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	本市から養護学校までの区間の交通機関を利用する者に、回数券又は定期券の半額を助成する。
	児童家庭課	児童母子係	知的障害者援護費	身体障害者デイサービス運営委託事業		H12	2,845	712	身障者の自立と社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。	在宅の重度の身障者に対し、リハビリ・入浴・食事等を提供する。
児童福祉総務費			診断書料金助成事業(特別児童扶養手当認定請求等)		S54	432	432	市内に在住する障害児の保護者が、特別児童扶養手当の認定請求及び有期認定による診断書の提出、或いは、児童が児童福祉施設に入所する際に添付する診断書料金を助成することにより、福祉の増進を図る。	市内に在住する障害児の保護者が、特別児童扶養手当の認定請求及び有期認定による診断書の提出、或いは、児童が児童福祉施設に入所する際に添付する診断書料金の全額を助成する。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
身体障害者の社会参加支援事業であり、廃止は不可と考える。		
障害者の生命に関わる事業であり、廃止は不可と考える。		
共同作業所の運営は補助金に依存しており、補助金の削減、廃止が作業所の存続に直接的に影響する。障害の状況から、小規模作業所で最も能力を発揮できる障害者もあり、その受け皿がなくなることは障害者やその家族にとって大きなマイナスとなる。		北海道の要綱が基本となっていることから、北海道の事業見直しに伴い検討する必要がある。現状では、小規模作業所の運営に補助金が不可欠な状況なので、見直しに当たっては小規模作業所の運営のあり方を含めて議論する必要がある。
北海道が行う助成制度の対象とならない方への補完事業であるが、数年来利用実態が無く廃止は妥当と考える。15年度0件、決算額0円		平成16年度中に要綱廃止。白樺養護高等学校への周知
身体障害者の社会参加支援事業であり、廃止は不可と考える。		
特別児童扶養手当の認定請求等に必要な病院の診断書料金を助成する市単独事業である。将来的に自己が受ける利益のために負担する経費であるため、申請者の理解も得られるなど、廃止による影響はないと考える。平成15年度件数 74件、決算額 325,795円。	全額自己負担とし、制度を廃止する。	平成16年度中に要綱廃止、市内医療機関への周知等に1ヵ月程度必要。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等	
保健福祉部	児童家庭課	児童母子係	児童福祉総務費	児童福祉施設面会旅費助成事業		S53	1,080	1,080	児童福祉施設に入所している児童の保護者に対して、面会するための旅費を助成することにより、福祉の向上を図る。	本市から児童の入所施設までの区間のJR運賃及び接続バス運賃について、月1回を限度として助成する。	
			児童福祉総務費	児童福祉施設面会旅費助成事業		S53	1,080	1,080	児童福祉施設に入所している児童の保護者に対して、面会するための旅費を助成することにより、福祉の向上を図る。	本市から児童の入所施設までの区間のJR運賃及び接続バス運賃について、月1回を限度として助成する。	
		児童館係	保育所費	学童クラブ事業		S40	36,659	3,063	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の概ね10歳未満の児童に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている。各学童クラブ30名定員に対して、現在平均31名の入所数で効果的に運用されている。また、非常勤職員である学童クラブ指導員、同指導員補助で遊びを主体に、子どもの健全育成に関わり、障害児も2名まで受け入れており、指導員数も適正な配置となっている。	学童クラブ事業は子育て支援の重要な施策の一つであり、成果もあげている。また、年々入所希望者が増加し、施設活用の期待も高まっていることから、今後も継続すべき事業であると考えている。今後、学童クラブの開設数増に伴う経費抑制、意欲と熱意のある指導員確保と各指導員の資質の向上が必要である。	
	児童館費		児童館管理運営事業		H08	10,132	10,132	児童に健全な遊びの場を提供するとともに、その健康を増進し豊かな情操を育むことを目的としている。必要最小限の非常勤職員配置の中で、年間290日を越える開館を行い、効率的に事業を実施している。児童館建設時の利用目標に対し、毎年100%近い利用状況であり、達成率が高い。	児童福祉法に位置付けられている児童厚生施設としての児童館は、市内に6館開館している。児童館では、地域の児童や幼児とその母親を主体に、各種行事の実施や遊びとの関わりなどにより、地域における子育て支援の拠点として期待も大きく、今後児童館未設置地区への対応においては、家庭、学校、地域の人々と連携、協力した事業運営のあり方が必要である。		
	保育課	保育係	児童福祉総務費	家庭保育室運営費補助事業		×	S52	53,711	53,711	母子・父子・共働き家庭の増加により、低年齢児保育の需要が増加しており待機児童の解消のための受け入れが必要である。乳児等においても認可保育所での受け入れが望ましいが、現在の施設規模及び待機状況からはそれが困難なため、認可保育所に入所できない乳児の受け入れを行っている。待機児童減少への成果は上がっており、保育所機能を補完する有効な事業となっている。	国・道からの運営費負担金がない中で保育所運営であり、経済性が高いとはいえない。認可保育所を整備しその定員枠を増加すればこの事業は縮小できるが、乳児の認可保育所の受入枠が少ない現状において、保育所機能を補完し、待機児童数を減少するため事業を継続する必要がある。
			保育所費	地域子育て支援センター事業			H11	7,964	2,656	子育ての不安や悩みをかかえる家庭を支援し、また、育児サークルの育成等に努めており、育児に対する不安や負担感を軽減させるための事業である。転出入・核家族世帯の多い本市において、子育ての不安や悩みをかかえる家庭を支援する役割は大きい。センターの利用者数など毎年着実に増加している。ボランティア育成事業他、事業内容の拡大を行っており、効率性を高めている。子育て支援センター事業の利用者が年々増加し、子育ての不安や悩みをかかえる家庭を支援するサービスへの需要は高まっており、有効な事業である。	国・道で定めた基準で委託を行っている。基準額は保育士の経験年数の少ない人件費に基づいており、基準額を下回る委託料では、受託先を見つけることが困難であり、また、事業の質の悪化が心配される。H15から新規の取組みを開始しているが、関係機関の連携をより一層進め、事業を充実していくことが必要である。
			保育所費	夜間保育所運営費補助事業			H元	13,885	13,885	保護者の夜間就労による保育に欠ける児童のための効果的な受け入れ先となっている。入所児童数は定員20名に対し、17名ほどであり、また、教材費、採暖費について、入所児童数分を補助しており、比較的効率的に使用されている。認可保育所で夜間保育を行っていない現状において、児童が夜間でも安全で快適な保育を受け健全に発達する目的のために、夜間保育園への運営費補助の必要性は高い。	就労形態の多様化及び飲食店等のサービス業が多い本市の状況を踏まえ、現状においては必要な事業であるが、国・道からの補助がなく市としてのコストが高い。認可保育所における夜間保育事業の検討及び企業における就労環境の改善に向けた意識啓発等検討していく。
			保育所費	夜間保育所運営費補助事業			H元	13,885	13,885	保護者の夜間就労による保育に欠ける児童のための効果的な受け入れ先となっている。入所児童数は定員20名に対し、17名ほどであり、また、教材費、採暖費について、入所児童数分を補助しており、比較的効率的に使用されている。認可保育所で夜間保育を行っていない現状において、児童が夜間でも安全で快適な保育を受け健全に発達する目的のために、夜間保育園への運営費補助の必要性は高い。	就労形態の多様化及び飲食店等のサービス業が多い本市の状況を踏まえ、現状においては必要な事業であるが、国・道からの補助がなく市としてのコストが高い。認可保育所における夜間保育事業の検討及び企業における就労環境の改善に向けた意識啓発等検討していく。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>児童福祉施設に入所している児童(18歳未満)は、夏期休暇等には一時帰省するなど、継続して親子の関係を保持していく必要がある。市内には同種施設(保育所、児童館を除く。)はなく、遠軽や岩内などの遠隔地にある施設に入所している児童もいることから、保護者との面会を円滑に促進するためにも、現状、本制度を廃止することは不可と考えらる。平成15年度 216件、決算額 1,530,200円。</p>	<p>経費削減については、面会による利用者の受益と負担が適正、かつ、公平に行われているかを確認のうえ助成していく必要性から、要綱による適正な実施により、助成額の縮減方法を検討する。</p>	
<p>児童福祉法に基づく放課後健全育成事業として位置付けられ、国の奨励により推進してきた事業である。さらに市民の要望等により事業内容が整備されてきた経過もあり、今後も継続すべき事業である。学童クラブの入所申請児童数は、年々増加傾向にあることから、これら児童の受け入れにあたっては、社会の現状(就労形態の多様化等)に即した適切な対応が求められている。廃止した場合、日中就労のため子育てができない保護者への支援ができないことや、入所児童に対しても、留守家庭となる放課後の生活の場が失われ、危機管理が問われているなか、児童に対する安全対策が最も懸念されるところである。また、次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、すべての市町村に対して子育て支援のための「地域行動計画」の策定が義務付けられ、学童保育の量的な拡大と質的な拡充を盛り込むことが必要とされている。以上のことから廃止は困難である。</p>	<p>学童クラブを統合、又は縮減した場合校区外となるため、距離、場所等により通所児童に対する交通機関の確保が必要となる。現在、一部を除き、各校区内に学童クラブが設置されているが、サービスの低下を招かないようにするためには、入所児童の安全対策や、交通確保への配慮が求められるほか、時間の制約、保護者負担、利便性など検討すべき課題は多い。しかし将来的には、一部民営化も視野に入れながら、学童クラブの管理・運営方法等について検討を行う。また実施時期等については、保育所民営化の動向等を動向等を動向のうえ検討を進める。なお、現状は、待機児童が多いなかでの統合・縮減は困難である。</p>	
<p>児童福祉法に基づく児童厚生施設である。児童館は、次世代育成支援対策推進法の成立に伴う行動計画策定指針において、児童の健全育成の拠点として重要視されている一方、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴う課題に対しても、地域のコミュニティ基盤施設として即応することが求められており、現状、廃止は困難である。廃止した場合、子どもの育成(発達)支援、子育て家庭の支援、地域活動(社会参加活動)促進など、児童館が担っている機能・役割への影響は非常に大きいと考えらる。</p>	<p>これまで児童館については、コミュニティ単位で計画的に整備してきており、地域の育児サークルや、子育て支援等の場として、地域に積極的に開放し施設利用の拡充を図っている。また、市の「子育て支援計画に係るアンケート調査」の結果、当該施設は、地域の子育て支援に係る拠点施設としての機能を十分果たしてきており、その必要性は高まっている。さらに国の子育て支援に係る行動計画策定指針に基づき、施設等の拡充は、各市町村が取り組む重要な施策の一つであり、今後も児童館の建設は計画的に推進する必要がある。</p>	
<p>市町村は児童福祉法第24条に基づき保育に欠ける児童を保育する義務を有している。乳児の認可保育所の受入枠が少ない現状において、保育所機能を補完し、保育に欠ける児童の待機数を減少するため事業を継続する必要がある。H16年度における家庭保育室の指定は6か所で総定員は33人だが、H16.7月現在の入所数は42人となっている。この事業がなければ全て待機児童となることから、事業実施の効果は大きい。</p>	<p>H15、16年度に策定する新たな子育て支援計画(H17～21)の認可保育所整備による乳児受入枠拡大の施策に合わせて、16年度以降、家庭保育室入所受入数の縮小を検討する。</p>	
<p>H15年度の子育て支援センターの子育て相談件数は220件(H14:213、H13:196)、専用室利用者数(子育てサロン、子育てサークル、育児スクール利用者)は4,224人(H14:3,671、H13:3,500)であり、事業利用者が年々増加しサービスへの需要は高まっている。子育て支援センターは、子育て支援の拠点であり、また、子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業である。転出入・核家族世帯の多い当市において、増設の要望がある中で廃止した場合に、子育ての不安や悩みをかかえる家庭への支援に多大な影響がでる。</p>		<p>H16.3月現在、全道34市中31市に53施設(北広島市(3)、江別市(2)等11市が複数設置)、154町中75町に83施設あり、市においては施設数上からも不可欠な事業となっている。また、子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業であり、今後更に増加すると思われる。</p>
<p>就労形態の多様化及び飲食店等のサービス業が多い当市において、保護者の夜間就労による保育に欠ける児童のための効果的な受け入れ先となっている。夜間においても保育に欠ける児童を認可保育所で保育することが求められているが、認可保育所で夜間保育を行っていない現状において、夜間保育園への運営費補助の必要性は高い。また、子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業である。廃止した場合に、夜間に就労している家庭への支援に影響がでる。H16.7月現在、定員20人に対し入所数は17人となっている。</p>		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	保育課	保育係	保育所費	へき地保育事業		S33	58,142	45,942	地域における保育対策の推進を図ることを目的として、6カ所設置され、地域の居住者や地域に働き場がある住民等の概ね2歳から就学前の児童を入所の対象として、4月から12月の期間、週6日開所している。地域の中に、保育の場を確保しており、利用者の利便性は高い。	保育所の安全対策のうえからも常時2名以上の勤務体制をとるために保育所一か所に最低3名の職員を配置している。H17以降に保育所休所の可能性があり、その場合、へき地保育所の運営に必要な非常勤職員数が17年度に減少することになることから、臨時的措置として第2種非常勤職員と委託会社の保育士を組み合わせ、H16は長都保育所に年間190日勤務1名と95日勤務1名、駒里保育所に年間190日勤務2名、蘭越保育所に年間190日勤務1名の委託職員を入れている。入所児童数が減少しており、少人数の保育は入所児の発達や保育所行事、保育コストの増大などの問題を抱えており、今後、費用対効果に配慮し、保育所統合等を検討する必要がある。
			保育所費	ファミリーサポートセンター事業		H14	5,586	1,509	急速な少子・高齢化や核家族化及び就業形態の多様化等により、様々な保育ニーズが必要とされている。保育所等を補完する子育て支援機能を担っており、地域の人材を活用し、地域全体で互いに支え合って子育て支援を行う事業であり、会員確保及び活動状況も含めH14年度は順調にスタートした。国・道からの補助金があるため経済性は比較的高いといえる。委託先の社協でアドバイザーを雇用し、安定した利用件数を確保する等、効率的に行われている。会員数の確保及び講習会の開催等、当初予定していた成果をあげている。	利用件数の増加及び地域への事業内容の浸透などを進め、保育の質を確保することが重要である。事業を円滑に進めるためボランティア活動事業などのノウハウがある社協に委託し、コスト面の配慮も行っており、妥当な手段と考える。(道補助金の補助率が平成19年度～平成23年度は現在の1/4から1/8に下がり、その後、打ち切りとなる。)
			保育所費	病後児保育事業		H14	6,136	2,661	病気の回復期で集団保育が困難な児童を勤務の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わり、病後児保育の専用施設で保育するものである。保育の対象が病気回復期の児童であり、常時利用される状況になく、保育経費の面で効率性が高いとは言えない。しかし子育て中の保護者が、子供が病気になった場合いつでも預けられるという安心感を持つことができ、安心して就労できるなど子育て支援の一環として有効な事業である。	就労する保護者にとって子供が病気のときの対応が一番の悩みとされており、その受け皿となる本事業は、子育て中の保護者に大きな安心感を与え、また、子供の看護は看護師が担当しており、病状に応じた適切な養育を確保している。病後児保育事業は児童の定員2名に対し職員1名の配置が実施基準となっており、事業を民間に委託することでコストを軽減している。本来、病児にとって、また、病児を抱える保護者にとっては、親自らが看護できる環境が望ましい。このため、事業周知のPRは欠かせないものの、同時に、また、保護者自身が看護できる環境づくりを目指す。H15の利用者数は当初見込みの80人を超え112人となったが、今後さらに病後児保育施設を保護者に浸透させ、適切な施設利用を図っていく。
			保育所費	市立保育所運営事業	×	S33	123,146	12,096	子育てと仕事を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの基本となる事業である。母子・父子・共働き家庭の増加等により、乳幼児保育業務の需要が年々高まっており、事務事業として欠かせない事業である。通常の保育事業の他に、延長保育、一時的保育等の事業を行っている。現在、正職員数を増員することなく、保育所入所希望者の増大に対し、現状の施設で対応できる手段として定員超え入所を実施している。定員超え入所は事業の効率性が高く、当面の対応としては成果を上げている。	今後の保育需要の増加を予測し、認可保育所を整備しその定員枠の拡大について検討が必要である。行革の保育所民営化の報告書において、公立保育所4か所のうち2か所を今後10年後を目安に民営化する方針が出され、H16,H17に、存続する市立保育所の整備計画を含め具体的な計画を策定する。
			保育所費	障害児保育事業	×	S53	18,927	17,922	市内の8認可保育所において実施。必要に応じて関係各機関と連携し、障害児個々の発達に応じたカリキュラムで集団保育することにより障害をもつ児童及び共に保育する健常児の双方に健全発達に向けた大きな成果をあげている。障害をもつ児童及び健常児がそれぞれの刺激を受けながら成長できる場は少なく、児童の健全育成を図るために必要な事業であり、国の基準である中軽度の障害児だけではなく重度の障害児も受け入れて成果をあげている。	H15から国庫補助金が一般財源化され(地方特例交付金の取扱い)、ほぼ一般財源で事業を行っており経済性は高くない。児童の発達支援として、また、子育て支援としても重要な事業であるが、受け入れ枠がまだ充分でない。8認可保育所でできる限り希望者の受入を行い保育しているが、現在の制度の中でより利用しやすい事業になるよう検討していく必要がある。重度の障害の児童には保育士1人が付きっきりとなる場合があり、臨時保育士1人を充てると約195万円ほどの経費となり、どこまで障害児の保育を拡大するのかを他の事業との優先度の比較で決めていかなければならない。
保育所費	私立認可保育所運営費負担事業	×	S49	352,323	91,721	子育てと仕事を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの基本となる事業である。母子・父子・共働き家庭の増加等により、乳幼児保育業務の需要が年々高まっており、事務事業として欠かせない事業である。通常の保育事業の他に、延長保育の事業を行っている。私立保育所は定員を超え入所を行っており、また、児童数に応じた負担金を支出しているため効率性は高いと言える。定員超え入所することにより、入所希望者受入率が高まっており成果が上がっている。	保育所入所希望者の増大に対し、現状の施設で対応できる手段として定員超え入所を行い、当面の対応としては成果を上げているが、今後の保育需要の増加を予測し、認可保育所を整備しその定員枠の拡大について検討が必要である。本市の場合、公・民における保育メニューの相違はほとんどないが、乳児保育は民間のみで行われており、施設は民間保育所4カ所とも公立より新しい。また、児童1人当たりの保育コストは全ての民間が公立を下回っている。行革の保育所民営化の報告書において、公立保育所4か所のうち2か所を今後10年後を目安に民営化する方針がだされている。			

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>保育に欠ける児童の保育は市町村の義務であり、地域における保育の場の確保への住民要望が高い事業である。入所児童数が減少しており、少人数の保育は入所児の発達や保育所行事、保育コストの増大などの問題を抱えており、今後、保育所統合等を検討する必要がある。H16.7月現在の入所数は69人となっている。</p>	<p>H17年度に保育所1か所休所の可能性があり、その場合、2,300千円程の減額が見込まれる。(過年度においても、一般財源額を年々減額しており、H16年度予算のH13年度比は7,874千円、14.6%の減額となっている。)</p>	
<p>核家族化が進み、特に転出入率が高く、親族や家族などの身近な子育ての支援者が少ないと考えられる当市の子育て環境においては、各子育て家庭のみだけではなく、地域で支え合える子育ての体制作りが必要となっている。H14.8月にサービスをスタートしたが、5年間の会員目標数300人は既に超え、活動件数も確実に伸びている。子育て支援策の重要な柱となりつつあり、互いに支え合うコミュニティづくりを促進させる施策として必要な事業である。また、子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業である。廃止した場合には、保育所を補完するサービスとしての子育て支援に多大な影響がでる。H15年度の利用件数は764件となっている。</p>	<p>H16年度の予算額は、H14年度の7,396千円、H15年度の6,167千円に対し5,586千円と大幅な縮小を行っており、これ以上の減額は難しいと思われる。</p>	<p>H16.4月現在道内実施市6市、他に単独で同様の事業を行っている市町3市町。子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業であり、今後増加すると思われる。</p>
<p>就労する保護者にとって子どもが病気のときの対応が一番の悩みとされており、子育て中の保護者にとって子供が病気した場合にも安心して就労できる等、子育て支援を担う重要な事業である。また、子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業である。H15年度の延べ利用人数は112人となっている。</p>	<p>本来、病児にとって、また、病児を抱える保護者にとっては、親自らが看護できる環境が望ましい。このため、事業周知のPRは欠かせないものの、同時に、保護者自身が看護できる環境づくりを目指す。</p>	<p>H16.4月現在道内実施市町7市町。子育て支援計画の中で国から目標事業量を定めることを義務付けされている特定事業であり、今後増加すると思われる。</p>
<p>市町村は児童福祉法第24条に基づき保育に欠ける児童を保育する義務を有している。H16.7月現在、市立4保育所の総定員390人に対し入所数は413人、市立保育所の待機児は5人となっている。</p>	<p>新たに策定する子育て支援計画で認可保育所の整備及び保育所の新たな役割としての地域子育て支援の推進、休日保育等のサービス実施等を検討する。また、保育所民営化計画策定の中で今後の公立保育所運営と私立保育所運営費に係る経費を具体的に算出する。市立保育所の民営化については、当面2か所を存続させることがH17/3月に組織決定されており、他の2か所は5年ごとに1か所を民営化する試案が出されている。しかし、具体的にはH16、H17年度の2か年で策定する民営化計画で決定することとしており、民営移行期間の短縮も考えられる。財源のみならず規制緩和等の動向も見定めなければならない。H15年度に保育所給食調理業務を1か所民間委託しているが、H17年度は更に1か所民間委託する予定であり、給食調理業務の経費は減額が見込まれる。</p>	
<p>市町村は児童福祉法第24条に基づき障害を有する、有しないにかかわらず、保育に欠ける児童を保育する義務を有している。H16.7月現在、全認可保育所(市立4、私立4)の入所数は22人、待機児は4人となっている。</p>	<p>縮減ではなく、逆に希望者が全員入所できる受け入れ枠の拡大が求められている。</p>	
<p>市町村は児童福祉法第24条に基づき保育に欠ける児童を保育する義務を有している。H16.7月現在、私立4認可保育所の総定員345人に対し入所数は387人、私立保育所の待機児は9人となっている。</p>	<p>保育所入所希望者の増大に対し、現状の施設で対応できる手段として定員超え入所を行っているが、今後の保育需要の増加を予測し、認可保育所を整備しその定員枠拡大の検討が必要である。また、保育所民営化計画策定の中で民間保育枠の拡大、運営経費について検討する。新規に認可保育所が開設される場合は、開所時間延長にかかる市負担分(国1/2、道1/4、市1/4)、延長保育事業の市負担分(国1/2、道1/4、市1/4プラス市単独補助分)等が増額となる。行革の保育所民営化の報告書において、市立保育所4か所のうち2か所を今後10年後を目安に民営化する方針が出され、H16、H17年度に具体的な計画を策定する。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	こども療育課	療育係	児童福祉総務費	こども早期療育事業		S58年	10,785	0	心身の発達に障がいや遅れ・つまづき等のある乳幼児に対し、早期に相談や必要な療育を行い、障がいの軽減、予防を図るとともにその発達を促し、家庭や地域で健やかに育っていくことを目的とする。早期から適切な育児支援や療育指導を行うことにより発達が促され、障がいの軽減・改善・悪化の防止が図られており、障がい等のある乳幼児とその保護者が地域で生活していくためには欠かせない事業である。	心身の発達に心配や障がい等のある乳幼児に対し、総合的な発達の相談に応じ、専門的な発達評価を行うとともに障がいや発達状況に応じて小集団で生活指導や発達支援を行う児童デイサービスによる保育指導及び個別による保育指導、言語指導、理学療法、作業療法等の療育指導を行っている。こども通園センターは、在籍児童数が増加し、通園児への対応を通園回数調整により対応せざるをえないところとなっており、利用者から求められる必要なサービスに対応しきれない状況にある。また、平成15年度から支援費制度の施行に伴い、児童デイサービス事業に係る保育室確保のため、理学療法・作業療法指導室の半分を充て対応しているが、指導スペースが不足し、指導業務に支障をきたしている状況にある。さらに、心身の発達に心配や障がいのある乳幼児の保護者が常時発達相談が受けられるよう「こども発達相談室」を応急的にコミュニティー施設に設置しているが、周囲の騒音、プライバシー保護、スペースの狭隘等から、適切な相談指導を行える相談場所の確保が必要となっている。
			児童福祉総務費	こども早期療育事業（交通費助成）		S51年	4,020	4,020	心身障害児が千歳市こども通園センターに通って指導を受ける児童及び保護者に対し、交通費を助成することにより、これら児童の福祉の向上を図る。 心身障害児が千歳市こども通園センターに通うための通園手段が確保され、適切な療育指導が受けられることにより、障がいの軽減・改善・悪化の防止が図られている。	バス、鉄道又は自家用車による通園の交通費助成で前記による通園が困難な場合にはハイヤー券を交付。 「千歳市在宅心身障害児が千歳市こども通園センター等に通う場合の交通費の助成に関する要綱」による。
	健康推進課	健康管理係	総合福祉センター費	総合福祉センター施設管理事業	×	S58	40,585	39,667	コミュニティセンターとして月5千人以上の利用者があり、これは市全体コミュニティ利用者数の3分の1を占め市民の中に定着している。市の保健施設（保健センター）や心身障害児通園施設などの行政機関も入っているなど、市として欠かすことのできない施設となっている。毎年度の延利用者は、コミュニティセンターが68千人以上、予防接種や健診などの保健センターとして26千人以上、ボランティアや通園施設その他が19千人以上と113千人以上の方々が利用されている。	保健センターは市民の諸疾患の早期発見、早期予防を主眼に乳幼児から老人にいたる健康管理機能を持った施設として設置されています。また、コミュニティは街づくりの基盤として、心身障害児通園施設は障がい者が自立した生活が送れるよう市の支援が必要である。
			保健衛生総務費	救急医療等体制整備事業		S58	71,486	71,486	市内の病院（医院）が診療を行っていない時間帯（夜間・休日）の救急患者に対応するため、夜間・休日の救急医療業務を医師会に委託して在宅当番（輪番制）により実施、診療科目は、外科系、内科系に大別し、入院・手術等の重篤な患者の対応として、2次病院を配置している。この事業は、市民の急病患者の医療を確保するため重要である。	初期救急医療体制の確保については、住民の最も身近なものとして、市民の健康維持・安心な生活を送るという観点から、市が主体的に取り組むべき事業である。また、在宅当番による休日・夜間の診療、当番日の調整、地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を行う業務を医師会に委託して実施している。夜間診療のできる少数の病院で実施しており、維持が難しい状況にある。
			予防費	健診（検診）事業		S58	54,657	46,362	疾病の早期発見・生活習慣病の予防により市民の健康保持を図ることを目的として、老人保健法及び同法に準じた健診（検診）を実施している。各健診（検診）の実施により、生活習慣病などが増加していく状況の中で、市民の健康保持を継続していくためにも大いに役立っており、受診者の健康に対する自らの意識向上にもつながっている。	市民の健康保持と適切な医療の確保を図るため、保健事業として行う健康診査（一般健診・肝炎検診）に準じて、さわやか検診、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肺がん検診、結核検診、前立腺がん検診、エキノコックス症検診を実施している。また、平成16年度からは、総合健康診査、脳ドック検診、骨粗しょう症検診を新たに加え、受診機会と受診者の拡大を図り、健康増進の充実と強化を目的として健康診査体制を整備することとした。健診の受診者数 一般健診・さわやか健診(H13)1,786人、(H14)1,879人、(H15)1,868人、がん検診(H13)4,555人、(H14)4,704人、(H15)5,009人、肝炎検診(H14)314人（H14年度から実施）、(H15)285人、エキノコックス症検診(H13)469人、(H14)517人、(H15)685人
	予防費	予防接種業務	×	S32以前	56,135	53,280	各種の感染症に対する感染予防、発生防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図ることが課題であり、市民はワクチン接種により病気を予防し、健康な日常生活を求めているとともに予防接種法・結核予防法に基づいて実施している。対象者全員の接種を目標にしているため目標に達していないが、道内他市の平均接種率（ツ反・BCG90%、風しん60%、麻しん60%、三種混合80%、ポリオ90%）以上となっている。また、病気の大流行や死亡・健康被害は発生していない。	予防接種法・結核予防法により指定疾病の定期予防接種を市町村で行うこととなっている。現在、麻しん、風しん、二種（1期）・三種混合、インフルエンザの予防接種は、医師会に委託して市内の病院で予防接種を行っている。また、ポリオは二次感染防止の観点から、乳幼児のツ反・BCGは特殊手技のため保健センターでの集団接種としている。二種混合（2期）は接種率の確保のため、学校においての集団接種としている。		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>児童福祉法「障害児通園事業について」に基づき実施してきた事業であり、市町村は通園の場を設けて障害児等に対し通園による指導を行い、その育成をはかる責務を負っている。事業を廃止した場合には、当市の早期療育システムが機能しなくなり、障害や発達の違い、つまづきを持つ子どもの成長・発達が阻害され、障害が重度化し、二次障害や社会との不適応が生じ、家庭や地域で生活することが困難となる。</p>	<p>早期療育施設であるこども通園センターが定員を超えた在籍児童数状況にあり施設の拡充方針が決定されていることやセンター化した1箇所での発達や障害状況に応じた療育を行い効率的な運営を図っていること等から、事業の縮減見直しは困難である。また、地域の中での効果的に早期療育を進めたいためには、障害に対する専門的なアプローチとともに乳幼児健診及び医療機関、保育所(園)、幼稚園等関係機関との連携が必要とされており、コーディネート機能を果たせる公的機関が担う必要がある。</p>	<p>北海道では、障害やその疑いのある子どもが身近な場所で日常的に相談、療育が可能となるよう北海道早期療育システム推進事業として早期療育を展開し、複数または単独市町村により全道72箇所において早期療育が実施されている。全国的には、障害別の障害児通園施設(措置施設)と障害児通園事業により早期療育事業が進められている状況にある。</p>
<p>早期療育事業を推進するために「千歳市在宅心身障害児が千歳市こども通園センター等に通う場合の交通費助成に関する要綱」により実施してきた事業である。通園するための交通手段が確保されていることは、障害受容の難しい乳幼児期の保護者や長期にわたって保育の必要な保護者の経済的・精神的な負担を軽減し、必要な子どもの早期療育を可能としてきた。事業を廃止した場合には、保護者の経済的負担が増加し、通園を取り止めるなどの状況が起こり、障害が重度化し、二次障害や社会との不適応が生じ、家庭や地域で生活することが困難となる。</p>	<p>障害や発達の遅れ等を持つ子どもと保護者が早期療育を容易に受けるための通園手段の確保は必要性があると考えられる。通園バスによる送迎方法もあるが、通園する子どもが市全域から通ってくることや指導時間が異なること、また通園バスの維持管理経費等から効率的な運用は難しい。従来どおり、通園するための交通手段に対する助成を行い、その助成方法・内容を検討整理して交通費助成額の縮減を検討する。</p>	<p>通園するための交通費助成事業は、障害や発達の遅れ等を持つ子どもの早期療育を可能とし、障害の悪化や固定化を防ぎ、家庭や地域で生活していくことを可能なものとしている。通園するための交通費助成事業は、昭和51年から実施されてきた経過があり、事業を廃止することは保護者の混乱を招き、早期療育事業に大きな影響を及ぼす。やむをえず、この事業を廃止する場合には、保護者の理解を得ながら段階的に縮小を検討していく必要がある。</p>
<p>保健センターは医療行為(予防接種・健康診断)を行う場として診療所登録しており、年間通じて利用者がいることから、代替の診療所を確保しなければならない。(50~300人/日、250日/年)また、児童デイサービス事業を行うための施設として登録しており、年間通じて利用者がいることから代替の通園施設を確保しなければならない。(40人程度/日、240日/年)さらに、地域一帯の方々が年間通じて利用されているコミュニティスペースの代替策を講じなければならない。(延べ68,000人/年)</p>	<p>代替施設の建設や場所の確保が必要。縮減額は4千万円(現在の管理費相当分)程度あるものの、代替施設の確保に費用がかさみ採算は取れない。</p>	<p>代替施設を建設する場合は最低5年必要である。全国的に福祉センター等の廃止の実例は無い。</p>
<p>救急医療は“医”の原点と言われており、社会環境や疾病構造の変化等と関連して、近年ますます重要性がたかまっている。この事業は、市内の病院(医院)が診療を行っていない時間帯(夜間・休日)の救急急病患者に対応するため、夜間・休日の救急急病医療業務を医師会に委託して在宅当番医制により実施している。また、入院・手術等の重篤な患者の対応として、2次病院を配置している。救急急病当番病院で診療を受けた患者の年間延人数は、平成13年度は18,343人、平成14年度は20,328人、平成15年度は18,689人となっており、市民の生命維持と健康保持のために欠かせぬ事業となっている。</p>	<p>当番医は、光熱水費・維持費・人件費等を含め、委託料のみでは診療報酬を含めても採算が取れない状況にあり、削減減額は大変難しい。</p>	<p>近隣各市の状況は、救急急病センターと2次病院での対応(苫小牧市)、夜間急病診療所に開業医が交代で勤務、時間帯により医師会・(財)夜間急病協会に委託(北広島市)、平日の夜間は内科のみ(石狩市)、市立病院夜間診療所対応(江別市)など救急急病医療として対応している。救急急病患者に対応する法的定めがないにしても救急急病患者に対応できる代替措置ができるまでは、この事業の廃止はできない。</p>
<p>一般健診及び肝炎検診、結核検診骨粗しょう症検診は、老人保健法及び結核予防法に基づく市町村が実施する事業である。これらの健診(検診)は、事業所などに受診機会のない方々を対象に継続的に実施する必要があることから、廃止は不可である。この法に基づき保健事業として行う健康診査として一般健診、肝炎検診、結核検診を実施している。また、平成16年度からは、骨粗しょう症検診を新たに加えて健康増進の充実と強化を図る。この健診の平成15年度の受診者数は、一般健診1,544人、肝炎検診285人(節目検診として平成14年度から実施)、結核検診980人が受診している。また、市民の健康保持と適切な医療の確保を図るため、老人保健法に基づく保健事業として行う健康診査に準じて、健診の受診機会が少ない女性に対しての「さわやか健診」や平成9年度まで老人保健法の検査項目となっていた「がん検診」、高齢者が多く発生しやすい「前立腺がん検診」、北海道が指定されている「エキゾックス症の健診」を実施している。また、市民の受診機会と受診者の拡大を図り、健康増進の充実と強化を目的として平成16年度から、総合健康診査、脳ドック検診を加えた事業である。平成15年度の健診受診者数は、胃がん991人、大腸がん954人、前立腺がん324人、子宮がん1,142人、乳がん446人、さわやか健診322人、エキゾックス症685人となっている。</p>	<p>昨年5月に実施された健康増進法では、国民が生涯を通して自主的な健康増進に努めることを支援するため指針を策定するよう定めている。これを受けて厚生労働省は指針を策定、市町村は指針に基づいて健診を実施することになる。これによると「健診は、疾病を早期発見・予防および疾病の進行防止、並びに生涯に向けた自主的な努力を促す、という観点から実施する」としている。当市の健診は、当初、各検診(集団)を別々の日に実施していたが、費用の削減と受診者が受診しやすくなるため同一の日に実施することに変更して現在に至っている。現在は検査処理を専門業者に委託しているが、最低のコストで実施しており、削減は難しい。</p>	<p>老人保健法及び結核予防法に基づいて実施しなければならない健診(検診)項目であり、廃止はできず継続実施が必要であり、道内各市も同様実施している。また、がん検診は元々老人保健法に基づいて実施していた検診であり、現在は厚生労働省の検診指針に基づいて各市も継続して実施している。当市としても廃止することは当然のこと市民の理解が得られない検診であり、継続実施が必要である。</p>
<p>予防接種法第2条に「予防接種を行う疾病」を、第3条に「市町村長は、期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。」と規定されている。また、結核予防法第13条に「市町村長は、市町村の管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しないものに対し、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応を行い、かつ、その反応が陰性にある者に対して、定期予防接種を行わなければならない。」と規定されている。</p>	<p>予防接種の効用などから予防接種法の改正が行われます。平成15年度には、ツ反・BCGの再接種が廃止になりました。平成17年度にはツ反が廃止され、BCGを直接接種することに改正が予定されており、また、ポリオ生ワクチンから不活化ポリオワクチンの導入など、厚生労働省の感染症分科会が現在取り組んでいる事項の決定に基づいて実施するため、状況により財源削減に通じることがあり得ることといえます。</p>	<p>道内16市に聞き取り調査をした結果、各市とも予防接種法、結核予防法に基づき定期予防接種を実施しております。また、予防接種の費用についても当市と同様な市負担状況となっています。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	健康推進課	健康指導係	保健衛生総務費	難病患者等日常生活用具給付事業		H16	3,322	851	難病は闘病生活が長期に及び、家族の介護負担が大きく、疾病によって病状の悪化に伴い、精神的身体的負担が強られる。また、難病患者の日常生活用具給付事業に他の制度にない固有の用具が含まれているため難病患者のための給付事業の継続が必要である。	難病患者等の日常生活用具給付については、H16年度～開始し、運用中。実施品目17。H16年7月現在パルスオキシメーター給付1件。
			保健衛生総務費	精神障害者社会復帰交通費助成事業		H10	673	337	市が地域の実態に即して精神障害者に対する社会復帰支援対策を展開し、精神障害者が自ら行っている社会復帰活動を支援することによって、精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図る。	社会復帰施設（現行地域共同作業所、社会復帰学級）通所時の公共交通機関に係る交通費自己負担分の半額を助成する。市の負担分の1/2について道の補助がある。精神障害者の対策は平成7年の精神保健福祉法の改正から各種社会復帰施設の法的位置づけがなされ、全国的に社会復帰対策が進んでいることから、制度見直し検討中。
			保健衛生総務費	診断書料助成事業(精神障害者保健福祉手帳交付申請等)		H14	466	466	精神障害者が精神障害者の制度を利用する際、必要な診断書料に係る全額を助成する。	精神障害者が精神障害者の福祉制度を利用する際、必要な診断書料に係る全額を助成する。福祉担当課等にまたがる制度であり、関連他課と整合性を図る。
			予防費	出張健診事業		S58	110	38	生活習慣病の予防や疾病の早期発見により市民の健康保持増進のため老人保健法や同法に準じた健診を実施している。生活習慣病が増加する中で市民の健康管理に貢献しており、受診者の健康に関する意識向上に役立っている。	現在一般健診は市街地で年10回のがん検診などと総合しミニドック、婦人健診として実施している。出張健診はこの他に郡部の3地区（支笏湖・泉郷・東千歳）で実施している。受診者は3地区合計でH14年度66人、H15年度72人、この他に健診の事後指導日各診療所（支笏湖・泉郷）で2日。総計25人のスタッフで実施している。市街地に比べ、時間的、人件費における効率は低い。健診の事後指導H15年度10人について診療所の医師を2名依頼。郡部居住者については交通の便が悪いことを考慮しても定期バスの利用や車での移動が一般化している現在、見直しを検討していく必要がある。今後、市街地の健診に統合するなど実施方法について廃止も含めて検討する。
			予防費	機能回復訓練教室		S61	388	210	老人保健法の保健事業で脳卒中後遺症等の疾病や負傷などで心身の機能低下がある人について日常生活の自立や機能の維持向上を図るとともに生き生きと生活できるようにする。	40歳以上で脳卒中後遺症等の疾病や負傷、失語症など障害を有し、医療終了後も継続して訓練を必要とし、医師の意見書がある人で、原則介護保険未利用者。現在は年6回保健センターで言語療法士の指導を中心にとばの教室を実施している。介護保険制度が始まり、老人保健法で介護保険未利用者を対象としたため、対象が減り脳卒中の身体機能訓練は休止状態である。今後見直しを実施するかどうか検討中。また、現在の通級者について往復のタクシーの交通費を補助しており、継続するかどうか次年度にかけて検討する。
予防費	股関節脱臼検診		S52	3,666	3,666	【目的】股関節脱臼の早期発見、治療ができることで、児の健やかな成長、発達を促す。【効果】健診受診率が93～95%前後で推移しており、市民の需要が高い。（H13年度95.8%H14年度93.9%H15年度93.4%）比較的軽度のうちに治療が開始されることで歩行等の障害を残す可能性が低くなる。年度によって発見率は異なるが要治療者が毎年1件程度ある。	対象者に健診の案内を送付し、指定医療機関で受診してもらい、健診結果により医療保険で治療を開始する。単価3,600円H16受診予定数1,000人。			

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>障害者基本法附帯決議難病対策要綱（国S47年）難病患者等居宅生活支援事業の実施について（厚生省保健医療局長通知平成8年6月26日健医発第799号）難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱（道H10年4月1日）</p>	<p>難病患者等の日常生活用具給付については、H16年度～開始し、運用を始めたばかりであり、給付状況を見ながら検討する。</p>	<p>H14年度212市町村のうち実施は11市町村（札幌、旭川、函館、稚内など）</p>
<p>社会復帰支援事業実施要綱（道）、全国的に社会復帰対策が進んでいることから、制度を見直し継続する。</p>	<p>現在の全国的な精神障害者の社会復帰の情勢に合わせ適応施設などについて検討する。</p>	<p>主な市の状況として実施；札幌、旭川、函館、釧路、帯広、苫小牧、小樽、室蘭、恵庭、北広島、石狩、江別、未実施；北見、岩見沢市。実施方法は各市による。今後実施方法を検討し、見直して継続する。</p>
<p>精神障害者の通院医療費と精神保健福祉手帳の交付に係る診断書料助成であり、病院による請求の有無や文書料の金額に差があり、H15年度通院医療費申請470人、手帳交付申請79人について申請は43件。</p>	<p>将来的に自己が受ける利益のために負担する経費であり、身体障害者、知的障害者等に助成している他課と調整しながら検討する。</p>	<p>近隣市の状況；北広島、恵庭、石狩、江別、札幌、岩見沢、苫小牧市照会各市実施なし。</p>
<p>老人保健法、がん検診については市街地のみの実施で郡部地区から出向いて受診してもらっている。</p>	<p>市街地の一般健診と統合することで、年10回と回数も増え、現在一般健診のみの受診が他のがん検診などと総合しミニドック、婦人健診として受診できるメリットがある。また厚生連など他の健診の利用状況や健診受診者の要指導者の割合、かかりつけ医により継続的に治療している人（健診対象外）の割合を考慮し、今後市街地の健診に統合するなど実施方法について廃止も含めて検討する。</p>	<p>医療機関委託や保健センターでの集団検診が一般化しており、郡部に出向いて実施する健診は減少している。照会した石狩管内の市は、実施なし。札幌市なし。近隣では、岩見沢市のみ実施。</p>
<p>老人保健法に基づく。脳卒中後遺症などの介護保険制度利用以外の人が事業の対象であり、現在身体機能の訓練は利用者がなく休止状態で、廃止の影響は少ない。現在実施している失語症者を対象にしたことばの教室は言語に障害をもつ人にとって外出、社会参加の場となっている。送迎のタクシー券の助成を実施している。</p>	<p>当初老人保健法の補助（国、道）があった通所のためのタクシー券の助成（扶助費）について現在は補助対象外である。年6回の実施であり、他の制度等利用の可否を含めて検討する。</p>	<p>機能訓練事業自体を委託で実施している市も多く、また、事業が介護予防事業にシフトしてきている中で、送迎を行っていない場合がある。近隣市の状況として送迎車やタクシーによる実施や自力で来られる人を対象にして送迎なしなど様々な状況あり（北広島、恵庭、石狩、江別、札幌、岩見沢、苫小牧市照会）。介護保険制度施行で全国的に機能訓練教室自体が廃止や他の事業へ変換してきており、当市においても事業の実施や方向性を含めてH17年度にかけて見直しする。</p>
<p>母子保健法13条</p>	<p>受診率が93～95%を推移しており、市民のニーズが高い。今後、実施方法（視触診やX-P）について検討していく。</p>	<p>照会した市で実施は恵庭市、岩見沢市（恵庭市：医師会委託。1件3591円自己負担なし、整形外科医視触診、必要時保険診療X線検査、岩見沢市：市民健康センターに委託。1件1540円自己負担800円整形外科医視触診、X線検査。）。乳児健診で確認し、必要時の受診勧奨が北広島、石狩、江別、札幌市。受診勧奨のみが苫小牧市。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
保健福祉部	健康推進課	健康指導係	保健衛生総務費	精神障害者共同作業所等運営費補助事業		S58	16,344	8,474	目的；精神障害者、家族及び団体に補助金を交付することにより、共同作業所、家族会が順調に運営され、精神障害者の社会復帰を促進する。	在宅の精神障害者に対し通所による生活訓練、作業訓練を行う地域共同作業所の運営費を補助する。(精神障害者地域共同作業所運営費補助金)、精神障害者の家族会、断酒会に補助金を交付し運営を補助する。精神障害者家族大会の開催に係る経費を助成する。(北海道精神障害者家族大会助成金)
			予防費	10か月児健診事業		H元	5,886	5,886	【目的】疾病の早期発見、治療ができ適切な生活指導を行うことで、児の健やかな成長、発達を促す。【効果】健診受診率が95%前後で推移しており、市民の需要が高い。(H12年度95.9%H13年度93.9%H14年度96.4%H15年度96.9%)比較的軽度の障害が発見される時期であり、年間20件程度の運動発達の遅れを把握している。虐待の予防、発見、介入の機会となっている。	対象者に健診の案内を送付し、指定医療機関で受診してもらい、健診結果により育児支援を行う。単価5,620円H16受診予定数1,050人
			予防費	妊婦一般健診事業		H9	13,270	13,270	妊娠中の定期健診を受けやすくし、異常を予防し、安全に出産を迎えることができる。	妊娠届け出があった人に受診券を発行し、妊娠中の定期検診を勧奨する。平成10年度母子保健法の改正で道から市の事業となり、国、道の補助はない。妊婦一般健康診査(1回目)6,860円、妊婦一般健康診査(2回目)6,480円、HB抗原陽性妊婦保健指導料1,750円、超音波検査5,500円、精密検査(自己負担分)、妊娠届け出時所得の低い人に妊娠期間に合わせ、定期検診の補助(1枚3,500円)を行う。
		主査(健康増進計画担当)	保健衛生総務費	健康まつり事業負担金		H4	1,200	1,200	市民が自らの健康をチェックすることで、良い健康習慣を実践するきっかけとしてもらう。運営は実行委員会が行っており、様々な健康関連団体が参加していることから、横断的な連携を図る上でも効果がある。	参加者数は約1,500人。構成団体がそれぞれの企画によりコーナーを設けている。イベントという形で集客して楽しく健康を考えてもらう良い機会ではあるが、これから策定する健康増進計画とどう関連づけていくかが課題である。
			保健衛生総務費	水と緑を歩こう会		H4	63	63	ウォーキングを推奨し、日常生活の中で実践してもらうことにより、市民の健康増進を目的としている。障害者や高齢者を主たる対象としており、安心して歩けるようサポート態勢を取っているため、これらの方々から自然に触れながら歩ける貴重な機会として高い評価を得ている。	参加者数は約200人。今後まちなかウォーキング事業が広まってく中でその一環として位置付けし、対象を高齢者・障害者に限らず広く一般に拡大することで、さらなる効果の拡大を図ることができる。
産業振興部	商業労働課	商業振興係	商工振興費	中小企業者に対する相談事業			10,000	10,000	千歳市の中小企業は、地域経済と雇用の主要な担い手として本市経済に大きな役割を果たしているが、大企業と比較し経営に関する情報を得られにくいなどの問題を抱えている。このため、市内中小企業者の相談に応じる体制を整備し、経営のノウハウ等の知的サービスを提供し、経営基盤の確立を図り自立を促すことにより、中小企業の振興に寄与している。	商工会議所内の中小企業相談所は、市内における中小企業に対する制度融資などの各種相談窓口として機能している。また、各種講習会等の開催なども実施していることから、当該窓口の円滑な運営及び組織機能の充実を図るため、相談所に対する補助は必要と考える。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>障害者基本法第7条障害者基本計画に基づく「精神障害者地域共同作業所運営事業実施要綱(道)」 千歳市補助金等交付規則</p>	<p>精神障害者地域共同作業所運営費補助金 今後も道市の1/2補助を基本に道の補助額に合わせて対応する。精神障害者家族会育成事業補助金、千歳断酒会育成補助金についてはS58年度開始で少額であるが運営費の一部を占めており、縮減は直接活動の停滞を招くことから現状維持する。北海道精神障害者家族大会助成金は石狩地区開催(江別市)に伴う補助で単年度のもの。</p>	<p>精神障害者地域共同作業所運営費補助金道内精神障害者共同作業所56か所うち道単運営費補助施設全道56か所 精神障害者家族会等育成事業補助金近隣の北広島市、岩見沢市、札幌市実施。恵庭、石狩、江別、苫小牧なし。断酒会は札幌市を含め近隣市実施なし。北海道精神障害者家族大会助成金H16年度石狩管内全市町村が市町村規模に合わせ負担。</p>
<p>母子保健法13条「健康診査要綱」(道)</p>	<p>市民のニーズが高く、また集団検診と異なり都合のよい日に近医での受診できるメリットがある。委託の健診を直営で実施するとすると医師の確保や職員の増員、会場の確保が困難である。現状のまま継続する。</p>	<p>道内156市町村が乳児健診の委託について北海道市長会を介して北海道医師会他と協定を締結し実施している。その他の市町村については市直営の集団健診実施が多い。実績：H10年全道乳児健康診査実施状況(9~11か月児)医療機関委託受診数4,429人、集団健診受診数11,496人(受診率83.2%)</p>
<p>母子保健法13条「健康診査要綱」(道)</p>	<p>妊娠中の定期健診の補助であるが毎年受診券の利用率が高まっており、増額傾向。</p>	<p>H9年母子保健法の改正に伴い、法に基づいて道から母子保健施策が移譲され、指導に基づいて当市も妊婦一般受診券を1枚交付開始、H12年度より2枚交付へ。現在全道212市町村で交付がないのは東川町1町のみ。当市を含め34市は全て交付。また、34市中21市が2枚交付。211市町村のうち123市町村が2枚交付。超音波受診券も東川町を除き全市町村で実施。</p>
<p>様々な団体が集まってイベントを行うことでの全庁的な健康PRの場がなくなる。</p>	<p>H18年度中に実行委員会構成団体とイベント内容を検討する。</p>	<p>H18年度中に実行委員会構成団体とイベント内容を検討する。。</p>
<p>中止による直接的な影響はないと思われるが、今年度から始めた「まちなかウォーキング事業」の一環であることと、少額の予算の割に多くの参加者に喜ばれ、健康増進効果も高い事業であることから、廃止するデメリットの方が大きいと思われる。</p>	<p>現状でもぎりぎりの予算であり、縮減は難しい。</p>	<p>廃止する場合には特に手続きはなし。</p>
<p>千歳商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内の商工業者の総合的な改善発達を図り、商工業の発展に寄与することを目的として設置されている。中でも中小企業、小規模事業者の経営改善に力を入れており、経営管理に関する指導、技術の向上、新事業開拓のための情報提供などのため「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」における経営改善普及事業に係る補助を毎年受けており(平成15年度は約3,300万円)、その不足分として市に対し1,000万円の補助を要望している。市の補助事業を廃止した場合には、結果として、人員の削減を余儀なくされ、市の助成制度を含めた事業の円滑な実施ができなくなる。</p>	<p>中小企業、小規模事業者の経営改善を図るには、事業内容を把握しなければならないことから、相談事業が大きなウエイトを占めている。しかし、相談者により、どのような支援が必要か異なるため、補助事業における国と市の区分化は困難である。また、経営改善普及事業における国の補助内容は、事業費と人件費であるが、市の補助内容は人件費のみである。このため、補助金の算定に当たっては、現行の国の補助金の不足分を市の補助金によって補うのではなく、事業実施に係る必要人員の人件費を算出し、国、市の補助分と市の事業に係る自己負担分を明確にする必要がある。</p>	<p>平成17年度は、平成16年度補助金額に対し、一定の削減を行い、将来的には、縮減の方向で検討していく。なお、他市町村の現状は、市町村、商工会議所の規模、設立年により異なるため、比較することは困難である。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
産業振興部	商業労働課	商業振興係	商工振興費	千歳市商店街振興補助金交付事業（市民夏まつり補助金交付事業・もちつき大会補助金交付事業）		S52	6,858	6,858	本事業は、中小小売商業者が単独でイベントを実施し、PR、集客効果を図ることは困難なため、夏まつり実行委員会、商店街振興組合連合会が、千歳市民夏まつりや市民郷土もちつき大会を実施することにより、市内中小小売商業の振興を図り、中心市街地の活性化及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。	本事業は、市内中小小売商業の振興を図ることを目的としているため、商店街振興組合連合会、商工会議所が中心となって夏まつり実行委員会を組織し、「清流千歳川噴水フェスティバル」、「あんどんまつり」、「納涼盆踊り大会」の運営を担っており、6,668千円の補助を計上している。また、夏まつり期間中には、観光振興課が所管する「YOSAKOIソーランちとせーナメント祭」、「北海道ビアフェスタちとせ」等、他の団体や実行委員会のイベントも実施されているが、夏まつり実行委員会は、これらのイベントについても、市民夏まつりとして、その概要を実行委員会が発行している小冊子にも紹介している。これらイベントを含めた市民夏まつりは、全市的なイベントとして定着しているといえるが、一方でマンネリ化を招き、関心度は高まりをみせていない。
			商工振興費	中小企業対策支援事業（中小企業対策、小規模企業対策、中小企業貸付含む。）		S55	429,000	19,000	千歳市の中小企業は、地域経済と雇用の主要な担い手として本市経済に大きな役割を果たしている。中小企業の発展を図るには、中小企業者の制度融資利用者に対し、融資原資の確保や補助金を交付することにより、経営基盤の確立を図るとともに、自主的な努力を助長し、経済的・社会的地位の向上が必要である。	市内中小企業者に対し、円滑な事業運営を図るため、設備、運転、新規開業、借換、小規模にかかる資金の融資原資確保及びこれら制度融資に係る保証料、利子の補給を行っている。なお、融資原資枠は、410,000千円、保証料、利子に対する補助は19,000千円（中小企業対策13,500千円、小規模企業対策5,500千円）を予算計上している。
			商工振興費	商店街振興組合補助事業（商店街振興、活性化・組織化の2補助事業含む）		S53	4,450	4,450	千歳市の商業は、地域経済と雇用の主要な担い手として本市経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。商業の振興を図るには、商店街振興組合連合会が商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗の整備等の事業を円滑に実施し、商業者の経営基盤の近代化を促進することにより、自主的な努力を助長し、経済的・社会的地位の向上が必要である。	商店街振興組合連合会は、理事長以下、27人で構成され、専務理事、事務局長、事務員の3名が、駐車場対策、組織強化対策、環境整備、教育情報、共同広告、振興対策、活性化、ごみ袋、大型ゴミ徴収事務等の事業事務を実際に行っているが、これら事業は、その収入だけで実施することは困難なため、北海道、市の補助金で賄っている。市の補助対象事業は、駐車場対策、環境整備、振興対策費（組織強化、振興事業）であり、このうち振興対策費の事務局職員費、各振興組合への運営費支援が全体の73.5%を占めている。
	労政係	労働諸費	千歳市シルバー人材センター補助事業		S59	10,000	10,000	高齢者に対して就業機会の確保・援助を行うことにより、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、もって、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として、千歳市シルバー人材センター運営事業に対し補助金を交付するものである。	今後、高齢者人口の増加が予想される中、高齢者の就労対策として、シルバー人材センターの運営は極めて重要である。千歳市シルバー人材センターに対する補助金は、国庫補助の算定方針（シルバー人材センター事業の執行方針）に基づき国と同額で決定しているものであり、本市の補助金を削減した場合には、国の補助金も同様に削減されることとなるため、同センターの現在の財政基盤を考慮すると、早急な補助金の削減は困難である。	
		労働諸費	季節労働者就労対策事業		S52	5,836	5,834	本件事業は、季節労働者の雇用の安定と雇用環境の改善に資することを目的に昭和52年度から市の単独事業として実施してきたものであり、平成15年度においては11名の失業者に雇用機会を提供している。	事業概要（平成15年度） 1 対象者： 市内に居住する雇用保険特例一時金受給者又は申請中の方で冬期技能訓練習熟成制度を利用できない者、景気低迷により、上記一時金受給資格を得ることができなかった者で、就労期間が2ヶ月以上ある者 2 就労内容及び賃金日額： 直接事業：市営住宅の駐車場・空き家等の除雪、保育所非常口等の除雪、小中学校非常口等の除雪 8,000円/日、委託事業：市道除排雪・水割業務等 10,100円/日 3 就労期間：平成16年1月29日から3月8日までの27日間 課題等：長引く景気の低迷に配慮し、対象者の要件緩和（平成10・11年度は4ヶ月以上、平成12～15年度は同2ヶ月以上の就労期間で特例一時金受給資格のない者も対象に含めた。）を実施しており、また、平成13年度からは従来の直接雇用（市臨時の職員任用）に加え、委託事業による市道の除排雪業務も実施することにより雇用枠拡大に配慮しているが、就労希望者の確保に苦慮している状況にある（平成15年度実績：募集17人に対し就労希望者11人）。	
		労働諸費	市単独雇用対策事業・緊急雇用創出特別対策推進事業		市単独H12～、補助H11・12、H14～16	38,228	10,229	市単独雇用対策事業：現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、市の労働施策の一環として、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するための市の単独経費により事業を行い雇用対策に資するものである。（平成16年度予定事業）市道早刈り等道路環境整備事業（事業費5,000千円、新規雇用4人、延べ日480人日）、市営住宅周辺環境整備事業（事5,000千円、新6人、延120人日） 緊急雇用創出特別対策推進事業：現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、国の構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として創設された、北海道緊急地域雇用創出特別基金を財源とする補助金（10/10）の交付を受けて、市が事業を実施し、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出するものである。（平成16年度予定事業）特別支援教育推進学級補助員派遣事業（事2,820千円、新4人、延240人日）、IT基礎技能習得等住民サポート事業（事9,135千円、新6人、延540人日）、小学校英会話学習指導事業（事1,634千円、新3人、延180人日）、図書館資料電子化事業（事3,000千円、新3人、延135人日）、公立公園支笏湖地域におけるコミュニティビジネス調査研究事業（事5,410千円、新5人、延300人日）、千歳市就職支援セミナー（事6,000千円、新3人、延235人日）	緊急雇用創出特別対策推進事業については、事業内容の制限、人件費割合8割以上、失業者雇用割合3/4以上など補助事業採択に厳しい条件があるものの、補助割合が10割と財政的なメリットが高く、行政課題への対応として有効な手段であるが、当該事業で創出される雇用が、短期的な就業機会であることから、ハローワークを通じた市内求職者への求人においても敬遠される傾向が見られてきている。全国的には景気は堅調に回復し雇用情勢も改善が進んでいるとされ、当該事業は当初予定のとおり平成16年度をもって終了の見込みである。北海道内の雇用情勢については、全国と比較してその改善が遅れが生じている状況にあるが、千歳・恵庭地区においては、平成16年6月の月間有効求人倍率が0.48と、昨年3月から連続して前年同月実績を上回るなど、雇用情勢に明るさが出てきていることから、今後は雇用のミスマッチを解消し常用雇用に関する情報提供をさらに推進していく必要がある。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>市民夏祭りは昭和50年から実施されており、平成16年度で30回目の実施である。実施根拠となる法令はないが、噴水、あんどんフェスティバル、納涼盆踊りなど、長く市民に親しまれている行事であり、その廃止は、直接中心市街地を阻害する要因になると考える。もちつき大会は、17県人会が集まってもちをついて販売を行い、その売り上げは寄付しているが、参加する市民は多くはない。</p>	<p>これまでも予算の削減を行っており、多岐にわたる個々の事業を精査し、イベント内容そのものを見直しなければ、削減は不可能と考える。なお、夏祭りは、実行委員会、もちつきは市商店街振興組合連合会が実施しており、事業内容の見直し、補助額の削減について、今後協議する。</p>	<p>市民夏まつりについては、今年度の夏祭り事業が終了後、イベント内容の見直しについて、商店街振興組合連合会、商工会議所と協議する。</p>
<p>中小企業に対する貸付事業は、融資の原資枠として予算措置されているため、貸付金が全額返済されなければ、廃止することは不可能である。また、中小企業対策、小規模事業対策事業は、貸付に係る保証料、利子の補給であり、平成15年度において、設備投資を目的とするの融資申請が増大していることから、景気は上向きつつあると考えられる。このため、直ちに保証料、利子料の全額を補助しないことは、本市経済に与える影響が大きいと考える。</p>	<p>小規模企業対策事業は、保証料と利子の全額を補給しているが、利子補給においては、返済意欲の減退を招来することも考えられるため、その全額を補助しない方向で検討する。また、融資メニューについては、廃止を含めた段階的な見直しを行う。</p>	<p>利子補給に関しては、道内の市において、全額補給しているところはないため、制度を廃止する。また、融資メニューについては、必要最小限の範囲にとどめるよう段階的に縮減していく。</p>
<p>本市の商店街は、商店街振興組合法に基づき、振興組合連合会が1、振興組合が7が法人として設立されており、他に振興会1が設置されている。本事業は、商店街振興組合連合会が、各事業を実施する専務理事と事務局員2名の人件費と、駐車場対策、環境整備、振興対策(組織強化、振興事業)の事業に対する補助を行っている。このうち、人件費と各振興組合に対する運営費支援が全体の73.5%を占めているため、本事業を廃止した場合、連合会、各組合の運営、事業の実施が困難になる。</p>	<p>組織強化対策のうち、駅前通り振興会の組合化に係る費用として、平成16年度には、247千円を予算計上しているが、当面は、組合を設置しない意向のため、平成17年度以降、予算措置しないこととする。また、振興対策費の一部を削減する。</p>	<p>商店街振興組合連合会に対し、今後も事業内容について検証を依頼する。なお、他市町村の事業規模は、市町村、連合会の規模、振興組合数、各組合員数により異なるため、比較することは困難である。</p>
<p>シルバー人材センターについては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において定年退職者等の高齢者の就業機会確保のため、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずるよう努めることを規定しており、国庫補助金の算定方針(シルバー人材センター事業の執行方針)に基づき、市から国と同額の補助金(上限額)を交付している。市が単独で補助金を削減した場合には、同算定方針により国の補助金も同様に削減される仕組みになっていることから、補助金の削減によって運営体制の維持が難しくなることも想定されるところであり、現状においては国の基準額と同額の補助が必要不可欠である。</p>	<p>現行国と同額の補助金を交付しており、市が補助金を削減すると国の補助金も連動して削減されるため、シルバー人材センターの財政に与える影響が大きい。</p>	<p>石狩支庁管内において、国の基準額を下回る補助金を交付している市はなく、早急な補助金の削減はできないが、自主財源の確保と経費の節減に努めるよう指導する。</p>
<p>昭和52年度から市の単独事業として雇用対策に配慮し、必要な事業を吟味して実施している事業であるが、今後さらに業務内容を精査し、より必要性の高い業務に絞り込むことにより、規模の縮減を図っていくことが妥当と考える。</p>	<p>事業の中の個別の業務を検証し、必要性の高い業務に絞り込むことにより予算の縮減を図っていく。</p>	<p>現在、市の臨時職員に任用して市営住宅政策空き家・駐車場、保育所等の除雪を行う直接事業と市道の除排雪を行う委託事業の2事業を実施しているが、必要性の高い除雪箇所を絞り込むことにより、事業規模の縮減が可能か検討していく。</p>
<p>本来、景気・雇用対策は、国(一部北海道)が総合的に取り組むべき性格のものである。全国と比較して雇用情勢の回復にやや遅れが生じている北海道内において、千歳・恵庭地区の雇用情勢は有効求人倍率の上昇などから明るさが出てきていることから、今後は、ハローワーク等の公的機関や関係団体等との連携を密にして、雇用のミスマッチが解消され常用雇用に繋がるよう、当該機関等で実施する職業訓練、再就職支援事業などの機会の周知や求人情報の提供等を通じて、市民の就業機会確保について支援を行っていくこととし、平成17年度以降は単独による緊急雇用対策事業予算を計上しない。</p>	<p>38,228千円削減</p>	<p>国の緊急地域雇用創出特別対策推進事業の終了に併せ、市単独の緊急雇用対策事業も終了する。平成17年度予算は計上しない。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
産業振興部	観光振興課	観光事業係	観光費	サーモンパーク維持管理業務		H6	7,100	7,100	サケのふるさと館とともにレクリエーション施設として、観光客や市民など多くの利用者に親しまれ、安全な憩いの場を創る目的で設置されている。	サーモンパークの維持管理を行い、観光客や市民に安心して楽しめるよう配慮しているが、通年で利用されるよう工夫が必要である。
			観光費	千歳観光連盟観光事業補助金		不明	7,927	7,927	観光都市を目指すため、千歳観光連盟を支援し、市内全般における観光の振興を図る。	千歳観光連盟には、行政と民間事業者とのパイプ役として、行政サービスでは難しい迅速で柔軟性のある事業を展開していただき、当市全体の観光の振興を図る。
			観光費	駅西口ビル観光案内所補助金		H16	6,185	6,185	市民や観光客に対して、観光情報の提供を行い、多くの人が当市の観光地に訪れる機会をもってもらうことを目的とする。	観光情報を収集・整理し、観光に関する問い合わせの対応や観光情報の提供を行う。新規のため課題はまだ見当たらない。
			観光費	観光情報誌作成事業補助金		不明	5,634	5,634	観光資源の情報を満載した情報誌を作成し、提供することで観光客への利便性や満足度を高め、経済的波及効果を得る。	観光情報誌を作成し、全国的に千歳市のPRを行い多くの観光客を誘致する。
			観光費	キャンプ場運営管理業務		S33	14,819	0	支笏湖の美笛、ポロピナイのキャンプ場を管理し、良質な自然体験を提供する事により、大都市に近い自然に囲まれたキャンプ場として広く親しまれている。	キャンプ場の管理全般を行い、支笏湖の自然に親しむ施設として整備し、利用者に愛されるよう努力しているが、ポロピナイキャンプ場は、施設の老朽化が激しく安定したサービスの提供が懸念される。
			観光費	よさこいソーランちとせトーナメント祭補助金		H11	4,750	4,750	市内で開催されるイベントを支援することで、観光客の誘致に結びつけ、地域の活性化、経済波及、観光振興、地域間交流等各方面において多大な効果を得ている。	よさこいは大人から子供まで幅広い年齢層で楽しむことができるため、人と人との交流が深く、また、道内各地からの参加があるため、地域間交流・地域の活性化が図れる。地元の商店街等と協力し、更なる経済効果を高めて生きたい。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>千歳市サーモンパーク条例で規定された公園で、千歳サケのふるさと館、インディアン水車と一体となっており、観光客や市民に親しまれている。平成17年6月以降には「道の駅サーモンパーク千歳」としてさらに多くの方々に利用される予定であり、特産品販売や地産地消等、新たな観光拠点として位置づけている。年間利用客は約40万人（内ふるさと館入館者20万人）道の駅オープン後は、さらに20～30%増を見込んでいる。</p>	<p>現在、（財）青少年教育財団に管理を委託しているが、平成17年から道の駅としてオープン後、特産品販売施設増設や、出店業者間の連絡調整、全体の管理を引き続き財団に委託予定。</p>	<p>道の駅は、現状よりさらに施設整備（JAによる農産物直売所ほか）を図る予定であり、廃止や縮小は考えにくい。</p>
<p>従来までの空港事業会計から、観光事業会計への繰入額と同額の補助が必要との縛りがなくなり、平成15年度から補助率や補助対象経費を見直し、平成16年度は7,927千円交付している。観光事業の公益的部分を、連盟が自らの予算で独自に展開していただくことが、廃止の前提となる。</p>	<p>廃止の場合、支笏湖、千代田町の観光案内所事業、特産PR，誘致宣伝広告等公益的補助対象事業がなくなり、市の意向に沿った活動の展開が難しくなる。但し、他市に比し連盟独自予算があり、補助金の縮減をしても、市同様連盟内部の事業見直しを検討していただければ、会員に伝える事業展開が可能と考える。</p>	<p>連盟に対する補助金の削減は、連盟事業についての費用対効果や観光事業としての波及効果などの更なる検討をしてもらう必要があり、連盟の理解も必要であると考えている。このようなことから平成17年度の削減は考えていない。</p>
<p>本年4月オープンし、利用者は1日8人～10人で、費用対効果でみると廃止も考えられるが、念願の案内所開設であり、縮小は考えても廃止は難しい。市補助額（対象経費の1/2）6,185千円。</p>	<p>市の要請に応じ、連盟が開設している案内所であり、市が廃止又は削減する方向を示せば、連盟は同意すると思われる。（連盟1/2負担）。縮減策としては、開放時間の見直しによる人件費の削減、市民サービスセンターとの協調による人件費等の削減などが考えられる。</p>	<p>市民サービスセンターとの協調に加えて、営業時間等の見直しをすれば、縮減が可能である。平成17年度からの見直しを検討し、連盟と協議する。</p>
<p>観光連盟事業補助金同様、連盟の独自事業として取り組むことができれば廃止は可能だが、補助が廃止となれば廃刊になるか、会員のための最小限の情報誌等の作成にとどまるものと考えられる。現在は、観光情報誌、ポスター、外国人向け冊子等に全額補助。</p>	<p>市の補助額に応じた情報誌等の製作を行っており、補助額が減額となれば、質は落ちる。対外的に、唯一、常時PRする広報媒体であり、連盟が補助額減額分を肩代わりしない場合は、減額は難しい。しかし、毎年製作するのを2年に1回にするなどの縮減は可能と考える。</p>	<p>平成17年度から「観光情報誌」、「ポスター」、「外国人向け小冊子」の隔年発行や単価の減額策等、連盟と協議する。</p>
<p>美笛キャンプ場は森林管理署から土地の貸付を受け、平成10年に管理棟、トイレ等新設、土地の貸付は、市でなければ受けられず廃止の場合は、施設を撤去して森林管理署に返地が必要である。ポロピナイキャンプ場は緑ダイヤ事業で、整備対象地域になっており、今後調整が必要。</p>	<p>美笛キャンプ場使用料金の増額（平成10年に一度増額済み）が考えられるが、民間譲渡は森林管理署の貸付地であり、難しい。ポロピナイキャンプ場は水害による危険性のある施設であり、緑ダイヤによる整備がなされない場合は廃止を検討する。</p>	<p>美笛キャンプ場の料金改定については、平成17年度から実施検討。ポロピナイキャンプ場は平成16年度中に緑ダイヤの整備内容が判明する予定で、整備がなければ平成18年度以降の廃止及び返地について検討する。</p>
<p>夏のイベントとして全道的にも定着し、中心商店街3通り会とも連動したイベントとして、中心市街地の活性化に貢献している。運営方法等検討するとともに、スカイ&amp;ピアフェスタとの統合も視野に入れ経費の縮減を図る。</p>	<p>運営方法見直し及び支出削減に伴う経費縮減。7月第4週の土、日開催のスカイ&amp;ピアフェスタとの合同開催も検討し、今後実行委員会と協議する。</p>	<p>本年度中にスカイ&amp;ピアフェスタとの統合開催も視野に入れ実行委員会に提案し、合意が得られれば、平成17年度から、事業の見直しや統合開催等補助額の減額を検討、平成18年度以降、運営方法やイベント内容を精査し、更なる減額を目指す。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
産業振興部	観光振興課	観光事業係	観光費	北海道スカイ&ビアフェスタちとせ開催補助金		H8	4,750	4,750	市内で開催されるイベントを支援することで、観光客の誘致に結びつけ、地域の活性化、経済波及、観光振興、地域間交流等各方面において多大な効果を得ている。	国内4大ビールメーカーが集う当地域の特色と道内外・海外の空路で結ばれた各地の見所、特産品・土産品を紹介することにより、人・物・文化の交流を促進する場を提供するために行っている。
			観光費	ホワイトドリームフェスタ事業補助金		H11	4,750	4,750	市内で開催されるイベントを支援することで、観光客の誘致に結びつけ、地域の活性化、経済波及、観光振興、地域間交流等を目的に実施。	中心市街地の活性化を図るため、市街地における冬のイベントとして実施しているが、経費の割に、市民に定着していない。
		ヒメマス係	水産振興費	泉沢養魚場管理運営事業		S57	14,000	7,000	支笏湖のヒメマスが、釣り以外に確保できないため、その代替として、品質の高い養殖魚を安定的に確保する。支笏湖の名産品として観光客や市民からニーズがある。	泉沢養魚場において淡水魚養殖業務委託によりヒメマス養殖を実施している。施設及び魚、卵については市の所有であり、委託先である支笏湖漁業組合が施設管理と施設に収容している卵の管理・ふ化と魚の育成を行い、成魚等を市から組合へ売払い、組合は主に組合員対象に販売する。委託業務について適時経費の削減と業務の効率化を求め、コストの抑制に努めている。恒常的にヒメマス売払い収入額が委託料を下回っており、採算性は低い。近年ウィルス性魚病の発生頻度が高まり、安定生産のためには防止対策の確立が急務である。
	公設卸売市場	市場管理係	消費生活費	㈱千歳市場公社貸付金		S55	80,000	0	平成4年頃から、一部の買受人が仕入れ代金の納期限を守らない状態になり、卸売業者に支払を日延べして決済していました。その結果、卸売業者に対する未払金が多額となり負担軽減を図るため、平成10年度に千歳市から5,000万円借り入れて一部代払いをしました。平成12年1月に、この買受人の未納代金約1億7千万円を棚上げし、長期分割支払いにすることで公正証書を作成いたしました。更に、公社と買受人等の間に契約変更を行ったことから運営資金が必要となり、12年度からの貸付額は8,000万円としたものです。	平成15年度末は、買受人の未納代金約1億1千万円になり、市からの貸付金と公社の資本金(2千万円)及び買受人保証金(約1千9百万円)等を運用して公社を運営している状況であります。
			市場管理費	公設地方卸売市場事業		S48	48,263	27,432	生産者、卸、仲卸、から量販店、小売店へ千歳市周辺の消費者に対し生鮮食料品等のパイプ役として、安全で安心する生鮮食料品を適正な価格で安定供給する。	他の卸売市場や市場外流通の拡大によって、生産者や買受人等の意欲減退で廃業などに伴い取扱量・金額が年々減少傾向にあることから、将来的には市場の運営を含めた民間委託、さらには廃止を含めた議論が必要と考える。
	農林振興課	調整計画係	農業振興費	千歳市農業振興会補助金交付事業		H4	6,160	6,160	千歳市における農業関係機関、団体相互の有機的な連携に努め、もって農業の振興と生活環境の整備拡充に寄与することを目的として設立された「千歳市農業振興会」に対する補助金交付事業である。振興会事業を通して営農技術の向上、消費者や農業者との交流、後継者の育成等を推進する効果がある。	農産部会、後継者育成部会、畜産部会、生産指導部会がそれぞれの事業を実施し市内農業全体の振興を図っているが、事業参加者が少なく活動が停滞気味の部会もある。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>市民向けのイベントとして定着しているが、ピールメーカーが協賛することに対し、消極的となり、空路交流都市も年々減少していることから、毎年前週に同会場で行われているYOSAKOIとの統合も視野に入れ、経費の縮減を図る。</p>	<p>運営方法見直し及び支出削減に伴う経費縮減。よさこいソーランちとせトーナメント祭との合同開催など、事業見直しについて実行委員会と協議する。</p>	<p>本年度中によさこいソーランちとせトーナメント祭との統合開催も視野に入れ実行委員会に提案し、合意が得られれば、平成17年度から、事業の見直しや統合開催等補助額の減額を検討、平成18年度以降、運営方法やイベント内容を精査し、更なる減額を目指す。</p>
<p>冬季の市街地におけるイベントがなく、通年観光を目指す本市としては、本イベントを定着させ、市街地が一体となったイルミネーションによるイベントの普及拡大に努めたいが、経費の割に市民などへの拡がりがない。</p>	<p>街中にイルミネーションの普及を図るための経費は残し、グリーンベルトで行っているイベントを廃止し、千歳川とまちづくりの会、NPO等との連携を図り、市民参加型のイベントとしたい。</p>	<p>平成17年度はイルミネーションを街中に広めるためのコンクールなどの経費以外は、削減の方向で検討する。</p>
<p>支笏湖におけるヒメマスは位置づけは、他のヒメマス生産地に比較して、その特産物としての依存度が著しく高く、市の魚にも指定されている。ヒメマス確保のためには釣りによる天然魚の捕獲が少量で不安定であること、生業の漁業者が不在で正規の流通ルートがないことなどから、安定的な確保が困難なため、養殖魚により補う必要がある。泉沢養魚場廃止の場合は安定確保はまったく困難となる。市外の民間養殖業者からの購入も可能であるが、生産量、品質、価格が不安定であることや、支笏湖名産をうたっているが、地域以外の魚を利用することに対する抵抗感がある。近年は特に消費者の意識の変化により、産地の明示を求める傾向が強くなり、養殖事業廃止の場合は、味は天然産には及ばないまでも品質と価格が安定している「千歳産ヒメマス」が確保できなくなる。養殖ヒメマスの大部分は支笏湖漁業組合・組合員である支笏湖の観光事業者が購入し、ヒメマス料理に利用されるが、泉沢養魚場における生産量(過去10年平均20千尾/年)は、支笏湖における需要を十分満たしていない。さらに市民還元のためイベント等で販売しているが過去10年平均で約2千尾/年にとどまり、市民が日常的に購入できる状況にない。近年は大量のへい死被害を発生させるウィルス感染症も頻発するなど課題が多く、課題解決のためには施設の改良は不可避な状況にある。</p>	<p>人件費(賃金ベース)や維持経費について毎年可能な限りの縮減を図っており、大幅な縮減は困難。H15年度決算・歳入:(特定財源)3,353千円、歳出(臨時費含む):12,826千円、一般財源充当額(人件費除く):9,472千円</p>	<p>・廃止の場合、支笏湖漁業組合の組合員である観光事業者の理解が不可欠である。観光事業者の理解を得るためには、ヒメマス確保するための代替の施設、あるいは支笏湖におけるヒメマス資源の回復と地元が優先的に採捕できる仕組みづくりが課題である。ただし、施設の更新は新たな事業費を必要とすること、また、急激な資源回復も期待できないため、代替策については決め手がないのが現状である。・他都市には事例がなく、比較の対象はない。・手続き上は、条例改正を要する。(千歳市内水面漁業施設に関する条例)・養魚場建設、施設改築整備事業において、国庫、道費補助を受けているため、廃止等の場合は補助金の返還を要する。・廃止の場合、養殖業務を受託している支笏湖漁業組合職員(泉沢養魚場管理員)2名の解雇を要するので、配慮が必要。・期間については特定できないが、漁業組合との協議・合意、職員解雇、現状施設の処分(譲渡又は解体・整地)等、補助金返還等の調整期間を考慮する必要がある。・休止などの手法についても検討する。</p>
<p>昭和53年丸市魚菜市場の廃業に伴い、後任の卸売業者は、市に決済代決会社(株)千歳市場公社を設けることを条件に継承しました。このことから資金援助を廃止した場合は、卸売業者の撤退や、生産者小売店などの廃業、転業、事業縮小が予想されます。</p>	<p>貸付金や買受人保証金等を資金に公社運営を図っておりますが、買受人からの分割回収金は卸売業者へ優先して支払いをしている状況であります。また、卸売業者への支払い完了後は、保証金等積み立ても必要であることから、当分は平成16年度予算額と同額の計上が必要であり、公社継続を前提とした縮減は不可能であります。</p>	
<p>地域の小売店や地元生産者の廃業または転業が余儀なくされ、従業員、パートまでが他へ職を探すことも予想されます。また、高齢者の多くが小売店を利用していることから地域住民へのサービスの低下が考えられます。</p>	<p>維持管理費は、市場使用料収入で賄っております。人件費は繰入金で賄われており、大幅な縮減は困難であります。嘱託職員配置などによる削減が可能と考えます。</p>	<p>事業の見直し、人員の再配置を検討するには、相当の時間が必要である。また、他市の状況については、市場の規模によって運営形態が異なることから、単純に比較することは、困難であります。</p>
<p>市内農業者、農協、農業共済組合、農業改良普及センター、農業委員会、千歳市が構成員となり、農産部会、後継者育成部会、畜産部会、生産指導部会の各部会がそれぞれの事業を実施し市内農業全体の振興を図ってきたが、平成16年度末に畜産部会以外の事務事業は広域振興公社へ移行することとしている。畜産部会の事業は共進会等の開催、畜舎消毒、ワクチン代等防疫に関するものであり、廃止した場合規模の縮小、農業者の負担の増加が見込まれ、結果経営を圧迫し生産性が低下する。</p>	<p>畜産部会への出資比率は、市対農協が6:1となっていることから、この比率の見直しを図り、5:5以下の率にする。5:5にした場合の削減額は908千円になる。また、全部廃止した場合の削減額は、2,186千円である。</p>	<p>農業振興会は今年度で解散することとしているので、農業振興会への補助金交付は、今年度限りである。近隣市町にこのような団体はないと聞いている。畜産部会への補助金廃止あるいは削減についての理解を得るためには、今後数年間は必要と思われる。廃止後に、家畜伝染病が発生した場合には何らかの助成措置等を講じる必要がある。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
産業振興部	農林振興課	生産振興係	農業振興費	農業振興条例助成金交付事業			13,033	13,033	千歳市農業振興条例に基づく農業経営強化のための助成事業である。農業振興条例は、農業者、生産組織及び農業団体の主体的な努力と創意工夫を基調とした効率的かつ安定的な農業経営の育成を促すために必要な助成等の措置を講じ、農業の健全な発展に寄与することを目的として制定されている。助成・融資を行うことで地域農業者の農作業の効率化、生産性の向上に効果がある。	振興条例では、9種の助成事業と2種の融資事業及び1種の貸付け事業が定められている。
			畜産業費	養豚振興資金貸付事業			60,000	0	養豚農家の経営の活性化と安定を図るための融資であり、飼料の購入や運転資金等に利用され経営の安定に寄与している。	農協からの申請と計画に基づき、農協に対し市が無利子で貸し付け、農協が養豚農家に無利子で貸し付け、養豚農家は1年間で償還する。
		牧場係	牧場管理費	牧場管理事業			18,991	3,013	酪農家から預託を受けた乳牛を飼養管理することにより、酪農家の省力化とコスト削減が図られる。	28戸の酪農家から約400頭の育成牛の預託を受け、飼養管理し成牛として酪農家へ引き渡す事業である。機械の老朽化の進行、専門職員の養成等が課題である。
	農村整備課	農)施設係	土地改良費	排水機場維持管理事業(経常)	×		24,041	12,901	排水機場の適正管理することにより降雨時に水害から農地を守ることが出来る。	排水機場の運転管理業務。
			土地改良費	排水機場維持管理事業(臨時)	×		7,179	2,958	排水機場の適正管理することにより降雨時に水害から農地を守ることが出来る。	排水機場の修繕業務。
			土地改良費	排水路維持管理事業	×		12,000	12,000	農業用排水路の床浚い、草刈り等、適正管理することにより降雨時に水害から農地を守ることが出来る。	市有掘削機による床浚い、草刈り業務をおこなう。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>農業振興条例は、安定的な農業経営の育成を促すために必要な助成等の措置を講じ農業の健全な発展に寄与することを目的として制定され、現在9項目(時限助成を除く)の助成事業が定められている。農地の流動化に対する助成など当初の目的を達成した項目もあり、廃止した場合でも多数の農業者に直接大きく影響することは少ないと考えられる。唯一第8条の農村景観整備に対する助成については、農村地帯活性化のために全国的に進めているツーリズム関連事業であり、これを廃止した場合の観光客の減少や地域活性化の意識低下等社会的影響が予想される。市内3地域に150万円の助成を行っている。</p>	<p>条例第6条から第13条までの9項目の助成事業のうち、16年度に利用される(予定)事業は6項目、利用者は約100名(継続含む)で、助成金額は約900万円(時限助成は除く)である。</p>	<p>削減には、今後2年間は必要である。ただし、第7条及び第9条はそれぞれ2年、5年の複数年助成であることに留意する必要がある。</p>
<p>例年、養豚農家18戸のうち10から11戸が利用しており、借入農家は農協が調整している。廃止した場合、運転資金の不足や高金利の融資の利用により営農が厳しくなり、肉の生産性や品質が低下し一層の経営難に陥る養豚農家が出現し、地域の活性化に悪影響を及ぼす可能性がある。</p>	<p>養豚振興資金の財源は一般財源としているが、農業振興資金と同様に農業振興基金を財源とすることで一般財源6千万円の削減を図る。</p>	<p>基金を財源とした場合には、廃止の必要はないと考える。</p>
<p>酪農家67戸のうち28戸が利用し、約400頭の牛の預託を受けている。牧場事業は今年度中に設立する予定の広域公社へ委託することとしている。廃止を前提とすると、数年にわたり実施してきた牧場用地拡大事業や公社の設立そのものの意義が問われることになる。</p>		
<p>国営土地改良事業により造成された排水機場は、土地改良法第94条の6により千歳市が管理を受けているものである。排水機場は洪水時における内水排除を機械的におこない、水害を未然に防ぐことを目的として造成された重要な施設であり、その動作には信頼性が要求される施設である。この目的を達成するためには、設備機器を常に良好な状態で保持することが肝要であり、試運転を含めた日常管理は不可欠である。万が一維持管理を起因とする機能低下により湛水被害が発生し、農地・農作物に多大な損失を被った場合、人的災害として市の管理責任が問われる。</p>	<p>試運転時における地元農家の運転員を削減する。削減額160千円</p>	
<p>本事務事業は排水機場の修繕に要する臨時的修繕をおこなう業務であり、事業不可欠の法令根拠及びその必要性は前事業と同様である。排水機場の設備機器において故障、動作不良、機能低下等、異常が発見された場合速やかに対応し、常に良好な状態で不測の大雨に備えることが肝要である。万が一設備機器の故障等を起因とする機能低下により湛水被害が発生し、農地・農作物に多大な損失を被った場合、人的災害として市の管理責任が問われる。また、施設の経年により整備補修費は年々増加傾向にあるが、有益な社会資本を適正に管理し施設の延命化を図ることによりトータルコストは低くなる。</p>	<p>事業の性質上、修繕費を事業費としていることから削減額については表示できないが、修繕内容に優先順位を付し緊急性の高いものから事業化していく。</p>	
<p>本事務事業は農業用排水路の草刈り、土砂除去等の維持管理を行なう事業であり、事業不可欠の法令根拠及びその必要性は前事業と同様である。市域内の長都、釜加、中央長都方面は低地帯で排水路の勾配が緩いため、雑草の繁茂や土砂が堆積し易く流下を阻害する要因となっている。これらの排水路は排水機場に連なっており、水害時には両者が一体となって効果を発現するものであることから、草刈り、土砂除去等の維持管理は水害対策上必要不可欠な事業である。また農業用排水路の一部は地域受益者による排水愛護組合によって草刈りをおこなっており、市民協働の一例でもある。</p>	<p>排水路の土砂除去間隔を広げるなどし、縮減に向け検討する。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
産業振興部	農村整備課	農)施設係	土地改良費	耕地防風林維持管理事業	×	H4	8,000	8,000	土地改良財産である耕地防風林を適正管理することにより農地を風害、病害虫から守ることが出来る。	耕地防風林の間伐、下草刈、害虫駆除
	企業振興課	企業振興係	商工振興費	工業等振興補助事業		S61	42,291	42,291	当事業は、市内に工場その他の施設を新設又は増設することを奨励するために必要な助成の措置を行い、産業の振興と雇用の拡大を図ることを目的としている。効果としては、一定規模以上の企業進出や既存企業の事業拡大をはじめ、雇用機会の拡大に結びつくなど、地域への経済波及効果は高い。	概要----市内に工場その他の施設を新設又は増設した際に、投資額や雇用増などの対象要件等を満たしている場合、固定資産税相当額の助成(施設・業種により最大3年---限度額1億円)と市内に居住する雇用増1人あたり30万円(限度額2000万円 情報通信関連産業--限度額3000万円)の助成を行う。課題----助成制度は新規立地をはじめ立地企業が増設を決定する上での大きな判断要因であり、他市との立地優遇環境競争に負けないためにも、一層の拡充が必要と考えられる。
		企業誘致係	財産管理費	千歳アルカディア・プラザ分庁舎管理業務(産業活動促進事業)		H13	6,522	6,522	平成13年度から企業誘致推進室が土地開発公社を所管することとなり、立地企業の産業支援施設であるとともに産業立地の拠点施設でもある千歳アルカディア・プラザに企業誘致推進室と土地開発公社が移転・入居することによって、組織の一体化と、施設の積極的かつ効率的な活用による企業誘致の一層の推進を図る。	産業支援室(企業振興課、科学技術振興課)の事務スペースを千歳市土地開発公社の事務スペースとともに㈱千歳国際ビジネス交流センターより賃借する。
	科学技術振興課	科学技術振興係	財産管理費	千歳アルカディア・プラザ分庁舎管理業務(産業活動促進事業: ホトニクス研究機器室設置事業)		H13	3,959	3,959	平成13年度に、千歳オフィス・アルカディア地区内に㈱千歳国際ビジネス交流センターが運営する「産業業務機能支援中核施設(千歳アルカディア・プラザ)」が開業することとなり、千歳アルカディア・プラザ内に整備される施設を活用し、千歳オフィス・アルカディアはもとより、市域全体への企業立地とホトニクスバレープロジェクトをはじめとする新産業創出の促進、あわせて立地企業に対する支援・振興を図るため平成13年度から「産業活動促進事業」を実施している。この中で、「ホトニクス研究機器の設置」として、ホトニクスバレープロジェクトの推進及び高度情報化社会の構築に資するための共同事業・研究を行う拠点を形成するために、千歳ホトニクスリサーチセンター(H9~H12:通信・放送機構)に設置されていたホトニクス(光科学技術)に関する研究機器を設置し、光科学技術の研究拠点・啓発・啓蒙などの拠点を創出することを目的としている。	㈱千歳国際ビジネス交流センターが所有し、管理運営を行っている千歳アルカディア・プラザ3階の産業振興部産業支援室に隣接して「ホトニクス研究機器室」を市が設置している。機器については、通信・放送機構(千歳ホトニクスリサーチセンター)から取得したもので、千歳科学技術大学の教員及び学生、PWC会員の使用を主体としており、産学官連携のための共同研究等を基本としている。このため、機器室内の一部(10㎡)をPWCが事務室として賃借しており、一層の連携を図っている。しかしながら、平成14年度をピークとして利用者が減少しており、その原因として機器の老朽化、千歳科学技術大学における研究機器の充実などが考えられる。
建設部	道路管理課	道)管理係	道路橋梁総務費	町内会設置街路灯電気料補助			52,800	52,800	街路灯設置により市内における交通安全の確保及び犯罪の防止を図る。	街路灯の電気料金を支払う。今後も区画整理事業など住宅地造成により街路灯の新設が増える。
			道路橋梁総務費	街路灯設置工事費交付事業			6,000	6,000	街路灯設置により市内における交通安全の確保及び犯罪の防止を図る。	町内会等に新設・更新に70%補助を実施している。新設・更新の希望が増えている。向陽台地区など一斉に設置された街路灯は老朽化も同時期のため配分に苦慮する。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>本事務事業は国営事業により造成された耕地防風林の維持管理をおこなうものであり、事業不可欠の法令根拠は土地改良法94条の6により千歳市が管理委託を受けているものである。事業内容は間伐、下草刈、害虫駆除等をおこなっているが、昨今の財政状況を鑑み維持管理水準を改め、最低限の防風林機能を維持することと、地域住民への生活環境劣悪を招く害虫発生駆除等に事業を縮減とする。</p>	<p>維持管理内容の見直しを行い、縮減に向け検討する。</p>	
<p>企業が新設・増設の際の優遇措置は全国的に見て特別なものではなく、誘致等を行う上での基本であり、当時の優遇内容は固定資産税相当額の助成と雇用増に対する助成のみであることから、極めて標準的である。本市工業等振興条例(561)とその前身となる千歳市技術産業の振興措置に関する条例(557)に基づいた助成額を合算した場合、約15億の固定資産税相当額の助成と約3億の雇用に対する助成を実施している。効果として、固定資産税相当額の助成は、事業者が納めた取得資産の固定資産税相当額分を一定期間助成し、期間終了後においては助成額以上の歳入が得られている。雇用に対する助成は、市内居住者に限定しており直接的な市民の雇用創出ならびに継続的に永住し生活基盤が形成されることにもなる消費の拡大や固定資産保有などの波及効果が期待出来る。このことから、本事業を短期的な視点で判断することは適切ではなく、中長期的な視点で事業効果をとらえるべきである。経済状況に対応しながら助成対象施設、助成対象業種の再編や対象要件の引き締めを行う余地もないわけではないが、単なる歳出抑制のためだけでは、競争力低下や偏った産業集積につながる恐れがある。立地企業に対しての優遇措置は、企業が新設・増設を決定する上での判断材料の一つとなっており、廃止した際には地域間競争に影響をもたらす。</p>	<p>近隣市と比較して平均的な優遇制度である本事業の縮減等を検討するにあたっては、企業振興の後退をイメージさせかねないで慎重な検討が必要。【検討】対象施設・対象業種を再編成し、重点的優遇を行う業種等とそうでない業種に分け、メリハリをつけて全体助成額の減額を行う。【検討】要件(投資額と業種増)の引き上げを行う。【検討】の課題点千歳市は、景気に左右されないよう多業種の誘致を進めてきており、産業集積にはさまざまな分野の企業が存することで不況時のリスク分散や地域内商取引の活性化につながっている。対象施設、対象業種を絞り込むことで助成額の抑制は出来るかもしれないが、偏った産業集積につながる恐れがある。あくまでも新規立地・増設があった上で固定資産税相当額の助成が生ずることから、逆に対象施設・業種をさらに拡充した方が中・長期的な視点で歳入に貢献すると考える。【検討】の課題点投資額要件の引き上げは、初期投資の多い新設企業だけに有利となり、立地企業の増設を抑制する。雇用増要件の引き上げについては、設備投資でオートメーション化を行い、人件費抑制する企業も多いことから、現状より雇用増要件を厳しくした場合、制度が形骸化する恐れがある。【助成内容の検討】雇用増助成は対象者を市内居住者に限定しており、市民雇用を促進している。助成に対する回収額として、市民税に限定して助返すこと4年程度で回収が可能となり、市内での生活形成に従って市内消費や固定資産税等も期待出来ることから、助成効果は高いものと分析できる。</p>	<p>【事業を廃止するとした場合の手続】廃止施行日以降の新・増設に着手したもから対象外になる。廃止前段のプロセスとしては、市内立地企業への周知や誘致接触企業への説明。また、各種バリエーションの回収と該当ページの訂正作業。国・道等で発行している立地ガイド内容の訂正等。【最低限の必要期間】市内立地企業への周知や誘致接触企業への説明(お詫び:投資計画の中で他区域と比較議論されている可能性も十分あるため)に時間がかかると思われる。【廃止に伴う課題、全国・全道の事業実施状況等】全道212市町村中で固定資産税の免除、相当額助成等を行っているのは約200市町村。人口8万人~10万人の市町村(千歳市、岩見沢市、室蘭市)で比較しているのは約200市町村。人口8万人~10万人の市町村(千歳市、岩見沢市、室蘭市)で比較しているのは約200市町村。道央圏(札幌、江別、恵庭、北広島、石狩市、苫小牧市、千歳市)で比較しても全て優遇を行っている。廃止した場合、千歳市への必然性以外に誘致競争力の低下と固定資産税等の減収が懸念される。景気動向のタイミングによって、施策としての必要性が十分高くなる事業なので、見直しにあたっては慎重な検討が必要である。</p>
<p>平成13年度から企業誘致推進室が土地開発公社を所管することとなり、同じく平成13年度に市内立地企業の産業支援施設であり産業立地の拠点施設でもある千歳アルカディア・プラザが竣工したことから、組織の一体化と、同施設の種種のかつ効率的に活用することによって企業誘致の一層の推進を図ることを目的に必要な事務スペースを千歳アルカディア・プラザ内に求めることとなった。【事業廃止の影響】土地開発公社負担分を含め285.77㎡の事務スペースをCIMBECから(千歳アルカディア・プラザ)賃借している。隣接する「ホトニクス研究機器室」(135.68㎡)を含めると千歳アルカディア・プラザ賃借面積(約2460㎡)の20%近くを占めており、事業を廃止した場合、効率的な企業誘致活動や産業支援業務が難しくなることと、産業の立地や地元産業の支援を目的とするCIMBECの経営を急激に圧迫することとなり、千歳市の産業振興に大きな影響を及ぼすことが想定される。</p>	<p>企業誘致活動や立地企業の支援施策を廃止することは、千歳市の産業に大きな影響を及ぼすことから、産業支援室としての事務スペースとホトニクス研究機器室として賃借している面積のうち、産業支援室分の事務スペースは代替のスペースを確保する必要がある。このため、市役所庁舎等のスペースの空き状況を見ながら移転を検討する必要がある。また、全庁的な事務スペースの配置計画を見直す必要がある。【一般財源削減額】産業支援室が千歳アルカディア・プラザから市役所庁舎等へ転居した場合、平成16年度予算ベースで千歳オフィス・アルカディア分行舎管理費(FAXリース、清掃委託料等1,373千円)、千歳アルカディア・プラザ分行舎費(施設賃料6,522千円)、千歳アルカディア・プラザ分行舎費(連絡車輛経費194千円)合計8,089千円が削減される。</p>	<p>産業支援室が千歳アルカディア・プラザから市役所庁舎等へ転居するために、全庁的な事務スペースの見直しを行う必要があり、その際は任意に分割できないなどの千歳アルカディア・プラザの構造や組織としての効率的な活動に配慮する必要性等から、産業支援室がまとまって転居する必要がある。また、転居する際の費用(什器運搬等)とともに賃貸借契約に基づく原状回復費用等に伴い一時的に多額の予算措置が必要となる。さらに、千歳アルカディア・プラザの構造上、他の入居企業と同程度の面積単位に分割するためには大きな改造費用を要することから、千歳市とともにCIMBECにも財政的な負担を強いることとなる。</p>
<p>平成13年度の開設時以来、平成15年度末まで延べ人数約130名、延べ時間数で約230時間の利用実績があるが、そのほとんどが平成14年度に集中しており、平成15年度以降は十分な利用が図られていない。設置機器は千歳ホトニクスリサーチセンターにおける導入時(平成9年度)から8年を経過しようとしており、一部の機器には老朽化等から十分な性能を発揮できていないものもあること、また大学においても老朽劣等な研究活動の実施に伴い、機器の導入が進んでいることから、ホトニクス機器室は、当初の役割を終えたものとして閉鎖することとしたい。なお、一部の機器については、現在も千歳科学技術大学での利用があることから、閉鎖後の機器の利活用について検討を要する。</p>	<p>ホトニクス研究機器室を平成16年度内に廃止し、(株)千歳国際ビジネス交流センターからのスペース賃借を取りやめる。これに伴い平成17年度以降の財産管理費にかかる使用料及び賃借料(3,959千円)及び一般管理費に係る千歳アルカディア・プラザ分行舎管理費(ホトニクス推進事業:901千円)を削減する。</p>	<p>現有のホトニクス研究機器の取扱い(廃棄・譲渡等)についての方針決定とこれに伴う費用の算出(廃棄・運搬)、(株)千歳国際ビジネス交流センターとの賃貸借契約に基づく原状回復費用の算出を行う。平成16年度内に閉鎖を行うためには、これらの費用について予算措置が必要となる。</p>
<p>町内会が街路灯を設置することにより市内における交通安全の確保及び犯罪の防止に繋がり市民が安心して通行できるものである。廃止することは町内会費だけでは賄えきれない町内会組織にダメージを与える。今後も区画整理事業など住宅地造成に伴う住宅建築により町内会設置の街路灯が増加する。町内会設置の街路灯は現在7100灯余り設置されている。</p>		
<p>町内会が街路灯を設置することにより市内における交通安全の確保及び犯罪の防止に繋がり市民が安心して通行できるものである。廃止することは街路灯新設、更新等に対応できないなど街路灯の維持管理は不能になる。町内会費だけでは賄えきれない町内会組織にダメージを与える。</p>		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
建設部	道路管理課	道)管理係	道路橋梁総務費	融雪施設設置助成原資預託			18,000	0	冬期間における生活環境の向上支援。高齢者等の除雪労力の軽減を図り、融雪施設設置普及に寄与している。	融資実施金融機関に融資原資を預託する。貸付については、平成13年度以降利用が落ち込んでいる。
			道路橋梁総務費	融雪施設設置費助成事業			6,720	6,720	冬期間における生活環境の向上支援	一般世帯対象の融資制度と高齢者(障害者)世帯対象の補助制度がある。13年度以降利用件数が落ち込んでいる。とくに高齢者等に対象としたPRが必要。
			道路橋梁総務費	街路灯管理業務(市設置)	×		82,084	82,084	街路灯設置により市内における交通安全の確保及び犯罪の防止を図る。	街路灯の電気料金を支払うものです。今後も街路灯新設により電気料金は増える。
			道路橋梁総務費	ロードヒーティング管理事務	×		25,891	25,891	除雪を中心とした作業により、冬期間の交通の確保と通行の安全を確保する。	ロードヒーティングの電気料を支払う。ロードヒーティングは熱エネルギーを利用しているため、他の手法よりコストがかかる。
		維持係	道路橋梁維持費	道路維持委託業務	×		123,896	123,896	道路法に基づき、道路管理者として市道を常時良好な状態に保つよう維持・修繕し、もって一般交通に障害をおよぼさないように努める。	概要：道路の維持補修、パトロール業務、路面清掃、車輛センター管理、長都駅舎・千歳阿加野自由通路・駅前連絡歩道管理等の実施。課題：年々道路維持管理延長は増えており、路面の劣化に対して即時対応できる舗装修繕班を持つ現在の委託方式は有効であるが、対応件数が現在以上に増加した場合の対応を検討する必要がある。
			道路橋梁維持費	除排雪委託業務	×		300,000	300,000	除雪を中心とした作業により、冬季間の交通の確保と通行の安全を確保する。	概要：新雪除雪、拡幅、路面整正、排雪及び雪捨て場管理を実施。課題等：パトロール等により降雪状況・路面状況の把握を行い、極力効率的な除雪出勤等を行っているが、市民の除雪に対する要望は年々高まりつつあり、また除雪対象距離も増加している。さらに住宅地等の除雪に際しては、雪の置き場が非常に少なく、通常の新雪除雪の場合であっても、処理が難しい等の課題がある。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>平成11年度に創設された事業である。融雪施設設置助成費の貸付けに伴い、融資実施金融機関に融資原資を預託するものであるが、貸付けについては平成13年度以降利用が極端に落ち込み、毎年、市の広報・ホームページ掲載など周知を行っているが、利用が3～5件にとどまる。低金利で民間の融資もあることから、融資制度の廃止については影響がないと考える。</p>	<p>平成17年度事業廃止預託金18,000千円(一般財源0)</p>	
<p>平成11年度に創設された事業である。一般世帯対象の融資制度のほか高齢者世帯や障害者世帯を対象とした補助金制度があるが、融資の利用はこの3年、年間3～5件にとどまり、補助金については、開始3年間は好調でありましたが、平成14年23件、平成15年17件と大幅に利用が落ち込んでいることから、本制度については概ね当初の目的が達成していると思われ、廃止については影響がないと考える。</p>	<p>平成17年度事業廃止6,497千円</p>	<p>すでに融資制度を利用している対象者に対しての利子補給に関わる補助金が残ることから完全廃止はH21年度となる。</p>
<p>道路法による。街路灯設置により市内の交通安全の確保及び犯罪の防止を図るものであり、現在4000灯余りあり電気料金の支払いしている。今後も道路新設などに伴う街路灯設置により電気料金は増えていく。</p>		
<p>道路法による。冬期間の交通の確保と通行の安全を確保するものである。ロードヒーティングは熱エネルギーを利用しているため、他の手法よりコストがかかる。凍結路面対策として極めて有効であるが、維持管理に問題がある。現在15カ所設置している。</p>	<p>今後ロードヒーティングに関しては慎重に対応せざるを得ない。更新時に継続すべきか再検討が必要である。</p>	
<p>道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務</p>	<p>毎年度経費削減を実施し、より効率的な業務実施に努めている。当該業務には千歳駅前自由通路の管理も含まれているが、供用開始後間もないことから、最低1年間の状況を確認した後に警備・清掃の見直しを検討する。</p>	
<p>道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務(「維持」の範囲には、除雪も含まれる)</p>	<p>除雪体制、作業方法の見直しと共に、サービスレベルの見直しについても検討する。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
建設部	道路管理課	維持係	道路橋梁維持費	道路補修資材購入等業務	×		9,632	9,632	道路維持作業を実施するための資材購入及び車輛の補修等を実施する。	概要：道路管理資材の購入、維持車輛の修繕、道路補修原材料の購入等。道路維持保全業務については今後も増加することが見込まれるため、資材・原材料共にこれに比例すると考えられる。
			道路橋梁維持費	道路橋梁等補修事業	×		3,000	3,000	災害時の応急的な復旧工事又は緊急を要する修繕工事を実施する。	災害発生については、発生箇所及び規模の推定が難しい。
			道路橋梁維持費	道路維持作業車輛等維持業務	×		7,601	7,601	市所有の作業車輛の車検・整備等の法的検査・整備を実施する。	概要：車検整備他法定検査、重量税、自賠責保険等。課題：法定整備を実施していても、劣化による故障修繕は避けることができず、今後はさらに修繕費用が必要になる。
			道路橋梁整備事業費	街路灯等施設補修業務	×		8,750	8,750	市道の街路灯及び付属設備等の維持補修を実施することにより、正常機能を維持する。	街路灯、配電盤ロードヒーティング設備、ガードレール等の維持修繕を実施。特に街路灯はその数が多いため破損も多い。また、千歳駅自由通路が4月から供用開始となったが、通行者が多いこともあり、破損等の発生が懸念される。
			道路橋梁整備事業費	道路区画線等設置事業	×		12,936	12,936	区画線・中心線が摩耗等により視認しづらくなるため、定期的にペイント塗布を実施するとともに、凍上対策を実施することにより、車輛の安全通行を確保する。	区画線（中心線、外測線、ドット線等）の設置は、道路管理者としての義務的業務であるところから、今後とも継続していかねばならない。生活道路内施設修繕が本業務に含まれていたが、事業内容とは合致しないため、道路安全対策事業に繰り入れることとする。
			道路橋梁整備事業費	道路安全対策事業	×		27,704	27,704	道路を取り巻く状況の変化及び道路本体の劣化等によって安全上問題がある部位が発生するが、それらを改修することにより、歩行者及び車輛通行の安全を確保する。	概要：段差発生などの問題への対処や、改善要望箇所対応、砂利道簡易舗装、防雪柵設置その他。課題：路面状況の悪化による震動の発生や安全施設整備など幅広く対応せねばならないが、今後については重点項目化を検討する必要がある。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務	道路管理資材の購入、維持車輛の修繕については毎年次必要最低限としている。また道路補修原材料は維持補修を行う上で必要不可欠である。歩道用の砂箱の作成が平成16年度で終了するため、相当額を削減する。(800千円)	
道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務	毎年次見直しを実施しているが、災害等の規模を想定するのは難しい。応急的対処に必要な費用としては現状レベルが最低ラインと考えられる。	
道路運送車両法(第61条～自動車検査証の有効期間、第62条～継続検査)	車輛の車検時期が異なるので、所要額も年度によって異なる。	
道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務	街路灯を始めガードレールその他施設補修を実施しているが、劣化を食い止めることはできないため、パトロールを強化し早期発見・早期対処に努める。	
道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務	元来この事業に含まれていた生活道路内施設修繕を道路安全対策事業に移し、道路区画線等設置事業について、2,500千円の減とする。	
道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務	事業としては、生活道路内施設修繕が追加となるが、段差発生への対処など維持的項目を重点化すると共に、休止の項目も検討し当事業としては500千円の削減とする。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
建設部	道路管理課	維持係	道路橋梁整備事業費	照明灯(街路灯)設置事業	×		5,160	5,160	市道のうち、街路灯の未設置箇所への街路灯設置や腐食等の老朽化した街路灯の更新を実施することにより夜間の安全通行を図る。	新規設置と腐食劣化による更新や修繕を実施する必要があり、年々その数が増加している。塗装修繕等は実施しているが腐食などの進行があるため、今後計画的な更新が必要となる。
			河川費	河川維持管理事業	×		10,676	10,676	河川の流水障害となる草木・土砂等の撤去や修復工事等を行い、河川の流下能力を維持し、水害を予防する。	河川の草木伐採、土砂撤去は最低限度の河川維持作業であり、特に土砂撤去に関しては地域要望として実施が要請されているため、今後とも継続していく必要がある。また、河川によっては護岸が破損し要修繕となっているものがあるため、今後工事費についても必要となる。
	用地課	用地調査係	道路橋梁総務費	道路中心点網整備委託業務		S52	9,500	9,500	市街地の道路区域を確定することにより、適正な道路管理に資することを目的として実施しております。道路中心点は道路の基準であり、道路管理上必要であると共に民地の杭の基準ともなります。適正な分筆等の測量基準点として土地家屋調査士等が利用することによって整合性のとれた宅地割りとなります。したがって道路中心点等の公共の基準点ができることにより将来的には整合性のある民地境界となり、そのことが結果的に適正な道路管理につながります。	市街地の住宅地で区画整理、開発行為等で道路中心点が確定されている区域を除く区域について実施し、区画整理区域であっても実施時期が古く道路中心点が紛失している区域について実施しております。今後、事業実施済み区域と既存市街地との整合性を確保するため、実施区域に隣接する区域も含めた基準点の設置又は関連付けのための測量を検討する必要があります。
	住宅課	住宅係	市営住宅費	道営住宅管理委託業務		S45	5,479	0	道営住宅の管理業務を受託し、入退去事務やニーズに対応した適切な管理を実施することによって、入居している低額所得者等が安定した住生活を営めることをめざしている。	道営住宅については、新築整備する予定となっており、既存住宅176戸については、事業主体変更により、平成17年度から道営住宅から市営住宅に変更する予定となっている。新築住宅については、17年度から建設に着手する予定であり、18年度から供給開始予定である。17年度は、事業主体変更により、管理委託の対象となる道営住宅はないが、18年度の途中から新築分50戸程度の管理を受託する予定である。
			市営住宅費	市営住宅管理業務	×	S34	10,315	0	市営住宅の入退去事務やニーズに対応した適切な管理を通じて、入居している低額所得者等が安定した住生活を営めるようにすることをめざしている。	経費の内、大きな割合を占めているのが住宅管理人に対する報酬(4,176千円)と建物総合損害共済金分担金(4,337千円)である。住宅管理人報酬については、管理人の役割の見直し、ひいては現在の管理体制の見直しが不可欠である。また、建物総合損害共済金分担金については、削減は難しい状況である。
			市営住宅費	市営住宅エレベータ保守管理業務	×	H4	12,346	0	市営住宅敷地の高度利用を図るために、平家住宅から中高層住宅への建替えを行っているが、中高層住宅においてはエレベータは必要不可欠な設備であり、その適切な保守管理は生活利便性の向上に大きく寄与している。	継続的な建替えにより、毎年1棟ずつ供給を開始しており、エレベータも1基ずつ増えるため、保守管理の委託料が多くなってきている状況である。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>道路法第42条～道路管理者の道路の維持・修繕義務</p>	<p>街路灯の腐食が進み、風による荷重に耐えきれなかった場合に倒壊が発生するが、幸いにして現状においては市設置の街路灯が倒壊し被害が出た事例は報告されていない。今後については調査を進めて劣化部分を更新する必要がある。</p>	
<p>河川法第2条～河川管理の原則等、第100条～法律の規定を準用する河川</p>	<p>河川の流下能力を維持するための草刈り及び土砂撤去は、必要最低限度の維持項目である。また護岸の修復工事についても必要であるところから、現状予算額は必要である。</p>	
<p>道路管理および道路整備に必要な事業であり将来導入を予定しているGIS構築時の基礎データともなる。本年度測量を行っている青葉地区は昭和42年から昭和51年にかけて実施された土地区画整理事業区域であるため、各街区と道路中心点の関係を精査しなければ適正な道路敷地を保つことができない。また、今後予定している地区については、地籍調査実施区域であることから道路と民地の境界を確定した地積測量図等の資料が少なく、道路中心点の確定によって位置関係を明確にしなければ適正な道路管理が行えない。</p>	<p>事業としては現在測量実施中である青葉地区を含め、本町5丁目、真々地、自由ヶ丘の一部が残されているが、青葉地区については昭和42年度から昭和51年度にかけて実施された土地区画整理事業区域であるため、各街区と道路の関係は区画整理成果により関連づけられているため、実測による成果と比較検討した上で道路中心点を確定しなければならないため、道路中心点の設置は後年度としても測量のみは完了させなければならない。従って、千歳市の財政状況が回復するまでの間、青葉地区の道路中心点設置および本町5丁目、真々地、自由ヶ丘の一部について休止するものとする。</p>	<p>本年度を含め青葉地区の測量完了は平成18年度に完了することから、平成19年度以降休止とする。</p>
<p>道営住宅については、平成17年度に事業主体変更により、市営住宅に変更になるので、管理委託業務は廃止になる。しかし、平成17年度から、道営住宅150戸の新築が開始され、一部供給開始予定の平成18年度から管理委託の受託再開の予定である。</p>		<p>平成16年度中に事業主体変更手続きを行い、平成17年4月1日から市営住宅として管理します。</p>
<p>公営住宅の維持管理については、公営住宅法により事業主体に課せられた義務とされている。公営住宅事業の目的としては、住宅に困窮している低額所得者層に対する社会福祉事業であると定義されており、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に対応している。当市の実情としては、住宅に困窮している高齢者や障害者、母子家庭などをはじめとする低額所得層の住宅対策として位置づけられ、代替する他の福祉的施策がなければ廃止は困難である。</p>	<p>一般財源の負担なし</p>	
<p>公営住宅の維持管理については、公営住宅法により事業主体に課せられた義務とされている。公営住宅事業の目的としては、住宅に困窮している低額所得者層に対する社会福祉事業であると定義されており、憲法26条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に対応している。当市の実情としては、住宅に困窮している高齢者や障害者、母子家庭などをはじめとする低額所得層の住宅対策として位置づけられ、代替する他の福祉的施策がなければ廃止は困難である。</p>	<p>一般財源の負担なし</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等	
建設部	住宅課	住宅係	市営住宅費	市営住宅計画営繕業務	×	S34	71,161	0	市営住宅の適切な計画営繕を行うことにより、住宅機能の良好な状態を維持し、入居している低額所得者等が安定した住生活を営めるようにすることをめざしている。	今後、建替事業の進捗により、簡平（平家住宅）や簡二（2階建住宅）の計画営繕から、集合住宅（中高層）の大規模修繕等の計画営繕へシフトしていくことが予測されるが、中長期の修繕計画と財源対策を確立することが課題である。	
			市営住宅費	市営住宅修繕業務	×	S34	70,407	5,939	市営住宅の適切な修繕を行うことにより、住宅機能の良好な状態を維持し、入居している低額所得者等が安定した住生活を営めるようにすることをめざしている。	修繕費の財源である使用料の収納率向上が課題である。また、入居者からの修繕要望を受けてから、修繕するまで、住宅課と営繕課が連携して実施しているが、より迅速な対応が求められており、修繕コストの縮減とともに、修繕実施体制の効率化も求められている。	
			財産管理費	教職員住宅建替事業	×		78,822	78,822	教職員の福利厚生充実と人事行政を円滑に進めることを目的としている。	教職員住宅の建設資金を公立学校共済組合から借り入れて、建替事業を行っている。借り入れた建設資金については、毎年譲渡契約に基づき償還を行い、償還完了時に千歳市に所有権移転登記を行っている。	
	都市整備課	主査（緑の管理）	緑の係	公園緑地費	公園緑地維持整備事業	×		20,000	20,000	平成16年度現在、市で管理している公園、緑地は、212箇所あり、設置している設備、遊具、植栽等は、多数あり、設置後30年以上経過している設備、遊具も多数みられ、老朽化した遊具については、撤去している状況にあります。また、公園緑地に対する地域要望も毎年多数ある中、維持整備事業費で公園施設の更新などを行っている。	市で管理している公園緑地における老朽設備、遊具の更新、改良、補修及び植栽の実施
			公園緑地費	緑化推進事業			29,504	29,504	千歳市の緑化推進事業及び公園緑化協会の運営費交付事業	千歳市公園緑化協会は昭和61年度に都市緑化及び公園緑地事業の発展振興を図ることを目的に設立され、現在各種緑化振興事業を実施している。この緑化推進の事業費と協会の運営費を交付金として協会に交付している。	
			公園緑地費	グリーンベルト地下駐車場維持管理事業			54,048	40,048	グリーンベルト地下駐車場施設の適正な維持管理事業	グリーンベルト地下駐車場は昭和61年に完成以来維持管理業務について千歳市公園緑化協会に委託している。平成11年にエスプラザが閉鎖以降駐車場利用者が激減し収支バランスが崩れている状況である。また、完成後18年が経過し施設内の老朽化が進んでいる。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>公営住宅の維持管理については、公営住宅法により事業主体に課せられた義務とされている。公営住宅事業の目的としては、住宅に困窮している低額所得者層に対する社会福祉事業であると定義されており、憲法26条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に対応している。当市の実情としては、住宅に困窮している高齢者や障害者、母子家庭などをはじめとする低額所得層の住宅対策として位置づけられ、代替する他の福祉的施策がなければ廃止は困難である。</p>	<p>一般財源の負担なし</p>	
<p>公営住宅の維持管理については、公営住宅法により事業主体に課せられた義務とされている。公営住宅事業の目的としては、住宅に困窮している低額所得者層に対する社会福祉事業であると定義されており、憲法26条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利に対応している。当市の実情としては、住宅に困窮している高齢者や障害者、母子家庭などをはじめとする低額所得層の住宅対策として位置づけられ、代替する他の福祉的施策がなければ廃止は困難である。</p>	<p>修繕内容によって、直営工事と外部への発注工事を選択しているが、効率化とコスト縮減の観点から、さらに修繕の方法について検討を進める。</p>	
<p>教職員の福利厚生的人事行政を円滑に進めるための必要性があること。また、校長、教頭住宅については、学校管理上廃止はできない。</p>	<p>建替事業の延伸を行うことにより、建設資金の償還額の増加を抑制し、償還金額が低下する年次から建替事業を再開する予定としている。</p>	
<p>都市公園法の開設告示を行っている市内の公園は、千歳市で善良な管理することとなっている。</p>	<p>公園施設の移設、遊具設備補修の充実、遊具更新の後年時への先送りの実施により経費の節減を行う。</p>	
<p>緑化推進事業を廃止した場合は公園緑化協会の運営が困難となり協会そのものの存在意義が問われる。また、緑を大切にしようという緑化政策の根本政策の後退につながり影響は大である。</p>	<p>抜本的見直しについては緑化振興事業や運営事業の見直し検討を行うとともに、自主財源の確保を進める。</p>	<p>事業を廃止した場合、公園緑化協会の現在の事業をどのようにするか、また現在の職員の対応をどのようにするか等大きな課題がある。</p>
<p>地下駐車場を廃止した場合は中心商店街の利用者に多大な影響があり、また中心市街地の活性化の計画にも影響が大である。</p>	<p>効率的かつ省力化を踏まえた維持管理体制の検討を行うとともに、民活による運営を検討する。</p>	<p>地下駐車場を廃止した場合、中心市街地の利用者や活性化問題を進める上で大きな課題となる。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
建設部	都市整備課	主査(緑の管理)	公園緑地費	公園・街路樹・緑地維持管理事業	×		283,720	272,399	市内の公園、広場、緑地等及び街路樹の適正な維持管理	公園・緑地等及び街路樹の維持管理については、現在千歳市公園緑化協会及びシルバー人材センターへ業務委託し実施している。これら施設の適正な管理に対する住民要望は強く管理水準をどの程度に設定するかが課題となっている。
会計室	会計課	出納係	会計管理費	収入業務	×		10,693	10,693	予算の適正な執行と管理を目的とする。	市税等の収納消込、口座振替(自動振替)、物品管理、決算調製等の各会計事務を執行。
			用品購入振替費	用品出納業務	×		14,193	0	歳出抑制及び事務の効率化を目的とする。	事務用消耗品、封筒など、毎年相当量の購入が見込まれる用品について、単価契約を締結することにより、安価な購入を可能にしている。単価契約では、予定数量により単価が決定することから、これに満たない場合の措置(業者への対応等)が問題となる。
市民病院	総務課	財政係	病院事業繰出金	病院事業繰出金《繰出基準による》	×	S42	931,893	931,893	地方公営企業において、その性質上受益者負担の原則になじまない本来一般行政事務として行うべきものや不採算業務でありながら公共的な見地から行うことを求められる活動に要する経費については、当該地方公共団体の一般会計が負担するものとされている。	法に基づき国から示される「繰出基準」に沿って忠実に運用しており、具体的には救急医療、保健衛生行政事務、小児医療、高度医療、附属診療所運営、研究研修、共済追加費用、企業償還元利、建設改良に要する経費について負担している。
消防	消)総務課	消)管理係	常備消防費	庁舎管理業務(燃料及び光熱水費)	×		22,200	22,200	熱源等の安定供給により、来客者・職員の厚生環境及び出勤に伴う環境を良好な状態に保つ。	暖房燃料(A重油)・灯油・車両燃料(ガソリン・軽油)・天然ガス・電気・上下水道を購入し、庁舎環境を良好な状態に管理する。不使用時における照明器具及びOA機器等の停止など、節電対策を実施している。 衣服の着衣・脱衣及び窓の開閉により室温の適正化に努力し、冷房装置の稼働抑制、暖房設定温度の変更など省エネルギー対策を実施している。
			常備消防費	消防庁舎管理業務(委託料)	×		25,119	25,119	庁舎を清潔に保ち、来客者・職員の厚生環境及び消防車両の出勤環境を良好に維持する。	清掃委託業務・総合庁舎温度保持換気設備運転保守業務・シャッター設備保守点検業務・総合庁舎及び出張所周辺除雪業務・電気工作物保安業務・自動ドア設備保守業務等を民間業者に委託することにより、効率的で適切な庁舎管理を行っている。 清掃委託業務の全面見直し(複数年契約・清掃仕様見直し・設計金額積算方法の見直し)を実施し、経費の縮減を図っている。 シャッター設備保守点検業務・総合庁舎温度保持換気設備運転保守業務等の仕様見直しを実施し、経費の縮減を図っている。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>都市公園法により公園の設置者である地方自治体が適正な管理・運営を求められていることから廃止することは、公園自体が無くなることであり、子供から高齢者までの公園利用者や地域住民などの自治活動、防災活動などにも影響が大である。</p>	<p>抜本的見直しについては、管理水準の設定の変更が必要であり市民ニーズとの調整が必要となる。</p>	
<p>地方自治法とそれに基づく会計規則により、廃止ができない事業である。</p>	<p>経費の大半を占めている収納消込機器リース料及び口座振替手数料の削減は難しく、特に金融機関からは各種手数料の増額や新規負担を求められており、口座振替加入率の伸張と相俟って、さらに経費が増加するものと予測される。一方で、H16年度導入した財務会計システムが安定稼動した段階には、事務量の軽減も予測されることから、消込業務に係るコンピュータ端末操作の嘱託職員化や当該業務自体を指定金融機関等へ委託することも経費削減の選択肢として検討していく。</p>	<p>廃止は不可。会計課所管収入業務のうち、口座振替業務及び税等の消込業務については、道内28市(札幌市を除く)が市長部局(主に収納業務担当課)で分掌している状況にある。</p>
<p>歳出の抑制及び事務処理の簡素・効率化において充分機能している。</p>	<p>用品出納業務は、発注から経理までを一元化することにより、経費の縮減等を図るものであり、当該業務の廃止は不可と考えるが、更なる事務の簡素・効率化の面から財務会計システムにおける物品管理システム導入の是非について、市長部局と協議する必要がある。</p>	<p>当該業務を廃止した場合、封筒等の共通帳票の受払方法を新たに検討する必要がある。また、用品購入に係る一連の業務を各課が行うこととなり、経理事務負担及び支出命令件数の増加が予測される。</p> <p>札幌市を除く全道他市の状況は、用品出庫の受払業務を会計課で行っている市は11市、封筒等共通帳票のみ会計課で受払している市は9市、会計課以外の課が用品の受払している市は11市、文具等消耗品のみを会計課で受払をしている市が1市である。</p>
<p>地方公営企業法第17条の2第1項及び同法施行令第8条の5の規定に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)による。</p>	<p>救急医療、小児医療等、今後の医療環境の動向によっては対象経費が増加する要素も見込まれるが、病院新築移転に係る起債の元利償還が平成19年度をピークとして減少していくことから、これに伴い繰出金総額は徐々にではあるが減少していく見通しである。</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」 当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するため、良好な環境下における就労とスムーズな出勤体制を確保することが必要である。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」縮減方法 当市の環境方針に基づき、熱源等の計画的な縮減を実施している。 電気の契約種別変更等により経費の削減を図っている。(平成16年6月より) 各人における省エネルギー対策の励行・常習化をより一層促進させるため、教育研修内容の充実強化を図っている。 一般財源削減額：H16年度予算に比べ、 H17年度-410(千円)</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」 当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するため、来客者・職員の厚生環境及び消防車両の出勤環境を良好に維持することが必要である。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」 清掃委託業務の複数年契約の実施、その他の経常的に必要とする委託業務料の縮減は、仕様の見直し等を既に実施していることから困難な状況である。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
消防	消)総務課	消)管理係	常備消防費	緊急指令施設運用業務	×	H6	7,552	7,552	消防緊急通信指令施設を常に確実に作動をさせ、通報受付から出動指令までの時間短縮をし、被害の軽減及び救命率の向上を図る。	緊急通信指令施設保守業務及び地図データベース保守業務等を実施している。部品の経年変化(劣化)による障害発生頻度の増加が予想される。
			常備消防費	被服購入業務	×		7,704	7,704	必要な被服を計画的に貸与し、消防職員の安全と品位の保持、及び公務能率の向上を図る。	消防職員被服貸与規則に基づき、各人が計画的に必要とする被服を選択し、貸与を受ける。 救急隊員・救助隊員については、職務上必要となる被服等の貸与を受ける。 課題等としては、不確定な退職・採用に伴う経費の変動がある。
			常備消防費	消防車両整備業務(臨時)	×		4,401	4,401	消防車両を定期的に点検整備することにより機能を維持し、安全で迅速な現場活動を行う。	消防車両の車検、定期点検及び無線局再免許申請等を実施している。
	警防課	主査(消防団)	非常備消防費	年報酬調整業務	×	S39	5,306	5,306	消防団は、地域密着性、要員の動員力、即時対応能力を有し、災害発生時には、災害防ぎょ活動、救助救出活動、避難誘導などの重要な役割を果たしている。消防団員の年報酬については、消防組織法に基づき「千歳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で定めて支給している。	消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより平常時の防火、応急手当啓発活動など幅広い分野で地域防災のかなめとして重要な役割を果たしている。しかし、近年の社会環境の変化等に伴い、全国的に消防団員数の減少等の課題に直面し、消防団の活性化・充実強化が求められていることから、消防団員の処遇改善が重要であり、報酬の適正化を図り、消防団の活性化を推進して行くことが必要である。
			非常備消防費	出勤報酬調整業務	×	S39	9,179	9,179	消防団は、地域密着性、要員の動員力、即時対応能力を有し、災害発生時には、災害防ぎょ活動、救助救出活動、避難誘導などの重要な役割を果たしている。消防団員の出勤報酬については、消防組織法に基づき「千歳市消防団条例」で定め、出勤した場合の費用弁償として支給している。	消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより平常時の防火、応急手当啓発活動など幅広い分野で地域防災のかなめとして重要な役割を果たしている。しかし、近年の社会環境の変化等に伴い、全国的に消防団員数の減少等の課題に直面し、消防団の活性化・充実強化が求められていることから、消防団員の処遇改善が重要であり、報酬の適正化を図り、消防団の活性化を推進して行くことが必要である。
水道局	総務課	財政係	水道事業繰出金	《水道事業》退職手当(一般会計在職期間分)繰出金		H14	17,476	17,476	退職手当支払いに係る負担について、退職者の各会計における在職期間に応じて、各会計で負担し合うことにより、退職時に在職していた会計への過負担となることを回避し、会計間での負担の均衡を図る。	退職手当の支払いについては、退職時に在職していた会計で全額支払い、各会計での在職期間に応じて、退職手当を支払った会計に繰入を行なうことにより、各会計での在職期間に見合った退職手当相当分を、会計間で負担し合う取決めとなっている。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      災害情報を迅速・効率的に処理することが出来なくなり、被害の軽減及び救命率の向上等の消防業務に重大な支障をきたし、市民生活の安全確保が困難になる。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      消防緊急通信指令施設は、部品の経年変化(劣化)による障害発生頻度が増加している。故障等で使用できない場合、消防業務に重大な支障をきたすため縮減は困難である。</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      消防組織法第14条の4第2項により、消防吏員の服制に関する事項は、総務省消防庁の定める基準(消防吏員服制基準)に従い、市町村の規則で定め施行する事となっている。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」縮減方法                      定年退職までの残年数により、一定年数を超える消防吏員に対し、計画的に被服経費の段階的縮減を図る。                      貸与被服の仕様・使用期間等の見直し、及び兼用化等を図り経費の縮減を図る。</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      道路運送車両法及び電波法に定められている。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      法令等に基づくものであり、消防業務に必要不可欠であることから縮減は困難である。</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      消防組織法第8条で市町村の消防に要する費用は当該市町村が負担しなければならないことになっており、消防団員の身分取り扱い、階級等に関しては消防組織法第15条の6に基づき条例で定めている。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      地域防災力の低下を招き、組織の活性化及び消防団員の処遇改善が図れないことから縮減は困難である。</p>	
<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      消防組織法第8条で市町村の消防に要する費用は当該市町村が負担しなければならないことになっており、消防団員の身分取り扱い、階級等に関しては消防組織法第15条の6に基づき条例で定めている。</p>	<p>「不可欠(廃止不可)事業」                      地域に密着した消防力の低下を招き、災害対応に支障をきたし、消防団員の処遇改善も図れないことから縮減は困難である。</p>	
<p>退職手当の支払いについては、退職時に在職していた会計で全額支払い、各会計での在職期間に応じて、退職手当を支払った会計に繰入れを行なうことにより、各会計での在職期間に見合った退職手当相当分を、会計間で負担し合う取り決めに基づく繰出であり、現在の方法が最も妥当である。</p>	<p>現在の方法が最も妥当であり、制度見直しによる金額減少はなじまない。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
水道局	総務課	財政係	水道事業繰出金	《水道事業》中央・泉郷地区水道敷設に係る起債元利償還の繰出金		S54	10,001	10,001	当時の中央・泉郷地区は給水区域外だったため、政策的判断により、財源を一般会計負担として、水道事業で水道管布設を行なった。そのことにより、同地区の水道管布設に係る建設費用が、水道料金に反映されないようにした。	当時、中央・泉郷地区は給水区域外で、水道管は布設されておらず、地区住民は井戸水を使用していた。また、同時期に農業事業で同地区の土地改良・圃場整備等の事業が行なわれており、これら農業事業による地区整備と合わせて、給水区域外である中央・泉郷地区の住民にも、市街地住民と同じ良質な水道水を供給するために、政策的判断により、水道管布設に必要な財源は一般会計負担とし、同地区を給水区域に組み入れ、水道事業において水道管布設を行なった。そのため、この事業のために水道事業で借入した起債の元利償還金については、一般会計より繰出を行なっている。
			水道事業繰出金	《水道事業》東千歳地区水道敷設に係る起債元利償還の繰出金		S 63	15,446	15,446	当時の東千歳地区は給水区域外だったため、政策的判断により、財源を一般会計負担として、水道事業で水道管布設を行なった。そのことにより、同地区の水道管布設に係る建設費用が、水道料金に反映されないようにした。	当時、東千歳地区は給水区域外で、水道管は布設されておらず、地区住民は井戸水を使用していた。また、同時期に農業事業で同地区の管農用水(牛馬飼育用)整備等の事業が行なわれており、これら農業事業による地区整備と合わせて、給水区域外である東千歳地区の住民にも、市街地住民と同じ良質な水道水を供給するために、政策的判断により、水道管布設に必要な財源を一般会計で後年度負担するという条件で、同地区を給水区域に組み入れ、水道事業において水道管布設を行なった経過がある。そのため、この事業のために水道事業で借入した起債の元利償還金については、一般会計より繰出を行なっている。
			水道事業繰出金	《水道事業》支笏湖畔地区簡易水道維持管理(収支補填)繰出金		S 51	5,426	5,426	支笏湖畔地区の住民への給水を行なうためにかかる経費の財源として、一部繰出金を投入することにより、同地区住民の水道料金が、市街地住民と比べて著しい負担増とならないようにすることが可能となっている。	支笏湖畔地区の給水は、市街地(上水道)とは別の「簡易水道」による給水業務を行なっている。そのため、水道料金も市街地とは別に原価計算を行い、独自の料金設定をしている。同地区は人口密度が低いためにスケールメリットが働かず、原価計算の結果をそのまま反映すると市街地(上水道)と比べるとかなり高い料金設定となるため、市街地と支笏湖畔地区の住民負担に著しい差が出ないようにするために、政策的判断により支笏湖畔地区の給水に係る経費と同地区からの水道料金との収支不足分を、一般会計からの繰出により補填を行っている。
			水道事業繰出金	《水道事業》水源開発業務繰出金		H12	3,275	3,275	千歳市の水源確保に係る業務は、水道事業で担うべきものではなく、位置付けとしては、市本体で行なうべきものである。夕張シューパロダム(夕張川)を水源とする石狩東部広域水道企業団(以下、「石東企業団」という。)からの水源確保に係る業務経費について、一般会計からの繰出を受けることにより、水道事業収支(水道料金)への転嫁を回避することを目的とする。水道料金で回収すべき経費は、実際に受水を受けるための受水費であり、それまでに係る経費は一般会計で負担することとなる。	現在、千歳川の水利権は一杯で、どこも増量あるいは追加して持つことはできない状況にある。このため、石東企業団の拡張事業に参画して、将来用水供給を受ける計画をした。石東企業団の水源は、夕張シューパロダム(夕張川)であり、ダム完成時には、石東企業団が76,700 t/日の水利権を持つこととなっている。しかしながら、夕張川は水質が良くないので、これとは別に南長沼土地利用組合が千歳川に持っている農業用の水利権と石東企業団が持つ予定の夕張川の水利権の振り替えをし、夕張シューパロダム完成時には、石東企業団の構成団体が夕張川の水ではなく、千歳川の良質な水を水道水源として利用する計画があり、石東企業団からの水源確保に係る業務を行なうための経費の繰出を受けている。
			水道事業繰出金	《水道事業》名水ふれあい公園維持管理繰出金		H 2	3,754	3,754	当公園は、水に直接触れ合える数少ない公園であり、千歳市が誇る名水である内別川湧水を水源とした水を取水できる公園として、市外からも取水に訪れる人がおり、年間約4~6万人の来園者がある市外にも知られた公園である。この公園の存在により、内別川湧水を水源とした千歳の水のイメージアップに対する効果は、計り知れないものがある。	千歳市の水源の1つである内別川湧水が、昭和60年7月22日に環境庁より「名水百選」の1つに認定されたことを記念して、昭和62年度から平成2年度にかけて、水道事業会計と一般会計のアロケーション事業により、「名水ふれあい公園」が建設されたことによるものである。
			水道事業繰出金	《水道事業》公衆浴場水道料金軽減措置に係る繰出金		H13	1,247	1,247	水道事業では、一般用料金とは別に浴場用料金を設定している。これは、減少傾向にある公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上・増進を図ることを目的とした行政的配慮に基づくものであり、これにより一般用料金で計算した場合と浴場用料金の差額を一般会計で補てんすることとしている。浴場用料金の設定により、公衆浴場の維持及び宅内風呂がない市民の入浴の機会の確保に繋がっている。	「公衆浴場の確保のための特例措置に関する法律」第5条規程「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」の趣旨に鑑み、公衆浴場の負担の軽減をはかるために、浴場用料金を設定している。同料金を設定した目的は、前述した行政的配慮によるものである。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>当時、水道事業において給水区域とする予定はなかった中央・泉郷地区において、政策的判断により、水道管布設に係る財源を一般会計負担とし、水道事業で水道管布設を行なった。そのため、同地区の水道管布設に係る建設費用は水道料金に反映されないようにした経過があるためである。</p>	<p>当事業に係る繰出は、平成23年度で終了するが、該当する起債の償還終了により、平成18年度以降は、毎年約1,000～2,000千円ずつ減少していく。</p>	
<p>当時、水道事業において給水区域とする予定はなかった東千歳地区において、政策的判断により、水道管布設に係る財源を一般会計負担とし、水道事業で水道管布設を行なった。そのため、同地区の水道管布設に係る建設費用は水道料金に反映されないようにした経過があるためである。</p>	<p>当事業に係る繰出は、平成31年度で終了するが、該当する起債の償還終了により、平成29年度以降は、毎年約3,000千円ずつ減少していく。</p>	
<p>当繰出の廃止は、支笏湖畔地区住民と市街地住民の水道料金に係る負担の較差が広がることに繋がる。</p>	<p>支笏湖畔地区の浄・配水処理施設については、機械・電気設備の更新事業が始まっており、それと同時に償却の終了した設備の除却も行なわれるため、全体としてはほぼ同額で推移すると思われる。</p>	
<p>千歳川の水利権及び夕張スーパーダム(夕張川)を水源とする石狩東部広域水道企業団からの水源確保に係る業務経費について、一般会計からの繰出を受けることにより、水道事業収支(水道料金)への転嫁を回避することを目的とする。水道料金で回収すべき経費は、実際に受水を受けるための受水費であり、水源確保に係る経費は一般会計で負担することとなる。</p>	<p>夕張スーパーダムが完成し、受水が始まった時点で、当繰出は終了する見通しであるが、水源確保の見通しがある程度たったことによる事務量の減少を考慮し、人件費については、通常の水道事業経費の中で支弁することとし、今後は事務費のみの繰出とする。</p>	
<p>「名水ふれあい公園」自体を閉鎖するわけではないので、対市民的には特に問題はないと思われる。</p>	<p>名水ふれあい公園の維持管理費のうち、トイレ・休憩施設等市外からの観光客も使用すると想定される部分の経費を一般会計負担としていたが、公園自体は水道事業の財産であることから、公園の位置付けを水道公園とし、内別川湧水を水源とする千歳のおいしい水のPRの場とすることにより、全額水道事業負担とする。</p>	
<p>「公衆浴場の確保のための特例措置に関する法律」第5条規程「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。」の趣旨に鑑み、公衆浴場の負担の軽減をはかるために、浴場用料金を設定している。同料金を設定した目的は、前述した行政的配慮によるものである。</p>	<p>浴場用料金は、道内他市でも設定されており、他市における一般会計からの繰出状況を参考とし、今後の繰出の可否について判断する必要がある。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
水道局	総務課	財政係	水道事業繰出金	《水道事業》生活保護世帯水道料金軽減措置に係る繰出金		S 59	537	537	生活保護世帯の水道料金について、150円/月の減免措置を、福祉施策の一環として行っており、生活していくうえで欠くことのできない水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。	生活弱者に対する福祉施策の一環として行っているものである。
			水道事業繰出金	《水道事業》介護保険減免者水道料金軽減措置に係る繰出金		H 16	180	180	介護保険減免者の水道料金について、150円/月の減免措置を、福祉施策の一環として行っており、生活していくうえで欠くことのできない水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。	生活弱者に対する福祉施策の一環として行っているものである。
			水道事業繰出金	《水道事業》消火栓維持管理に係る繰出金《繰出基準による》	×	S 43	13,056	13,056	趣旨として、公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費については一般会計が負担する経費と定められており、水道料金で回収すべき経費ではないため、所用額の繰出を受けている。	繰出基準では、消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額となっているため、これに係る経費として交付税措置されている該年度の普通地方交付税(消防費(経常))で算定された基準財政需用額を、その金額とみなし繰出を受けている。
			水道事業繰出金	《水道事業》児童手当に係る繰出金《繰出基準による》	×	H12	120	120	趣旨として、地方公営企業に係る児童手当に要する経費のうち、3歳から小学校第3学年終了までの児童に係るものに要する経費については、一般会計が負担する経費と定められており、水道料金で回収すべき経費ではないため、所用額の繰出を受けている。	繰出基準では、地方公営企業に係る児童手当のうち、3歳から小学校第3学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額となっているため、実績金額の繰出を受けている。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》退職手当(一般会計在職期間分)繰出金		H 14	0	0	退職手当支払いに係る負担について、退職者の各会計における在職期間に応じて、各会計で負担し合うことにより、退職時に在職していた会計への過負担となることを回避し、会計間での負担の均衡を図る。	退職手当の支払いについては、退職時に在職していた会計で全額支払い、各会計での在職期間に応じて、退職手当を支払った会計に繰入を行なうことにより、各会計での在職期間に見合った退職手当相当分を、会計間で負担し合う取決めとなっている。
下水道事業繰出金	《下水道事業》美々地区開発(受益者負担金債権放棄分の一般会計補填)繰出金		H13	2,000	2,000	《千歳美々ワールドに賦課した「受益者負担金」のうち、当該企業解散により、下水道事業で債権放棄した金額相当分について、一般会計から補填をすることにより、下水道事業において、美々ワールド事業地区の下水道事業における建設投資財源であった受益者負担金相当分の回収を行い、下水道使用料へ転嫁を行わないようにする。	千歳市の第3セクターである《千歳美々ワールド》が行なった美々ワールド事業において、下水道事業で同地区の下水道管渠敷設等の建設投資を行い、条例に従って《千歳美々ワールド》に対し「受益者負担金」を賦課したが、当該企業解散により、下水道事業では、経理処理上、未収となった受益者負担金に係る債権の放棄を行なった。しかしながら、実質的事業主体は千歳市であり、《千歳美々ワールド》からの未収債務は、千歳市が負担すべきであるとの観点から、平成13年度から平成17年度にかけて分割で、受益者負担金の債権放棄相当分(総額10,602千円)の繰出を行なう取決めとなっており、平成17年度が最終年度となっている。ちなみに水道事業に対しても、同様の理由で《千歳美々ワールド》に対して債権放棄した「工事負担金」(総額30,439千円)相当分を、平成12年度から平成16年度かけて分割で繰出を行なった経過がある。			

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>生活保護世帯の水道料金について、150円/月の減免措置を、福祉施策の一環として行っており、生活していくうえで欠くことのできない水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。</p>	<p>生活保護世帯に給付する生活保護費の算定内容には、「電気代・ガス代・水道代などの光熱水費」が含まれており、水道料金は生活保護費のなかに含まれていると推察されるが、具体的算定額は不明である。今後については、他市の状況を勘案しつつ、他の福祉施策とともに総合的に判断すべきものと思われる。</p>	
<p>介護保険減免者の水道料金について、150円/月の減免措置を、福祉施策の一環として行っており、生活していくうえで欠くことのできない水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。介護保険減免者への減免は、平成16年度より行っているが、減免の金額については生活保護世帯への減免措置を準用している。</p>	<p>今後については、他市の状況を勘案しつつ、他の福祉施策とともに総合的に判断すべきものと思われる。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の2第1項第1号及び同法施行令第8条の5第1項第1号に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第1の1「消火栓等に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(水道料金)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>これに係る経費として、交付税措置されている当該年度の普通地方交付税(消防費(経常))で算定された基準財政需用額を、その経費とみなし繰出を受けているが、その金額は年々微減の方向にある。そのため、大幅な減額とはならないが、縮減はしていくと思われる。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第12の3「地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(水道料金)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>これに係る経費として、平成15年度までの3歳から小学校就学前の児童に係るものに要する経費が、平成16年度より3歳から小学校第3学年終了までに拡大されたため、若干増加する可能性はある。</p>	
<p>退職手当の支払いについては、退職時に在職していた会計で全額支払い、各会計での在職期間に応じて、退職手当を支払った会計に繰入れを行なうことにより、各会計での在職期間に見合った退職手当相当分を、会計間で負担し合う取り決めに基づく繰出であり、現在の方法が最も妥当である。</p>	<p>現在の方法が最も妥当であり、制度見直しによる金額減少はなじまない。</p>	
<p>千歳市の第3セクターである㈱千歳美々ワールドが行なった美々ワールド事業において、下水道事業で同地区の下水道管渠敷設等の建設投資を行い、条例に従って㈱千歳美々ワールドに対し「受益者負担金」を賦課したが、当該企業解散により、下水道事業では、経理処理上、未収となった受益者負担金に係る債権の放棄を行なった。しかしながら、実質的事業主体は千歳市であり、㈱千歳美々ワールドからの未収債務は、千歳市が負担すべきであるとの観点から、平成13年度から平成17年度にかけて分割で、受益者負担金の債権放棄相当分(総額10,602千円)の繰出を行なう取決めとなっており、平成17年度が最終年度となっている。ちなみに下水道事業に対しても、同様の理由で㈱千歳美々ワールドに対して債権放棄した「工事負担金」(総額30,439千円)相当分を、平成12年度から平成16年度にかけて分割で繰出を行なった経過がある。</p>	<p>平成17年度で終了する事業であり、また繰出の趣旨を考えると、平成17年度のみ繰出を行なわない理由はない。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等		
水道局	総務課	財政係	下水道事業繰出金	《下水道事業》支笏湖畔特定環境保全公共下水道事業(収支補填)繰出金		S 58	49,296	49,296	支笏湖畔地区の住民及び温泉宿泊施設等から排出される汚水処理を行なうことにより、市街地住民と同様の衛生的な生活環境の維持と支笏湖の水質汚濁の防止を図る。同地区の汚水処理経費の財源として一部税金(繰出金)を投入することにより、公平性の観点から、同地区住民・温泉宿泊施設等の企業に対し、下水道使用料において、市街地住民と比べて著しい負担増とならないようにすることが可能となっている。	支笏湖畔地区の汚水処理は、市街地(公共下水道)とは別の閉じた汚水処理体系により業務を行なっている。そのため、下水道使用料も市街地とは別に原価計算を行い、独自の使用料設定をしている。同地区は人口密度が低いためにスケールメリットが働かず、原価計算の結果をそのまま反映すると市街地(公共下水道)の下水道使用料と比べるとかなり高い使用料設定となるため、市街地と支笏湖畔地区の住民負担に著しい差が出ないようにするために、政策的判断により支笏湖畔地区の汚水処理に係る経費と同地区からの下水道使用料との収支不足分を、一般会計からの繰出により補填を行っている。		
			下水道事業繰出金	《下水道事業》個別排水処理施設事業(収支補填)繰出金		H 8	38,011	38,011	下水道管渠が敷設されていない農村部等の処理区域外の地域(以下、「個別排水処理区域」という)から排出される汚水処理を、各戸の敷地内に埋設した合併処理浄化槽で行なうことにより、市街地住民と同様の衛生的な生活環境の維持と農村地域の水質汚濁の防止を図る。同区域の汚水処理経費の財源として一部税金(繰出金)を投入することにより、公平性の観点から、個別排水処理区域の住民に対し、下水道使用料において、市街地住民と比べて著しい負担増とならないようにすることが可能となっている。	農村部等人口密度の低い地域での汚水処理は、費用対効果を考え下水道管渠を敷設せずに、平成8年度より合併処理浄化槽による事業を開始している。浄化槽は、千歳市の所有物であるため、維持管理に必要な定期検査・修繕等は、下水道事業で行なっている。各戸の浄化槽が、いわばミニ終末処理場であり、汚水処理がそこで帰結するものであるため、料金体系としては、使用量による累進制ではなく、人槽ごとの定額制となっている。そのため、市街地とは別に原価計算を行い、独自の料金設定をしている。同地区は人口密度が低いためにスケールメリットが働かず、原価計算の結果をそのまま反映すると市街地(公共下水道)の下水道使用料と比べるとかなり高い使用料設定となるため、市街地と個別排水処理区域の住民負担に著しい差が出ないようにするために、政策的判断により個別排水処理区域の汚水処理に係る経費と同区域からの下水道使用料との収支不足分を、一般会計からの繰出により補填を行っている。		
			下水道事業繰出金	《下水道事業》水洗便所改造資金貸付事業(繰出金)		S 51	4,637	4,637	くみとり式便所の水洗化を行なう市民は、市内金融機関より改造のための資金融資を受けられ、この貸付制度により、市街地の未水洗化家屋の下水道管渠接続による水洗化及び下水道管渠が敷設されていない農村部等処理区域外の家屋への合併処理浄化槽設置推進に寄与している。また、汚水の排除による生活環境の改善及び河川等公共用水域の水質汚濁防止にも役立っている。	くみとり式便所は非衛生的であり、臭気等が個々の家庭生活やその周辺に不快感を与えるなど、好ましくない状態をもたらす。これを解消することを目的の1つとして、当市では、昭和51年に市街地(公共下水道)地区の下水道による汚水処理を開始し、水洗化推進のため、それと同時に、くみとり式便所から水洗便所に改造しようとする市民に対し、資金融資を行なう制度を開始している。これらに係る経費について一般会計より繰出を受けるものである。		
			下水道事業繰出金	《下水道事業》企業会計移行対策(繰出金)		H12	50,000	50,000	下水道事業への地方公営企業法適用が、下水道使用料の市民負担増加に繋がらないようにするため、汚水処理経費の一部に税金(繰出金)を投入し、市民負担の緩和を図ることを目的としている。この繰出及び下水道事業における独自の汚水処理経費の縮減により、下水道使用料の改定時期を延伸することが可能となっており、また改定率を低く抑えることにも繋がっている。	平成12年4月1日に下水道事業へ地方公営企業法適用を行なうことに伴い、経理処理の方法が市役所の官庁会計方式から公営企業会計方式へ移行すること、及びそれと同時に行なった水道事業との組織統合による水道局庁舎建設等により、下水道事業に係る経費の増加による下水道使用料への転嫁を防ぐため、平成12年度から平成17年度にかけて総額550,000千円の繰出を行なうこととなっている。しかしながら、一般会計での資金不足を考慮し、平成16年度～平成17年度に予定していた100,000千円/年づつの繰出を、平成16年度～平成19年度まで50,000千円/年づつ4年間に繰延べしている。		
			下水道事業繰出金	《下水道事業》公衆浴場下水道使用料軽減措置に係る繰出金					18,218	18,218	下水道事業では、一般用下水道使用料とは別に浴場用下水道使用料を設定している。これは、減少傾向にある公衆浴場の確保及び公衆衛生の向上・増進を図ることを目的とした行政的配慮に基づくものであり、これにより一般用下水道使用料で計算した場合と浴場用下水道使用料の差額を一般会計で補てんすることとしている。この施策により、公衆浴場の維持及び宅内風呂がない市民の入浴の機会の確保に繋がっている。	「公衆浴場の確保のための特例措置に関する法律」第5条規程「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。」の趣旨に鑑み、公衆浴場の負担の軽減をはかるために、浴場用下水道使用料を設定している。同使用料を設定した目的は、前述した行政的配慮によるものである。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》生活保護世帯下水道使用料免除措置に係る繰出金					H12	3,722	3,722	福祉施策の一環として、生活保護世帯の下水道使用料については全額免除をしており、生活していくうえで欠くことのできない生活排水に係る下水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>当繰出の廃止は、支笏湖畔地区住民と市街地住民の下水道使用料に係る負担の較差が広がることに繋がる。</p>	<p>支笏湖畔地区の汚水処理施設については、機械・電気設備の更新事業が近年開始される予定であり、それと同時に償却の終了した設備の除却も行なわれるため、全体としてはほぼ同額で推移すると思われる。</p>	
<p>当繰出の廃止は、個別排水処理区域住民と市街地住民の下水道使用料に係る負担の較差が広がることに繋がる。</p>	<p>個別排水処理区域の合併処理浄化槽設置については、今後も続く予定であり、維持管理費・減価償却費等もそれに伴い増加するため、繰出も増加していく見込みである。</p>	
<p>下水道法第11条の3第4項・5項では、市町村は改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はあっせんをするなどの援助に努めるものと規定し、また国もこれに必要な資金の融通又はあっせんに努めるよう定めている。この規定に基づき、各自治体で直接あるいは当市のように金融機関を通して間接的に、水洗便所改造資金の貸付を行っており、制度廃止は、市街地の未水洗化家屋の水洗化及び農村部の合併処理浄化槽設置の停滞に繋がり、また下水道法の趣旨からも逸脱するため難しい。</p>	<p>近年は貸付の実績も数件であり、減少してきている。そのため今後については、金融機関に支払う「貸付及び回収にかかる事務取扱手数料」分のみ繰出を受けることとし、人件費・事務費については、通常下水道事業経費の中で支弁することとする。</p>	
<p>下水道事業への地方公営企業法適用が、下水道使用料の市民負担増加に繋がらないようにするため、汚水処理経費の一部に税金(繰出金)を投入し、市民負担の緩和を図ることを目的としている。この繰出及び下水道事業における独自の汚水処理経費の縮減により、下水道使用料の改定時期を延伸することが可能となっており、また改定率を低く抑えることにも繋がっている。</p>	<p>当初は平成17年度までで終了する予定であったが、一般会計の資金不足を考慮し、単年度当たりの繰出を減額して、繰出の期間を平成19年度まで繰延べした経過がある。なお、平成17年度についても同様の考え方により、繰出の一部繰延べを行なう予定である。</p>	
<p>「公衆浴場の確保のための特例措置に関する法律」第5条規程「国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」の趣旨に鑑み、公衆浴場の負担の軽減をはかるために、浴場用下水道使用料を設定している。同使用料を設定した目的は、前述した行政的配慮によるものである。</p>	<p>浴場用使用料は、道内他市でも設定されており、他市における一般会計からの繰出状況を参考とし、今後の繰出の可否について判断する必要がある。</p>	
<p>福祉施策の一環として、生活保護世帯の下水道使用料については全額免除をしており、生きていくうえで必然的に発生する生活排水に係る下水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。</p>	<p>生活保護世帯に給付する生活保護費の算定内容には、下水道使用料は含まれていない。この理由としては、下水道自体が存在しない自治体はまだ数多くあることがあげられる。このことから、生活保護世帯に対しては、現状どおり全額免除を行なうことが適当であると思われるが、今後については、他の福祉施策とともに総合的に判断すべきものと思われる。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
水道局	総務課	財政係	下水道事業繰出金	《下水道事業》 介護保険減免者 下水道使用料軽減措置に係る繰出金		H16	180	180	福祉施策の一環として、介護保険減免者の下水道使用料については150円/月の減免をしており、生活していくうえで欠くことのできない生活排水に係る下水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。	生活弱者に対する福祉施策の一環として行なっているものである。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》 児童手当に係る繰出金《繰出基準による》	×	H12	680	680	趣旨として、地方公営企業に係る児童手当に要する経費のうち、3歳から小学校第3学年終了までの児童に係るものに要する経費については、一般会計が負担する経費と定められており、下水道使用料で回収すべき経費ではないため、所用額の繰出を受けている。	繰出基準では、地方公営企業に係る児童手当のうち、3歳から小学校第3学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額となっているため、実績金額の繰出を受けている。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》 基礎年金拠出金に係る繰出金 《繰出基準による》	×	H12	0	0	趣旨として、地方公営企業の経営健全化に資するため、経常収支の不足額が生じた場合、翌々年度の地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部については、一般会計が繰り出す経費と定められており、下水道使用料で回収すべき経費ではないため、所用額の繰出を受けている。	繰出基準では、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益(基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額(以下「経常収支の不足額」という。)が生じている場合、前々年度における経常収支の不足額を限度として、当該事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額を繰り出すこととなっているため、実績金額の繰出を受けている。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》 起債(特例措置分等)元利償還繰出金《繰出基準による》	×	S61	367,467	367,467	該当する起債については、元利償還金を後年度において交付税措置により、国が全額負担することを条件に発行したものであり、普通地方交付税の基準財政需用額(下水道費(投資))に全額算入されている。この繰出を受けることにより、下水道使用料への転嫁を防ぐことを目的としている。	公営企業において発行した臨時財政特例債及び公共事業等臨時特例債、平成5年度の国庫補助負担率の恒久化(負担率の低下)に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)、個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の建設改良費の一部への繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債(臨時措置分)については、一般会計が繰出す経費となっているため、所用額の繰出を受けている。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》 雨水処理繰出金 《繰出基準による》	×	S51	724,684	724,684	公共的役割を考慮し、雨水排除及び低湿地帯の滞水の排除については、租税負担に帰する公費負担とすることを原則とし、汚水処理は原則として個人負担とすることが適当であるとの「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、下水道事業における雨水処理に係る経費について、一般会計からの繰出を受けることにより、経費負担区分原則に沿った負担とする。これにより雨水処理に係る経費について下水道使用料(汚水私費へ充当)への転嫁を防ぐことを目的としている。	繰出基準では、雨水処理に要する資本費(減価償却費・資産減耗費・起債支払利息・固定資産売却損・用地費に係る元金償還金等)及び維持管理費に相当する額となっており、実績金額の繰出を受けている。
下水道事業繰出金	《下水道事業》 水質規制繰出金 《繰出基準による》	×	S51	11,789	11,789	汚水処理経費のうち、公共用水域の水質保全に資するために行なう下水道に排除される下水の水質規制に要する経費については、水質汚濁防止法に規定する公共用水域の水質保全に係る都道府県知事の権限と同質のものと考えられるため、この部分については公的負担とすべきものである。しかしながら、下水を規制する経費のなかには、同時に下水道の施設及び機能が悪質下水によって損傷されることを防止することを目的としている部分もあり、この部分は下水道事業の一環として行なわれるものであるから、前述した公的負担とすべき部分(1/2とみなす)の繰出を受けている。	繰出し基準にある公共用水域の水質保全に資するために行なう下水道に排除される下水の水質規制に要する経費の1/2の繰出を受けている。			

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>介護保険減免者の下水道使用料について、150円/月の減免措置を、福祉施策の一環として行なっており、生活していくうえで欠くことのできない下水道の使用に係る負担を軽減することを目的としている。介護保険減免者への減免は、平成16年度より行なっているが、減免の金額については水道料金の減免措置を準用している。</p>	<p>今後については、他市の状況を勘案しつつ、他の福祉施策とともに総合的に判断すべきものと思われる。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第12の3「地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>これに係る経費として、平成15年度までの3歳から小学校就学前の児童に係るものに要する経費が、平成16年度より3歳から小学校第3学年終了までに拡大されたため、若干増加する可能性はある。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第12の2「地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>これに係る経費の繰出基準は、前々年度の損益計算書における経常収益の経常費用に対する不足額が生じている場合、その不足額を限度として、当該年度及び事業の職員に係る基礎年金拠出金の公的負担額を繰出すとなっており、収支が悪化した年度の翌々年度のみ出てくる経費である。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第9の14「個別排水処理施設整備事業に要する経費」、15「下水道事業債(特例措置分等)の償還に要する経費」及び第12の4「臨時財政特例債等の償還等に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>該当する起債の元利償還終了により、毎年約25,000千円～30,000千円づつ、減少していく見通しである。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第9の1「雨水処理に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。雨水の排除及び低湿地帯の滞水の排除は、租税負担に帰する公的負担とすることを原則とし、汚水処理は原則として個人負担とすることが適当であるとの「雨水公費・汚水私費の原則」により、税投入による公的負担となる一般会計が負担すべき経費である。</p>	<p>繰出のなかには、雨水処理に係る「減価償却費」「起債償還利子」「維持管理費」があるが、このうち「減価償却費」「起債償還利子」については、建設投資の実績に基づき算出したものであり、縮減はできない。「維持管理費」については、経費の節減・見直し等を更に行なっていく予定である。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第9の3「下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>公共用水域の水質保全に資するために行なう下水道に排除される下水の水質規制に要する経費であり、毎年一定額は必要となる。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
水道局	総務課	財政係	下水道事業繰出金	《下水道事業》水洗化普及繰出金《繰出基準による》	×	S 51	6,728	6,728	下水道法に基づき、下水道事業管理者に賦与されている排水設備の設置及び水洗便所の改造に関する事務には、公権力の行使に該当する一般行政事務の面と下水道事業の事業活動の一環として行なわれる面との両面性があるため、前者による経費を公的負担(1/2)とすべきものとし、繰出を受けている。	繰出基準「水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。」に基づき、所用額の繰出を受けている。
			下水道事業繰出金	《下水道事業》不明水処理繰出金《繰出基準による》	×	S 51	4,730	4,730	不明水とは、下水道管渠の継ぎ目から流入する浸入地下水をいい、計画的に排除される雨水・汚水以外の流入汚水である。下水の流下プロセスにおいては不可避免的に生じるものであり、この処理に要する経費については、公費負担とすることが適当であるとされているため、ポンプ場及び処理場の維持管理費のうち、不明水処理に係る経費とみなされる分の繰出を受けている。	繰出基準「計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。」に基づき、所用額の繰出を受けている。
議会事務局	議)総務課	議)総務係	議会費	正副議長秘書業務		S33	1,400	1,400	議長交際費が正副議長の公務執行のために、外部との交際上必要な公の経費であることに鑑み、その支出に一層の透明化を図るため、必要な事項を定め、常にそのときの社会経済情勢を見極めながら見直しをしていく。	議長交際費は、議会の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものとする。具体的な議長交際費の支出範囲は、各種周年記念祝賀会、大会、式典、落成式、行事等において、議長又は副議長が出席する場合に支出する「祝儀等」、各種懇談会等に係る「会費」、「参加費」、また別に定める基準に基づく「弔慰金」、その他とする。
			議会費	各常任委員会等議員派遣事業	×		9,450	9,450	各常任委員会又は会派等が議会活動の一環として、他都市の先進事例を調査研究することにより、市民の代表としての資質を高め、時代に対応した新たな課題への取り組みを行いながら、総合的、計画的なまちづくりを推進するため、行政との両輪としての役割を担い、市政の進展に寄与しようとするものである。	各常任委員会又は会派等が道内外の他都市に赴き、市政及びまちづくりに関する各種施策や制度についての先進事例を調査研究する。
	議)調査係	議会費	市議会だより発行事業	×	S49	5,748	5,748	市内全世帯に対し、年間4回各定例会終了後に「市議会だより」を作成、配布することにより、市民に対して、議会活動に対する関心を促し、理解してもらおう。よって市民にひらかれた地方自治制度の確立に貢献する。	市内全世帯に対し、年間4回各定例会終了後に「市議会だより」を作成、配布している。世帯数が毎年増加するため、印刷経費が増加傾向にあるものの、議会報編集委員会では、印刷ページ数または、発行回数増加を希望している。印刷経費は、下記世帯数の増加を見込んで推計した。16年度(40,250世帯)17年度(世帯41,000世帯)18年度(41,750世帯)	
		議事課	議事係	議会費	会議録及び議事録の調製・編さん・印刷製本業務	×		10,112	10,112	会議録は地方自治法第123条、千歳市議会委員会条例第30条、千歳市議会会議規則第77条において作成が義務付けられており、議会定例会及び各委員会の議事録を製本のうえ、会議規則第78条に定める議員等に配布している。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第9の4「水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に要する経費であり、市街地において未水洗化家屋がまだ残っていること及び排水設備に係る監督処分は継続する業務であるため、毎年一定額は必要となる。</p>	
<p>地方公営企業法第17条の3に基づく、「地方公営企業繰出金について(通知)」(総務省自治財政局長通知)第9の5「不明水の処理に要する経費」に該当し、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てることが適当でない経費と位置付けられているため。</p>	<p>不明水とは、下水道管渠の継ぎ目から流入する浸入地下水をいい、下水の流下プロセスにおいては不可避免的に生ずるものであり、この処理に要する経費については、公的負担とすることが適当であるとされている。既設下水道管渠の清掃・点検を行うことにより、不明水減少に努めているが、毎年一定額は必要となる。</p>	
<p>議長交際費は正副議長の公務執行のため、社会通念上妥当と認められる範囲において必要最小限の額を支出するものとする。具体的な議長交際費の支出範囲とその透明性を図るため、基準を設けるとともに、支出内容を「市のホームページ」に掲載する。又、常にそのときの社会情勢を見極めながら見直しを図っていく。</p>	<p>H17～H19までに10万円づつ削減し、継続事業とする。</p>	<p>市長交際費の見直しに準ずる対応を行っていく。</p>
<p>議員の派遣は、地方自治法第100条第12項に規定されており、必須義務ではないが、議員活動の根幹を成す事業である。議員派遣事業の廃止又は削減については、議会活動に対する影響は多大であり、議会の理解を得なければ不可能である。</p>	<p>現時点では議会との協議中のため、議員派遣事業の対応については、定まっていない状況にある。しかし、一人当たりの旅費の削減や個人調査・常任委員会調査の隔年実施等、いろいろな方策が考えられることから、議会との協議を進めていくこととなる。</p>	<p>したがって、議員派遣事業の廃止までの手続きや期間を記入することは不可能である。なお、全道他市の状況は、34市中、常任委員会・個人調査それぞれ1人当たり年間10万円から20万円の予算により、議員派遣事業をおこなっているが、常任委員会については毎年が24市、隔年の市が9市、個人調査を行っている市は9市、行っていない市が24市、両方の派遣事業を行っていない市が1市である。</p>
<p>議会報の発行は、市議会の唯一の広報誌であり、議会改革の一環である議会活動の情報化に大きく寄与しており、議会報の廃止、又は削減については、議会報編集委員会等の理解が得られていない。また、議会報を廃止することにより、市民の議会への情報提供手段が無くなり、市民の議会活動に対する関心がいちぢるしく低下するものと思われる。</p>	<p>現時点では、議会報の対応は、定まっていない状況にある。しかし、議会報を市の広報と併用し、印刷経費や配布経費を節約する方法も考えられることから議会との調整を図っていくこととなる。</p>	<p>したがって、議会報の廃止までの手続きや期間を記入することは不可能である。なお、全道他市の状況は、34市中、議会報の単独発行が、24市、市の広報誌との併用が3市、未発行が4市不明が3市となっている。</p>
<p>地方自治法第123条、千歳市議会委員会条例第30条、千歳市議会会議規則第77条において、会議録及び議事録の作成は義務付けられている。定例会等の会議録は85日以内、各委員会等の議事録は110日以内に調製をし、製本したものを、会議規則78条に定める議員等に配布するとともに、市政コーナーや図書館、大学、商工会議所、コミュニティ協議会での回覧による市民等への情報公開の一役を担っている。このため、事業を廃止することは不可欠である。</p>	<p>定例会及び委員会等の開催日数が182日、開催時間数が318時間34分(平成15年度)と、道内でも一番多く審議時間を要しており、会議録及び議事録の調製に要する経費もそれに伴って支出している状況にある。このため、本事業の経費を軽減するには、委員会等のより効率的な審議・調査等を行うことにより、開催日数及び時間数を減らすことが求められる。しかし、このことは地方自治の本旨に添った審議の実現との兼ね合いも考慮しなければならない。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
農業委員会事務局	農)管理課	農)企画振興係	農業委員会費	農業委員活動強化事業	×		10,500	5,445	目的：農業委員活動に対す報酬効果。選挙委員については、農業者の代表として各地区から選出された委員でありそれぞれの担当地区において、農地の流動化の推進と優良農地の確保に努めている。また、各機関、団体からの推薦委員については、学識経験者の立場で選挙委員と共に地域に入り、農業者の意見の集約、合意づくり、情報提供等のための農政活動、法令に基づく必須業務、法令に基づく任意業務、意見の公表・建議・答申等積極的に推進している。	
教育委員会	学校教育課	教)総務係	教育委員会費	奨学金管理運営業務		S36	1,380	1,360	経済的な理由により修学が困難な学生及び生徒に対し、奨学金を交付し等しく教育を受ける機会を確保するとともに優秀な人材の育成に寄与する。	奨学生の募集及び選定を行う。奨学金は、高校生 月額5,000円、大学生 月額7,000円を3ヶ月分づつ年4回に分けて交付する。平成15年度実績は、高校生15人、大学生5人を奨学生として選考し年額合計 高校生 900,000円、大学生 420,000円、合計 1,320,000円を交付した。また、寄附金等があった場合の奨学基金への積立や基金の運用など奨学基金の管理運用を行う。低金利の影響から基金運用益で事業費を賄えない状況が平成7年度より続いている。母子家庭が増えていることなどから受給希望者数は年々増加している。
			教育委員会費	教育委員会運営業務	×	S31	17,791	17,791	地方自治法第180条の5により普通地方公共団体に設置が義務付けられている教育委員会に係る事務を効率且つ適正に執行し、教育委員会の円滑な運営を図り、教育行政の諸課題の解決と教育の振興を推進する。	教育委員会の運営に係る事務事業全般を行う。具体的には、教育委員会会議の開催に関する事務、教育関係の条例や教育委員会規則の制定等の法制に関する事務、教育委員会職員の任免や服務等の人事管理、学校教職員を含めた教育関係職員の褒章・表彰関係事務、教育委員会の共催・後援事務が主なものである。
			教育委員会費	教育委員会庁舎管理業務	×	H1	15,870	15,105	教育委員会庁舎の適正な維持管理を行い快適な庁舎環境及び執務環境を確保し、教育行政の円滑な運営を図る。	冬季暖房用の燃料費、電気・上下水道等の光熱水費、庁舎の清掃受付業務、ボイラー運転業務や機械警備業務等の委託料などの教育委員会庁舎の維持管理費である。
			学校管理費	小学校開校記念事業補助金				0	0	学校教育では学ぶことができないことも、地域の人たちの支援・協力により取り組まれ成果を上げている例もあることから、家庭や地域社会とが一体となって、学校づくりや学校運営を行うことは非常に重要である。学校の周年事業の開催は、学校の活動等を地域の方々に理解してもらい良い機会となっており、地域と学校の連携を深め「開かれた学校づくり」を進める上で重要な手段の一つであると考えられることから、その経費の一部を補助し地域に開かれた学校運営の推進を図る。
学校管理費	小学校管理運営業務	×	S31	195,753	184,663	児童の学習の場である学校は生活の場でもあることから、快適な校舎環境の確保や充実した教材の整備等を行い、子どもたちの充実した学校生活の推進を図る。	冬季暖房の燃料費や電気、上下水道等の光熱水費など校舎の維持管理費と授業で使用する教材や学校行事で使用する物品の購入費、一般事務経費等の学校の運営費である。			

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>農業委員会は「農業委員会等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、設置すべく行政機関である。また、地方自治法第180条の5第3項により市町村に設置が義務付けられている行政機関である。なお、委員については、法第4条に規定している。農業委員会等に関する法第6条の規定に委員会の所掌事務が定められており、大別すると行政機関としての農業委員会が専属的権限をもって行う法令業務と専属権限をもたない任意業務がある。前者の専属的権限としての事務の中には、執行機関としての事務と諮問機関としての事務がある。また、後者の専属的権限をもたない事務、いわゆる任意業務に係る事務としては、農業委員会自体が農業者の利益代表機関たる性格を有していることから、法令業務よりむしろ任意業務に事務量が多く、農業者の期待が大きい。</p>	<p>前記の理由により、農業委員会の廃止は難しいと考える。</p>	<p>・農業委員会は、道内市において33市に設置されている。・農業委員定数は、33市中12番目である。・耕地面積に対する農業委員数は、33市中20番目である。</p>
<p>現在、高校生15人、大学生5人を選考し、高校生月額5,000円(年60,000円)、大学生月額7,000円(年84,000円)、合計年1,320,000円を交付している。当該制度を廃止することにより、経済的理由から修学を断念する者がでることが考えられ、能力や学ぶ意欲がありながら経済的な理由により、修学ができないケースが増えることとなり、優秀な人材の育成に支障をきたすこととなる。</p>	<p>当制度の財源は、原則基金の運用利子により賄われるものであるが、低金利の状況のもと、現在は基金運用利子及び一般財源により賄われている。今後も基金運用利子がほとんど見込めない状況にあることから、一般財源の投入に変わり基金の取り崩しにより財源を確保することとし、継続して当事業を実施していく。尚、平成17年度で制度見直しの検討を進め、制度の変更が必要となった場合は制度改正を行う。</p>	<p>石狩管内他市の実施状況は、恵庭市が入学支度金の貸付制度はあるものの奨学金制度は実施していないほかは奨学金の制度を実施している。そのうち江別市は、給付制度ではなく貸付制度となっており、その他の札幌市、北広島市、石狩市は当市と同じく給付制度となっている。</p>
<p>教育委員会は、地方自治法第180条の5により普通地方公共団体に設置しなければならないものとされており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条により5人の委員をもって組織することと定められている。当事業は、教育委員の報酬や教育委員会事務局の事務経費等教育委員会事務事業全般に係るものであることから、廃止することは不可能である。</p>	<p>法律の改正により、教育委員会の必置規程がなくなった場合、教育委員会の廃止を含め教育行政の在り方を検討する。教育委員会がなくなった場合の削減額約4,000千円(教育委員報酬等)</p>	<p>教育委員会は、地方自治法第180条の5により普通地方公共団体に設置しなければならないものとされており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条により5人の委員をもって組織することと定められていることから、廃止については法律の改正が前提条件となる。</p>
<p>執務場所が確保されれば、教育委員会職員等は特に影響はない。他へ移転した場合、移転場所によっては、各種手続き等で来庁する市民に利便性の点から少なからず影響がでるものと考えられる。</p>	<p>清掃受付業務委託料は、受付業務の日数削減や清掃業務の仕様見直しにより委託料の削減を平成16年度より実施した。また、ボイラー運転業務は、運転期間の短縮等により平成15年度に委託料の削減を実施している。教育委員会が既存の他庁舎へ移転し、現庁舎を廃止した場合の削減額は15,870千円(庁舎管理費)となる。</p>	<p>教育委員会(学校教育課、青少年課、社会教育課)及び現教育委員会庁舎に入居している団体は、平成15年度改訂の千歳市本庁舎周辺再整備基本計画の第2段階計画(中・長期的計画)で他庁舎への移転が計画されており、現教育委員会庁舎についても老朽化が激しいことから、解体撤去が計画されている。</p>
<p>補助金が交付されないことにより、学校関係者や地域住民等で行う開校記念事業が、縮小や廃止となる場合が考えられる。記念事業の廃止により、学校と地域の関係が希薄になることが考えられ、地域社会と学校が連携し一体となった学校教育の推進に支障をきたす可能性がある。</p>	<p>補助金の交付基準の変更を行う。現在は、各学校の10周年ごとの記念事業に対し補助金を交付しているが、補助金を交付する周年期間を延長する。補助金交付の周期については、現在のところ50周年ごとを考えているが、今後更に検討を行っていく。</p>	<p>石狩管内他市の状況は、恵庭市で10周年ごとに20万円の補助制度を実施しているもののその他の市については同様の補助制度を実施しているところはない。制度を廃止した場合、廃止時点で、補助金を受給した学校と受給しなかった学校での不公平が生じることとなる。</p>
<p>小学校の設置は、学校教育法で市町村に義務付けられている。当事業は、校舎の冬季暖房の燃料費や電気料、上下水道料等の光熱水費等の施設維持管理費と授業で使用する教材や一般事務用品の購入費等各学校の運営費であることから、事業を廃止することは不可能である。</p>	<p>少子化の影響等による児童数の減少や人口のドーナツ化現象などから、将来に向けて通学区域の見直しを含めた学校の統廃合について検討し、計画的に進めることで学校数の適正化を図り経費の削減を行う。</p>	<p>通学区域の見直しには、審議会等の設置のほか、各地域と協議、調整等が必要となることから、複数年の期間が必要になると考えられる。また、見直しを円滑に進めるには、専門担当主幹や主査の配置が必要になると考えられる。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等	
教育委員会	学校教育課	教)総務係	学校管理費	中学校開校記念事業補助金			100	100	学校教育では学ぶことができないことも、地域の人たちの支援・協力により取り組まれ成果を上げている例もあることから、家庭や地域社会とが一体となって、学校づくりや学校運営を行うことは非常に重要である。学校の周年事業の開催は、学校の活動等を地域の方々に理解してもらい良い機会となっており、地域と学校の連携を深め「開かれた学校づくり」を進める上で重要な手段の一つであると考えられることから、その経費の一部を補助し地域に開かれた学校運営の推進を図る。	学校関係者や地域住民等が中心となって10年の周期で実施する各学校の周年記念事業に対して、その経費の一部を補助する。事業の主な内容は、記念式典の開催、記念誌の発行、記念行事の実施などであり、補助金額は1校当たり10万円を限度に交付している。	
			学校管理費	中学校管理運営業務	×	S31	100,597	95,397	生徒の学習の場である学校は生活の場でもあることから、快適な校舎環境の確保や充実した教材の整備等を行い、子どもたちの充実した学校生活の推進を図る。	冬季暖房の燃料費や電気、上下水道等の光熱水費など校舎の維持管理費と授業で使用する教材や学校行事で使用する物品の購入費、一般事務経費等の学校の運営費である。	
			幼稚園振興費	私立幼稚園就園奨励費補助事業		S47	108,936	72,624	幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤の育成につながることから、幼稚園において、集団生活を通じて、たくましく生きるための健康や体力、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要となる。公立幼稚園のない本市においては、補助金を交付することで公私立間の保護者負担の較差是正や保護者の経済的負担を軽減し、就学前児の幼稚園就園の推進を図る。	私立幼稚園に通園している市内居住者が幼稚園に支払っている入園料及び保育料を対象として、補助金を交付する。補助金額は、国の基準に沿って市民税課税額により世帯の所得を判断し決定する。市単独での上乗せ、横だし給付は実施していない。国庫補助金の補助率は、事業費の1/3以内となっている。また、当該経費は地方交付税措置されており、普通交付税単位費用の積算基礎に算入されている。平成15年度の実績は、補助金交付額 103,780千円、交付人数1,522人、国庫補助金額28,468千円となっている。交付人数の1,522人は、全通園者の79.5%に当たる。近年、国庫補助率が上限の1/3を大きく下回る状況となっており市の負担割合が増えてきている。	
		教)施設係	学校管理費	小学校学校施設保守点検業務委託	×			31,220	31,220	小学校、学校施設の適正な管理をするために業務を委託し学校施設の保全を図る。	機械警備及び自家用電気保守・消防設備保守業務など法定業務を主とした必要最小限の施設管理業務の委託。
			営繕費	小学校校舎維持管理補修業務				12,614	12,614	小学校施設・設備などの修繕補修及び構内環境整備の実施により学校教育環境の保全を図る。	学校内の施設破損・故障などに対する修繕を主として行うが、学校施設の老朽化が進み修繕対応とする範囲が大規模となってきた傾向にある。
			営繕費	小学校校舎等施設整備事業				70,000	70,000	毎年提出される「教育予算要望」をベースとしながら、比較的大規模な学校施設の改修を施行し建物など学校施設の機能水準の維持保全を図る。	教育予算要望をベースとして、学校施設の老朽による緊急性の高い施設改修を優先して行うこととし、教育環境の変化に伴う学校施設の改修も合わせた営繕業務としているが、各施設の老朽化が進み要望に対する営繕対応が難しい状況となってきた。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>補助金が交付されないことにより、学校関係者や地域住民等で行う開校記念事業が、縮小や廃止となる場合が考えられる。記念事業の廃止により、学校と地域との関係が希薄になることが考えられ、地域社会と学校が連携し一体となった学校教育の推進に支障をきたす可能性がある。</p>	<p>補助金の交付基準の変更を行う。現在は、各学校の10周年ごとの記念事業に対し補助金を交付しているが、補助金を交付する周年期間を延長する。補助金交付の周期については、現在のところ50周年ごとを考えているが、今後更に検討を行っていく。</p>	<p>石狩管内他市の状況は、恵庭市で10周年ごとに20万円の補助制度を実施しているもののその他の市については同様の補助制度を実施しているところはない。制度を廃止した場合、廃止時点で、補助金を受給した学校と受給しなかった学校での不公平が生じることとなる。</p>
<p>中学校の設置は、学校教育法で市町村に義務付けられている。当事業は、校舎の冬季暖房の燃料費や電気料、上下水道料等の光熱水費等の施設維持管理費と授業で使用する教材や一般事務用品の購入費等各学校の運営費であることから、事業を廃止することは不可能である。</p>	<p>少子化の影響等による生徒数の減少や人口のドーナツ化現象などから、将来に向けて通学区域の見直しを含めた学校の統廃合について検討し、計画的に進めることで学校数の適正化を図り経費の削減を行う。</p>	<p>通学区域の見直しには、審議会等の設置のほか、各地域と協議、調整等が必要となることから、複数年の期間が必要になると考えられる。また、見直しを円滑に進めるには、専門担当主幹や主査の配置が必要になると考えられる。</p>
<p>幼稚園に幼児を通わせている保護者の経済的負担が増すことになり、経済的事項で幼児の幼稚園就園を控える家庭が増えることが予想される。幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園教育を充実させる必要性は年々増してきている。このような状況のもとで当制度は、市立幼稚園を持たない当市の幼児教育の振興を図るうえで大きな役割を果たしており、当制度の廃止は、幼稚園教育の振興に大きな影響を及ぼすとともに、次世代育成支援及び少子化対策との整合性が図られない事になることから継続して事業を行うこととする。</p>	<p>国庫補助金が補助率上限まで交付されていないことから、引き続き補助率上限による補助金の交付を国に働きかけ財源の確保を図る。また、今後市単独での国庫補助制度の上乗せや横だし給付を実施する予定はない。</p>	<p>次世代育成支援事業や少子化対策事業との整合性がとれないことから事業の廃止、縮小は困難である。制度が廃止となった場合、保護者の経済的な関係で他市の幼稚園に通園したり、入園を希望しているけれども入園できないなど幼稚園就園者が減少する可能性があり、当市の幼児教育の発展に支障をきたすこととなる。石狩管内他市の状況は、全市が当該制度を実施している。</p>
<p>電気事業法による自家用電気工作物の保守・消防法による消防設備及び地下タンクの保守検査・浄化槽法による浄化槽の保守・機械警備等建物に係る必要最低限の保守業務で、学校運営上不可欠な事務事業です。</p>	<p>小学校の統廃合による学校数の削減に伴う経常管理費用の削減が考えられるが、地域のコンセンサスを必要とするなど多くの課題を有するため、短期間で統廃合達成は不可能。</p>	
<p>学校教育法により設置した学校施設の維持補修に係る事務事業であり、老朽化する学校施設に対する維持補修に係る費用は増加傾向にあることから、健全な教育環境を保持するためには必要不可欠な事務事業です。</p>	<p>小学校の統廃合による学校数の削減又は、老朽校舎・講堂の改築により維持管理費用の圧縮は考えられるが短期間で統廃合の達成の困難性や、改築に要する財源確保など新たな課題が生じる。事務事業費用の削減として、可能な限り施設係スタッフでの直営施行による対応を検討し外注の抑制を図る。</p>	
<p>学校施設に対して小規模修繕で対応ができない、比較的大規模な施設改修を目的とした事務事業であり、児童生徒の安全確保、教育環境の維持保全や、学級数の変更や教育指導方法の変更に伴う施設改修などに対応したものであり、教育環境の保全には不可欠な事務事業です。</p>	<p>小学校の統廃合による学校数の削減又は、老朽校舎・講堂の改築により維持管理費用の圧縮は考えられるが短期間で統廃合の達成、改築に要する財源確保など新たな課題が生じる。</p>	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	学校教育課	教)施設係	学校管理費	中学校学校施設保守点検業務委託	×		12,754	12,754	中学校、学校施設の適正な管理をするために業務を委託する。	機械警備及び自家用電気保守・消防設備保守業務など法定業務を主とした必要最小限の施設管理業務の委託。
			営繕費	中学校維持管理補修業務			7,389	7,389	中学校施設・設備などの修繕補修及び構内環境整備の実施により学校教育環境の保全を図る。	学校内の施設破損・故障などに対する修繕を主として行うが、学校施設の老朽化が進み修繕対応とする範囲が大規模となってきた傾向にある。
			営繕費	中学校校舎等施設整備事業			40,800	40,800	毎年提出される「教育予算要望」をベースとしながら、比較的大規模な学校施設の改修を施行し建物など学校施設の機能水準の維持保全を図る。	教育予算要望をベースとして、学校施設の老朽による緊急性の高い施設改修を優先して行うこととし、教育環境の変化に伴う学校施設の改修も合わせた営繕業務としているが、各施設の老朽化が進み要望に対する営繕対応が難しい状況となってきた。
		学校教育係	教育委員会費	日本スポーツ振興センター共済掛金			7,553	4,350	学校の管理下における児童生徒の災害について災害共済給付を行うことによって、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。この災害共済給付制度は、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度として、学校教育現場に定着しており、また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度であることから安い掛金で厚い給付を受けることができる。	当市では学校の管理下における児童・生徒の不慮の事故に備えるため、市内の児童・生徒全員について独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。一人あたりの共済掛金は840円であり、一般の児童生徒については半額を保護者負担としているが、要保護及び準要保護児童生徒については、全額市で負担している。
		教職員係	教育振興費	千歳市教育振興会補助事業			7,561	7,561	会員である教職員の研究や研修活動を行うことで、千歳市の学校教育の向上と振興を図ることを目的とし、ひいては、児童生徒の能力が向上されるとともに、千歳市における教育基盤の強化が図られる。	教育振興会の傘下に、テーマに分かれた部会や連盟、協議会を設置し、各教員が分散し、集中的に教育が抱える課題に取り組んでいる。そこは教職員自身の研究の場であり、児童生徒を取り入れた行事等も積極的に行っている。しかしながら、事業内容については、さらに絞込みの余地が残されていることや、必要経費の見直しも行われなければならない。
学校教育係	教育振興費	スクールバス運行費				55,794	55,794	バスにより、遠距離通学者の登下校の手段を確保する。	バスにより遠距離通学者の登下校の運行を行う。東小学校、東千歳中学校は通学する児童生徒のために市が所有するバス2台の運行で対応している。泉郷・中央地区から第二小学校、富丘中学校、真町中学校へ通う児童生徒のため、市所有バス1台、バス会社所有バス1台で対応している。北進小中学校へ通う児童生徒のためにバス会社所有のバスを1台運行している、。支笏湖、新星、桂木から千歳中学校、緑小学校へ通うためのバス会社所有のバス1台の計6台の運行をしている。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>電気事業法による自家用電気工作物の保守・消防法による消防設備及び地下タンクの保守検査・浄化槽法による浄化槽の保守・機械警備等建物に係る必要最低限の保守業務で、学校運営上不可欠な事務事業です。</p>	<p>中学校の統廃合による学校数の削減に伴う経常管理費用の削減が考えられるが、地域のコンセンサスを必要とするなど多くの課題を有するため、短期間で統廃合達成は不可能。</p>	
<p>学校教育法により設置した学校施設の維持補修に係る事務事業であり、老朽化する学校施設に対する維持補修に係る費用は増加傾向にあることから、健全な教育環境を保持するためには必要不可欠な事務事業です。</p>	<p>中学校の統廃合による学校数の削減又は、老朽校舎・講堂の改築により維持管理費用の圧縮は考えられるが短期間で統廃合の達成の困難性や、改築に要する財源確保など新たな課題が生じる。事務事業費用の削減として、可能な限り施設係スタッフでの直営施行による対応を検討し外注の抑制を図る。</p>	
<p>学校施設に対して小規模修繕で対応ができない、比較的大規模な施設改修を目的とした事務事業であり、児童生徒の安全確保、教育環境の維持保全、学級数の変更や教育指導方法の変更に伴う施設改修などに対応したものであり、教育環境の保全には不可欠な事務事業です。</p>	<p>中学校の統廃合による学校数の削減又は、老朽校舎・講堂の改築により維持管理費用の圧縮は考えられるが短期間で統廃合の達成、改築に要する財源確保など新たな課題が生じる。</p>	
<p>日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度であることから安い掛金で厚い給付を受けることができ、国、学校の設置者及び保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度として、全国では小学生の99.9%、中学生の99.8%が加入している。学校教育現場に定着しており、廃止した場合、学校教育活動に影響が出ることや、保護者の負担が増加することから、廃止することは不可能である。なお、学校の設置者が負担している分については交付税にて措置されている。</p>	<p>共済掛金については、学校の設置者と災害共済給付契約の対象となる児童・生徒の保護者が負担することとなっている。当市では全児童生徒について災害共済給付契約を結んでおり、一般の児童生徒については半額を保護者負担としている。この保護者負担分は「掛金額の10分の4～10分の6の額」の範囲内で学校の設置者が定め徴収することができることとされており、道内でも折半としている市町村がほとんどであり、現在の負担割合は妥当であり見直しは難しい。また、現在保護者から掛け金を徴収していない要保護及び準要保護児童生徒について、保護者負担とした場合、市の負担は約36万円減額となるが、掛金の納入率が下がり本災害共済給付契約の加入率が低下するなど学校教育の円滑な実施に影響を及ぼす可能性があるため現状維持が妥当と考えられる。</p>	
<p>事業内容を目的別に更に細かく分解し、各学校に振り分けるものと、補助金の性格上、今一度見直しをかけなければならないものとを精査しなければならず、当会にとっては、従来よりも増して厳しい経費削減を伴うことで、教職員の自己啓発意識の低下が懸念される。</p>	<p>石狩管内における他市（恵庭・江別・北広・石狩）の補助内容を調査した結果、当市は、事業総額、補助率とも一番高いことが判明した。このことは、他市から比較し、研究意欲が高いと評価できる面もあるが、事業内容については、振興会とも協議のうえ優先順位を付し、かつ、取捨選択し、他市における平均補助率（71.93%）を基に、現行補助額から15%削減し、補助率約74%にするのが妥当であると考えられる。</p>	
<p>児童生徒の通学の手段及びその安全を確保することは、就学の機会の充実につながることから必要不可欠な事業である。僻地では学校の統廃合を行っているので校区が極端に広くなっており、スクールバスを廃止した場合、通学が出来ない児童生徒が出てくる。</p>	<p>遠距離通学者がいる限り、廃止することは出来ないが、路線の見直しや、バスとタクシーの併用により総額を減らす。また、複数年の契約を結び費用の削減を図る。</p>	

## 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	学校教育課	学校教育係	学校管理費	小学校就学援助業務		S31	58,681	49,661	就学費の負担が困難な家庭に援助することにより、児童・生徒の円滑な就学を確保する。	経済的理由によって就学困難な児童・生徒について給食費、学用品費等の援助を行う。近年の不況や母子家庭の増加により、児童生徒数は横ばいではあるものの援助対象家庭は増加傾向にある。
			学校管理費	教育振興バス借り上げ事業			5,317	5,317	プール学習や小規模校1校だけでは実施することが出来ない芸術鑑賞、発表会等を行うための児童生徒の移動手段としてバスを運行する。	プール学習、小規模校による合同の芸術鑑賞、文化センターで行う音楽発表会、普通学級と特殊学級の交流のための運行、特殊学級の訓練遠足のための運行。
			学校管理費	総合学習バス借り上げ事業			4,747	4,747	総合的な学習の時間を校内のみで行うには限界があるため、より良い授業を行うために校外において学習を行う必要があり、そのための児童・生徒の移動手段としてバスを運行する。	総合的な学習の時間において、学校内で行うことができない授業のためにバスを利用する。
			学校管理費	中学校就学援助業務			48,141	40,781	就学費の負担が困難な家庭に援助することにより、児童・生徒の円滑な就学を確保する。	経済的理由によって就学困難な児童・生徒について給食費、学用品費等の援助を行う。近年の不況や母子家庭の増加により、児童生徒数は横ばいではあるものの援助対象家庭は増加傾向にある。
			保健体育総務費	児童・生徒健康診断	×		20,940	20,940	児童生徒の疾病予防及び発見に努める。	学校医による診察を中心とし、学校保健法で定められた項目の健診を行っている。項目としては内科、眼科、耳鼻科、歯科、心臓、結核健診を行う。心臓健診では委託業者による心音心電図を行い、心音心電図及び事前調査票で要検討となった者は専門医による判定をうけ必要があれば精密検査を受ける。結核健診では学校医が全児童生徒分の間診票を振り分け、内科健診を行う。その中で、要検討者がいれば保健所長、結核の専門家、学校医の代表、学校長の代表、養護教諭の代表からなる対策委員会で精密検査の必要性を吟味する。
社会教育課	学習・文化振興係	社会教育振興費	社会教育課活動災害見舞金交付事業		S45	10	10	市民の社会教育活動に係る環境を整備することにより、活動の一層の活性化を図る。	教育委員会が主催する活動や社会教育関係団体が承認を受けて実施する諸活動に参加した市民が災害に遭遇した場合に見舞金を交付する制度である。近年、ボランティア保険等の各種保険制度が充実しつつある。なお、申請件数は、年数件である。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>学校教育法第25条、第40条により市町村は経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないこととなっており廃止は不可能である。</p>	<p>見直しをする場合、援助認定基準を高くし、支給額を抑制することが考えられるが、対象者の多くが母子家庭であるため支給対象者を絞り込むには効果が薄いと考えられる。援助を必要としている児童・生徒の就学機会を損なう恐れがあることから支給項目及び支給額の見直しは困難である。平成15年度の認定率は13.9%である。</p>	
<p>学習指導要領では、各学年で水泳をすることとなっており、プール授業を廃止することは出来ない。廃止した場合、学校にプールがない第二小、桜木小、泉沢小の約1600名の児童が水泳授業を実施することが出来なくなり、プール設置校と授業内容に不均衡が生じる。</p>	<p>回数の削減はプール設置校との不均衡が生じる為難しい。バスの単価を下げる取組を行う。</p>	
<p>総合的な学習の時間において学校外に移動するための費用であり、総合的な時間は各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する時間であり、また児童生徒の「生きる力」を育むためにも必要な時間である。その中で児童生徒が地域や社会に行き、見学や体験したりすることは必要不可欠であり、廃止した場合、総合的な学習の授業の幅が狭くなり、学校教育の質が低下する。</p>	<p>回数やバスの単価を下げることにより、縮減を図る。</p>	
<p>学校教育法第25条、第40条により市町村は経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、必要な援助を与えなければならないこととなっており廃止は不可能である。</p>	<p>見直しをする場合、援助認定基準を高くし、支給額を抑制することが考えられるが、対象者の多くが母子家庭であるため支給対象者を絞り込むには効果が薄いと考えられる。援助を必要としている児童・生徒の就学機会を損なう恐れがあることから支給項目及び支給額の見直しは困難である。平成15年度の認定率は14.8%である。</p>	
<p>学校保健法第6条学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行わなければならない。</p>	<p>学校保健法で実施が定められている事業であり、児童生徒の健康管理に関わる業務であることから廃止・縮小等は困難である。</p>	
<p>本事業は、社会教育活動の促進を目的に、市又は社会教育関係団体等が行う承認を受けた諸活動に参加した市民が災害に遭遇した場合に、障害等の程度に応じ30万円を限度に交付するものであるが、事業承認申請が年数件で、近年は平成12年度に1件交付したのみで他に交付実績はない。廃止による影響は小さいものと考えられる。</p>	<p>廃止した場合の一般財源削減額10千円(報償費での計上額)。</p>	<p>近隣他市では、現在、1市を除き同様の制度はない。廃止は、平成17年度から可能であり、交付規則等の廃止をもって事業終了することができる。今日では、本事業を代行する各種保険制度が充実しており、金額も1人数百円程度と安価であり、諸活動実施団体の負担としても大きな混乱はないと判断される。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	社会教育課	学習・文化振興係	青少年対策費	千歳青少年教育財団活動支援事業(水族館事業費補助)		H6	159,832	159,832	千歳川の自然を生かした自然学習・体験を通じ、青少年の健全育成、社会教育の普及促進を図ることを目的として、サケのふるさと館の運営を行っている。年間20万人前後の入館者があり、自然学習機会の充実が図られている。	サケのふるさと館の管理運営、サーモンフェスティバルなどの関連イベントを実施し、毎年多くの方に入館していただいている。経営の安定性を高めるためには有料入館者数を増加させる必要があり、リピーターの確保、施設のリニューアル等諸対策が課題となっている。また、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要となっている。
			青少年対策費	千歳市・指宿市青少年相互交流事業		H7	1,932	1,932	千歳市・指宿市の未来ある子どもたちの交流を通して、両市の友好関係のより一層の発展を目的とする。	小学6年生男女各8名を市内各小学校各1名づつ選抜し、夏に千歳市から指宿市へ3泊4日間で派遣し、ホームステイを通じて交流する。冬には指宿市から児童を受入れ、派遣時と同様にホームステイにより交流を行う。児童間の交流は深まるが、どのように学校や地域に交流の成果を広げていくかが課題である。
	スポーツ振興係	体育振興費	千歳市体育協会活動支援事業(補助金)		H5	16,613	16,613	千歳市におけるスポーツの普及・振興のために必要な事業を行ない健康の増進を図る。	千歳市は昭和45年に「スポーツ宣言都市」を行い「市民皆スポーツ」の視점에立ち、多岐にわたるスポーツへの参加機会の提供や、市民スポーツ活動に対する適切な指導・助言を行い、活発な市民のスポーツ活動を推進している。このために、各体育施設の管理や事業の推進にかかる諸経費を体育協会に補助している。	
		体育振興費	ちとせホルメンコーレンマーチ市民歩くスキー大会		S51	3,000	3,000	千歳市におけるスポーツの普及・振興のために必要な事業を行ない健康の増進を図る。	ちとせホルメンコーレンマーチ市民歩くスキー大会は、昭和51年から歩くスキーの普及促進を図り市民の健康増進のために本年度で28回開催されている。クロスカントリーの本場ノルウェーから駐日大使を毎年招き、参加者も市民はもとより全国より400名以上の参加者を迎え、歩くスキーを通じて選手の交流とノルウェー王国と友好親善を図っている。	
		体育振興費	千歳JAL国際マラソン		S55	2,850	2,850	千歳市におけるスポーツの普及・振興のために必要な事業を行ない健康の増進を図る。	千歳JAL国際マラソンは、昭和55年より本年度まで24回開催されている。毎年7,000人を超えるランナーが全国及び海外から参加され、水と緑あふれる支笏湖周辺の原生林や千歳川沿いの森林コースで健脚を競う北海道最大、全国でも有効規模の市民健康マラソンとなった。	
		体育振興費	学校・市営プール等運営管理事業		S34	31,075	12,741	学校プールを開設し、市民に広く開放することで健康増進につながり、また、学校の授業を通じて児童・生徒の水泳技術の向上及び健康増進が図られる。	現在、学校プール6箇所、市営プール5箇所、計11プールを開設し、平成15年度で45,823人の利用があり、その内28,655人が授業によるもので、一般の利用は、子ども15,009人、大人2,159人となっている。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>千歳サケのふるさと館は本年開館10周年の節目を迎え、空港所在地にあることから今や全国的にも知名度のある施設であり、また、海外、とりわけ台湾の観光客にも人気のある施設である。また、社会教育施設でもあり、財団として青少年の健全育成などの事業も担っている。千歳市の財産ともいわれるサケが千歳川に遡上してくるという自然環境や100年以上も続いている孵化事業の歴史を背景にして設立された館や運営組織である財団の廃止は、市内経済にも影響を及ぼすものであり、市民等への十分な説明責任が生じるものと判断される。なお、平成17年度にサーモンパーク公園に道の駅がオープン予定で、入館者増の要素もある。</p>	<p>他の組織との再編、統合については水族館の運営という特殊事業のため、適当な相手側は現状見当たらない。民間への移譲については館の敷地の所有者が千歳市と国(河川敷)であること、負債(借入金残高約645百万円)や職員の再雇用の問題、採算性などからみて、現在の経済状況のなかで引受けてくれる民間企業があるか、その可能性については期待できない。事業を継続するうえでの抜本的な見直しについては、現状の入館料収入と市補助金の枠組みのなかで、いかに入館料収入を増やすかで営業面で努力はなされている。経費の見直しでは、平成17年度に向けて2,000千円を削減予定である。</p>	<p>水族館の廃止となると、千歳市及び地下観察窓の所有者である国(北海道開発局)との協議の後、認可庁(北海道教育庁)への届出。廃止までの期間は現状不明。廃止に伴う課題は負債の処理、職員の再雇用、施設の再利用方法又は撤去など多々考えられる。道内他都市での状況では、網走市のオホーツク水族館の廃業(平成14年)があるが廃止のプロセス等の詳細は現在把握できていない。また、広尾町の水族館も来年廃止という情報がある。</p>
<p>本事業は、両市の小学6年生16人ずつが夏・冬に相互訪問し、ホームステイにより交流する事業であるが、廃止した場合、直接的には派遣・受入人員32人とホームステイ先家族約100人の人的交流と貴重な体験活動機会を失うこととなる。本事業は、姉妹都市交流事業の主要なものであり、千歳市独自の特徴ある青少年健全育成事業となっている。他の民間交流等も含め、強い絆でむすばれた都市間交流となっていることから事業廃止の精神的影響は大きい。</p>	<p>本事業は、事業規模の縮小は可能である。参加児童数の見直し等により、経費縮減等を検討する。</p>	<p>本事業は、姉妹都市提携を記念して始まった事業であり、また、現在の交流事業では主要なものであることから、全市的位置付としての事業ともいえるので、指宿市の意向も十分踏まえて検討する必要がある。</p>
<p>千歳市は、昭和45年に「スポーツ都市宣言」を行い市民皆スポーツの視念に立ち、多岐にわたるスポーツへの参加機会の提供や市民スポーツ活動に対する適切な指導・助言を行い、活発な市民のスポーツ活動を推進している。主な事業(平成15年度)として、各種スポーツ教室を幼児から高齢者までを対象に年間15教室133日開催し、3,794人の市民の参加がある。また、49団体、1,288人加入のスポーツ少年団の活動助成や指導者講習会等を実施している。今後も青少年の健全育成や高齢者の健康づくりや予防医学の観点から事業の廃止は市民に与える影響が大きい。</p>	<p>16年度に費用の見直しで大幅な削減を行い、現行の事業を継続するためには、これ以上の削減は困難である。教室開催種目、日数減等による縮減は現行の最低限のサービスすらも下回ることになり好ましくないの、参加料改定による収入増の適否を検討する。</p>	<p>廃止によりスポーツ振興にかかる事業のほとんどが社会教育事業から消滅することになりスポーツ人口の底辺の拡大、技術向上等の観点から現実的ではないが、市民等の対象者の理解が得られることは非常に難しい。</p>
<p>昭和51年から歩くスキーの普及促進と市民の健康増進のためにこれまで28回開催されている。参加者も市民はもとより道内一円から子供から高齢者まで400名程度が参加する。(うち市民150名程度)また、クロスカントリーの本場ノルウェーから駐日大使を毎年招へいしノルウェー王国と友好親善を図っている。廃止の場合は、友好親善都市間交流事業の主たるものを失うことになる。</p>	<p>平成15年度の場合、全体収入予算7,000千円で、市3,000千円、参加料830千円、協賛・広告2,150千円が主な内訳である。今後は市補助金、協賛・広告収入の減少傾向から判断して、参加負担金を上げなければ同規模の事業が遂行できない状況になっている。参加料の引上げを検討する。</p>	<p>本大会には昭和56年から駐日ノルウェー大使が招待され、これが縁で昭和63年からは、コングスベルグ市と友好親善都市になっているので廃止はこの点の配慮が必要となってくる。</p>
<p>千歳JAL国際マラソンは、昭和55年より24回開催されており、子供から高齢者まで道内外から毎年7,500人(うち市民2,400人、道内4,200人、道外900人)前後の参加がある。長い時間をかけ、全国規模のマラソン大会に育ててきたので今後も継続させたい特色のある事業である。この大会により千歳市の観光PRにも貢献し、宿泊施設も満室になる状況であり経済効果も高い。</p>	<p>平成15年度の場合、全体収入予算35,000千円で、市315万円、JAL700万円、寄付(広告)280万円、参加料21,500千円が主な内訳である。ここ数年寄付が集まりにくい状況であり、今後は次第に現状規模を維持することが難しくなってくるものと判断される。平成16年度に費用の見直しをしており、これ以上の削減は困難である。なお、参加負担金改訂による収入増を検討する。</p>	<p>JAL及び地元陸上連盟との協議が整った時点以降の廃止が可能だが、参加者からは良いコース、良い応接と評価され、また市内のボランティアも楽しみにしている事業なので惜しむ声は多いと思われる。</p>
<p>学校プールは、学校の授業を中心に利用され、授業に影響のない範囲で一般開放している。H15で授業は、28,655人、一般開放は、子供15,009人・大人2,159人、計45,823人の利用がある。この事業は開設期間の短縮により予算の縮減をはかることはできるが、老朽化により年々修繕の費用が膨らんでいく傾向にある。また、文部科学省学習指導要領では、「水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること」となっている。千歳市は全小学校が水泳授業を行なっていることから、学校にあるプールを廃止することは困難であり影響が大きい。</p>	<p>学校プールの運営は、その開設方法により縮減は図られる。開設期間短縮見直しにより縮減が見込まれる。削減額500万円</p>	<p>廃止にかかる問題点は小学校の授業との関わりであるが、多くの児童が授業を通じて泳げるようになっている事実からすると廃止は避けるべきである。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	社会教育課	スポーツ振興係	体育振興費	体育施設維持管理事業（委託料）		H5	202,371	200,715	千歳市におけるスポーツの普及・振興のために必要な事業を行なうと共に、千歳市の設置する体育施設の維持管理を行い、市民の健康・体力の増進と広く千歳市のスポーツの振興に寄与する。	千歳市は昭和45年に「スポーツ宣言都市」を行い「市民皆スポーツ」の視点に立ち、多岐にわたるスポーツへの参加機会の提供や、市民スポーツ活動に対する適切な指導・助言を行い、活発な市民のスポーツ活動を推進している。このためにスポーツセンターや総合武道館などの屋内施設、市民球場や青葉陸上競技場、サッカー、テニスコートなどをはじめとする多種多様な体育施設の維持管理を千歳市体育協会へ委託している。
	学校給食センター	給食センター業務係	給食センター費	学校給食事業に係る衛生管理事業	×	S39	11,825	11,825	給食関係職員の検便検査業務、給食調理等により生じる廃棄物処理並びに汚泥処理等の各種業務を外部委託することにより、コンプライアンスに沿った給食事業を展開している。	給食調理、配送及び配膳業務に従事する職員の腸管系法定伝染病陽性者の発見・除外を目的とした検便検査、給食の残菜や汚泥処理等を専門業者に外部委託している。
			給食センター費	学校給食調理事業	×	S39	29,656	29,656	義務教育諸学校の設置者の任務とされる（学校給食法第4条）学校給食を実施することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与することを目的とする。	学校給食法第2条に規定する「学校給食の目標」を実現するため、市内28校の小中学校の児童生徒に栄養バランスを考えた衛生的でおいしい給食を提供しているが、設備機器類が経年による故障が頻発しており、修繕や機器更新のための費用が通増している。
			給食センター費	学校給食配膳事業	×	S42	33,099	33,099	児童及び生徒の喫食時間を十分に確保し、食育による成長を促進する。	給食センターから各校へ配送される給食物品等を限られた時間内で迅速に配膳するとともに、給食終了後の食器・食缶等の返却についても一定時間内に処理する必要があることから、小規模校を除く市内21小中学校に給食配膳員38名及びその代替職員7名を配置している。
			給食センター費	学校給食配送事業	×	H5	61,757	61,757	学校給食センターと市内28校の小中学校間の給食配送と給食終了後の食器・食缶等の回収業務を民間運送業者に委託している。	学校給食を安全、迅速に、かつ衛生的な状態で各小中学校に配送するとともに、給食終了後は食器・食缶類を回収する事業であり、民間運送業者に業務委託している。
千歳公民館	公民館係	公民館費	公民館教室		H13	6,980	6,980	生涯学習の推進及び市民の学習が出来る機会と場の提供。	公民館、文化センター、市民ギャラリーの3施設において昼と夜43教科の教室を開講、820名が受講している。パソコン、英会話、エアロビクス等の市民要望の高い教室とお茶、お花等の低い教室等の受講者数の差がある。講師の高齢化。多様な教科に対応出来る講師の確保。	

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>屋内・屋外施設の維持に要する費用である。利用延人数は全施設合わせ45万人程度。市外者からも注目され利用されている陸上競技場・武道館は誘引効果も大きく市内宿泊施設等の経済効果も認められ現状維持すべきである。他の施設も他類似都市に比べ著しく均衡を欠くような過大な施設規模でないことから現状を維持すべきである。</p>	<p>現状の維持管理に必要な費用は、16年度に大きく削減しておりこれ以上の削減は難しいが、今後も必要な見直しを行っていく。16年度は施設使用料の一部見直しを図っている。なお、休館日の増等によるコスト削減はサービスの低下を招く要素のある手法であり好ましくないと判断される。</p>	<p>スポーツ人口がある以上、施設は必要であり、民間施設の発達していない状況での廃止は検討課題になりにくい。</p>
<p>教育基本法第1条における教育の目的を実現すべく学校給食法が制定され、学校給食法第4条によって学校給食の普及充実が図られている。</p>	<p>学校給食の衛生管理を徹底するうえで、当事業の縮減並びに予算削減は困難である。しかしながら、現在の残菜処理設備を廃水塵芥処理機能を備えたものに改修することにより、ランニングコストの削減が見込まれるため、今後費用対効果を考慮した設備改修を検討していく。</p>	
<p>教育基本法第1条における教育の目的を実現すべく学校給食法が制定され、学校給食法第4条によって学校給食の普及充実が図られている。</p>	<p>事業経費のうち、修繕経費については、各種機器類の経年劣化等による増が避けられないため、予算の縮減は困難な情勢であるが、今後ともコスト意識に基づく調理業務全般の見直しを行い、予算削減に努めていく。</p>	
<p>教育基本法第1条における教育の目的を実現すべく学校給食法が制定され、学校給食法第4条によって学校給食の普及充実が図られている。</p>	<p>当事業経費の殆んどが人件費であり、現行の直営方式では予算削減が困難な情勢であるが、コスト意識に基づいた業務の見直しにより、予算削減の方策等を検討していく。</p>	
<p>教育基本法第1条における教育の目的を実現すべく学校給食法が制定され、学校給食法第4条によって学校給食の普及充実が図られている。</p>	<p>平成5年度から民間委託により経費節減を図り、本年度からは5年間の複数年契約方式を導入して一層の経費節減に努めているため、現時点における予算縮減は困難な状況である。</p>	
<p>H17年度は、文化センターリニューアル事業もあり、公民館教室を縮小せざるを得ない。</p>	<p>代替施設を措置しない限り当面は不可欠事業に該当するが、いずれにしても公民館自体が老朽化し内外とも整備、改修が必要となり、修繕費、維持費等に係る経費は増となる。しかし、防衛事案の建物であり、必要最低限の修繕を施し、人件費の削減方法として館長の兼務発令、受講料の値上げ並びに使用料減免規定の見直し等を計る。</p>	<p>公民館教室の削減縮小には、市民や社会教育団体等への説明が必要となる。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	千歳公民館	公民館係	公民館費	公民館管理等委託業務		S46	9,681	9,681	公民館の清掃・受付業務等による学習環境の清掃整備が図られる。	清掃・受付業務を会社に委託。平成15年度は委託会社の社員2名パート2名、平成16年度パート1減。受付業務：平日午後4時30分～午後10時30分。
	図書館	図書館事業係	図書館費	図書館施設管理事業	×		28,237	28,237	図書館の冷暖房・照明などの電気料・機器の修繕・館内の清掃・移動図書館車の管理・消耗品の管理等図書館を維持管理する上で必要な事業です。	清掃や警備を始めとする各種委託業務や電気料などの光熱水費の経費また、施設の修繕など事業を推進する上で欠くことのできない事務です。
			図書館費	図書管理事業	×	S63	3,104	3,104	図書館情報システムを適正に管理し、機器の保守管理等を行うほか、データと実際の書架の状態を蔵書点検や督促業務によって管理するものです。なお、図書館情報システムは貸出・返却・予約などの業務を電算機により処理する図書館の運営に必要不可欠な機器です。	図書管理事業は、図書館情報システムを適正に管理し、データと実際の図書を蔵書点検・督促業務で管理します。平成17年度には7年目を迎える情報システムについては老朽化・摩耗故障のおそれがあるため平成17年度のシステム更新に合わせてインターネット予約・携帯電話予約検索に対応したシステムとし市民サービスの向上に努めます。
		図書館奉仕係	図書館費	図書館奉仕事業	×	S37	21,525	21,525	図書、雑誌、視聴覚資料等、幅広い分野の資料を多数揃えることで、幼児・児童の情操教育や調べ学習、一般の調査研究・生涯学習及びレクリエーションまで、様々な文化活動に広く応えている。また、郷土に関する資料を収集保存し市民に提供することは、地域に対しての理解、関心を高める。	・図書、雑誌、視聴覚資料等の中から、市民の需要が見込まれる資料や、後世に残していくことが望ましいと思われる資料を収集していく。・主に千歳市に関する過去の出版物等の郷土資料を、収集保存する。発注できる機会は限られていると共に、高額な場合も少なくないので、新刊以上に慎重な検討、選択を要する。郷土に関する資料の保存は、市民はもちろん、外部からの期待も高い。
	市民文化センター	文)管理係	市民文化センター費	文化センター運営業務		S59	52,956	26,977	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供することを目的として、市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進を図る。年々利用が増加していることから、芸術文化活動に対する貢献度が高く、今後施設の優位性をさらにピーアールし利用者のニーズを把握する。	施設提供として、ホール(大ホール、中ホール)、控室、研修・会議室等(リハーサル室、調理教室、美術工芸室、陶芸教室、視聴覚教室、大会議室、中会議室、小会議室等)を貸し出すために、利用者に対して良好で安全性な施設提供を行なっている。多様化する市民ニーズに即応した施設管理の難しさがある。築20年が経過し、施設が老朽化が進んでいることから、市民ニーズに対応したリニューアルが大きな課題となっている。
			市民文化センター費	市民文化センター空調設備運転保守等委託業務		S59	24,434	24,434	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供することを目的として、市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進を図る。年々利用が増加していることから、芸術文化活動に対する貢献度が高く、今後施設の優位性をさらにピーアールし利用者のニーズを把握する。	施設提供者として、施設内全館を快適に利用してもらうため、空調設備運転・保守業務、電気設備保守業務、給排水衛生設備保守業務、環境衛生管理業務、ばい煙量等測定業務、高圧受電設備継電器試験業務及び法令点検を含む業務を実施している。特に市民利用の大規模施設であることから、各設備の各施設の経年劣化状況及び各装置毎の特性等を十分に把握し、故障発生時及び緊急を要する事態に迅速かつ確実な対応が要求されることから、施設を運営管理する事での課題でもある。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>施設を管理する事業であり必要な事業である。</p>	<p>清掃業務で見直し等を図る。</p>	<p>見直しにより管理運営を徹底し、継続していくこととする。</p>
<p>文部科学省告示第132号では図書館法（昭和25年法律第118号）第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めております。平成13年7月18日から施行 公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務であります。住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務であります。以上のことから図書館は千歳市においても維持しなければなりません。図書館施設管理事業とは光熱水費や清掃業務・警備業務などの図書館の施設を管理する基本的な事業であり必要不可欠な事業です。</p>	<p>施設維持のためには、光熱水費・警備業務・清掃業務などの必要不可欠な経費があり、平成16年度には館内貸し鉢供給業務の廃止や清掃業務の複数年契約に伴い清掃業務の経費の節減を行うなど事業経費を見直している。</p>	
<p>文部科学省告示第132号では図書館法（昭和25年法律第118号）第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めております。平成13年7月18日から施行 公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務であります。住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務であります。以上のことから図書館は千歳市においても維持しなければなりません。図書館管理システムとは情報機器による図書管理システムの維持や蔵書の管理等図書館の必要不可欠な事業です。</p>	<p>図書管理のための情報機器は昭和62年度に導入し、最近の更新は平成11年度です。既に5年を経過し機器の消耗が激しく、また近年の情報機器の著しい普及に対応できないため、機器を更新しインターネットや携帯電話予約に対応するシステムを導入する。経費はハードウェア等の低価格化により、平成11年度以降のリース料より低価格で機能が向上するものであり、システム賃借料については、平成17年度より5年間の債務負担行為済みであります。</p>	
<p>文部科学省告示第132号では図書館法（昭和25年法律第118号）第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めております。平成13年7月18日から施行 公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務であります。住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務であります。以上のことから図書館は千歳市においても維持しなければなりません。図書館奉仕事業とは必要な図書の購入やカウンター業務やリファレンス業務を含んでおり図書館運営には必要不可欠な事業です。</p>	<p>利用者数や利用冊数は年々増加傾向にあり、全道的に見ても常に上位に位置する利用をいただいている。こうした中において、カウンター業務を始めとして、市民サービスの低下を来さぬ運営に努める必要がある。</p>	
<p>文化センターは開基100年記念事業として、市民がひとしく参加し利用でき後世に残ることができるもので、社会教育、芸術文化の振興を中心に市民の芸術文化の振興に対する機運の醸成、創作鑑賞発表の拡充と各団体活動の推進を目的として建設され昭和59年4月にオープンした。平成15年度までに5,078千人が利用し、年平均254千人の市民が利用している。将来廃止をした場合は、月平均22千人の市民利用者が芸術文化振興活動の機会と発表の場所が失われるとともに、内外にちとせの芸術文化発信の拠点としての機能が失われ、市内に類似施設もなく文化都市としての大きな損失につながることから、管理の合理化などにより今後とも継続していくことが必要である。</p>	<p>市内には、大ホールを有する類似施設がなく市民団体等が代替施設を利用出来ないことから、文化芸術活動と発表の機会を失うことになり、ちとせの文化芸術の醸成と高揚が低下するとともに、舞台芸術関連産業の振興が妨げられる。防衛庁の補助事業により建設しており、廃止・休館により施設を利用を止めることは、補助金交付目的から難しい。試算すると、年間約1億6千9百万円(H15年度決算額)の財源持出し分の削減となるが、今後とも文化芸術活動振興と文化発信施設として管理運営を縮減・見直しにより継続していくこととする。</p>	<p>道内に公立の文化会館等が64館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事により機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管を徹底し継続していくこととする。</p>
<p>施設提供者として、利用する市民に対し快適かつ安全な環境で利用してもらう上では、必要不可欠業務である。</p>	<p>快適かつ安全に利用してもらうために、廃止や経費削減は難しいが、将来施設の民間等への管理運営を委託した中で縮減をしていくこととし、単独での削減は難しい。</p>	<p>道内に公立の文化会館等が64館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事により機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管理を徹底し継続していくこととする。</p>

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	市民文化センター	文)管理係	市民文化センター費	市民文化センター清掃委託業務		S59	15,058	15,058	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供のため、施設内(建物の外周を含む)を快適に利用してもらうため、日常と特別清掃業務を実施している。市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進が年々利用が増加していること、市民等などから、行き届いた清掃だといわれており、清掃の効果が達成されている。	施設提供者として、施設内全館(建物の外周を含む)を快適に利用してもらうため、館内外の日常と特別清掃業務を実施している。特に市民利用の大規模施設であることから、各施設毎の多種の材料等に適した清掃方法により念入りな清掃が必要であり、市民等などから、行き届いた清掃だといわれており、芸術文化施設の業務の特質上からこうした清掃を維持する事が課題でもある。
			市民文化センター費	市民文化センター警備委託業務		S59	10,358	10,358	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供のため、施設内(建物の外周を含む)を快適に一般市民等の利用に供する施設として特質上、安全管理及び警備体制を日常から業務を実施している。市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進が年々利用が増加していることから、警備業務の効果が達成されている。	施設提供者として、施設内全館(建物の外周を含む)を快適かつ安全に利用してもらうため、館内外の常駐警備と機械警備業務を実施している。主な業務の概要は、火災、盗難等事故の発見及び初期処置。館内及び外構を適宜巡回警備。各室の施錠の確認及び出入口等の施錠。機械警備による不法侵入、盗難、火災等の発見及び初期処置。自動警報機の保守管理等である。特に市民利用の大規模施設であることから、警備は重要であり、市民等などが安心して利用出来る施設管理をしており、芸術文化施設の業務の特質上からこうした警備を維持する事が課題である。
			市民文化センター費	市民文化センター舞台等管理委託業務		H11	22,721	22,721	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供のため、舞台(大・中ホール)を舞台技術専門職員(業者)の常駐により、出演者や鑑賞する市民へ、優れた舞台を提供する。快適にかつ安全に一般市民等の利用に供する施設として特質上、舞台の安全管理及び優れた舞台提供業務を日常から管理等実施しており、市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進が年々利用が増加している。	施設提供者として、施設内の舞台を快適かつ安全に利用してもらうため、大・中ホールに設備されている各施設並びにコミュニティ施設の視聴覚室及びプラネタリウムに関する機器の円滑な運用と設備維持管理業務を実施している。主な業務の概要は、主催者との催物事前打合せ、舞台・音響・映写等の仕込み及び進行操作、ホール付帯設備の管理等、プラネタリウムの企画・番組制作・取扱指導及び団体投影等、コミュニティの各室音響・照明設備の仕込み・機器操作、付帯設備の管理・設備点検整備等である。
			市民文化センター費	市民文化センター自主文化事業		S59	11,645	11,645	市民が豊かな感性を磨き、情操を高め、潤いと文化的豊かさに満ちた生活を育むため、優れた芸術・文化に触れる機会の充実と市民が積極的に文化事業に参加する意識の高揚を図る。芸術文化の香り高い街を創造するため、市民や芸術文化団体において積極的な芸術文化活動の啓蒙が行なわれており、市民・社会教育団体等への貸し出しによる利用促進が年々利用が増加している。	自主文化事業として、優れた芸術文化にふれ親しむための舞台等の鑑賞事業を「ミュージック・アベニュー」、「バラエティー」、「市民演劇鑑賞」、「ちとせ市民寄席」等を主催事業として企画し公演を実施している。教育委員会の主催事業であることから、民間で催されているもの以外で、特に市民への芸術・文化的なジャンルの選定と一流アーティストの招聘及び公演料金が課題である。
			市民文化センター費	市民ギャラリー運営業務		H7	11,119	10,155	市民ギャラリーを利用する市民等が、施設を適正で安全にかつ施設機能を十分活用することで、芸術文化活動の促進を図る。利用する市民等が、施設を適正で安全に利用することにより、芸術文化活動の促進が図られる。	施設提供として、展示ホール、研修室を貸し出すために、利用者に対して適性で安全な施設提供を行なっている。優れた芸術文化にふれ親しむため、多様化する市民ニーズに即した施設管理の難しさがあり、施設を民間から購入して10年目であることから、展示ホールの見直し等が今後の課題である。
			市民文化センター費	市民文化センター音響・照明設備リース業務		H9	54,882	54,882	芸術文化活動の拠点としてより良い施設提供のため、舞台(大・中ホール)で優れた芸術性のある高度な音響・照明設備による舞台演出を図る。高度な舞台演出を提供することにより、出演者や鑑賞する市民へ、優れた舞台鑑賞を提供できる。	施設提供者として、施設内の舞台演出を快適かつ優れた音響・照明効果等を利用してもらうための設備機器等の設置運用を実施している。平成9設年度設備を設置し平成18年度で10年経過することから、以降は設備の老朽化状況や修繕等による継続利用の検討が課題である。

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
施設提供者として、利用する市民に対し快適な環境で利用してもらう上では、必要不可欠業務である。	快適に利用してもらうために、廃止や経費削減は難しいが、将来施設の民間等への管理運営を委託した中で縮減をしていくこととし、当面は清掃の内容を再度見直しすることで削減は可能である。	道内に公立の文化会館等が64館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事でより機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管理を徹底し継続していくこととする。
施設提供者として、利用する市民に対し快適かつ安全な環境で利用してもらう上では、必要不可欠であり、防災等の迅速かつ確実な対応が求められる業務内容となっている現状から廃止は難しい。	快適かつ安全な環境で利用してもらうために、廃止や経費削減は難しいが、将来施設の民間等への管理運営を委託した中で縮減をしていくこととし、当面は警備の内容を再度見直しすることで削減は可能である。	道内に公立の文化会館等が64館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事でより機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管理を徹底し継続していくこととする。
施設提供者として、利用する市民に対し舞台を快適かつ安全な環境で利用してもらう上では、必要不可欠であり、舞台等利用するうえでの迅速かつ確実な対応が求められる業務内容となっている現状から廃止は難しい。	快適かつ安全な舞台環境で利用してもらうために、廃止や経費削減は難しいが、将来施設の民間等への管理運営を委託した中で縮減をしていくこととし、当面は委託内容を再度見直しすることで削減は可能である。	道内に公立の文化会館等が64館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事でより機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管理を徹底し継続していくこととする。
文化センターが昭和59年4月のオープン当初から、大・中ホールにて市民を対象としたコンサート・演劇・ワークショップ・寄席・映画などを自主事業として年平均6事業程度を企画実施してきた。このことにより、市民団体等が実施できない舞台芸術を始めクラシックコンサート等を提供することで、市民の芸術文化振興の底辺の拡大に貢献してきた。今後自主事業が廃止となれば、近隣の札幌市などへ足を運ぶことになり、鑑賞の機会が減少する。また、民間での開催は公演内容の対象人口と座席数の問題から文化センターでの催し回数が少ない現状にあり、市民に対する文化芸術の鑑賞機会が大きく失われることが予想される。	文化センターを休・廃止した場合は、市内で大ホールを有する類似施設がなく市民が文化芸術鑑賞の機会を失うことになる。例えば文化センターが存続したとしても、民間での公演が少ないことから自主事業を廃止した場合は、安価で入場できる文化芸術鑑賞の機会がなくなるとともに、ちとせの文化芸術の醸成と高揚が低下する。自主事業を廃止に伴う事業費試算では、年間約10,287千円(H15年度決算額)の財源持出し分が削減となるが、他の団体等が実施するまでに育っていない状況を考えて、精査した事業企画等により継続実施が必要である。	道内に公立の文化会館等が65館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事でより機能を充実したものとして利用されている現状にあり、自主事業を実施していない施設は、現在14館となっている。今後、事業の効率化した企画運営として縮減・見直しにより継続していくこととする。
平成7年にオープンし、過去5年間の年間利用者数は平均31,488人で平均件数は1,108件となっております。廃止した場合は、月/92件・2,849人の利用団体等の展示・研修の機会が失われる。市内にはギャラリーと同程度の類似施設はなく、限られた小さな展示施設はあるものの、同程度のギャラリー機能をカバーすることが実質不可能となる。これまで市内で文化芸術活動家の創作と発表機会が失われるとともに、市民の鑑賞機会の減小につながり、ちとせの文化都市として大きな損失につながることから、管理の合理化などにより今後とも継続していくことが必要である。	市民ギャラリーを休・廃止した場合は、市内にギャラリー機能を有する同程度の類似施設がなく、市民団体等が他施設で同じ規模の展示が出来なくなる。廃止することで、これまでどおりの展示会を開催する機会を失うことになり、ちとせの文化芸術の醸成と高揚が低下するとともに、文化芸術関連産業の振興が妨げられる。市民ギャラリーを廃止に伴う管理経費の試算では、年間約10,102千円(H15年度決算額)の財源持出し分が削減となるが、市民が利用する代替施設がない状況から考えて、管理運営の縮減・見直しにより継続することとする。	道内には、公立のギャラリー単独施設の設置が少ない状況にあり、千歳の市民ギャラリーの評価が高い。市内の利用団体等の利用状況を見ると、今後運営管理の縮減・見直し等により継続していくこととする。
施設提供者として、利用する市民等が、舞台上で快適かつ演出効果を高度に利用してもらうことから、舞台上での迅速かつ確実な舞台演出業務の対応が求められる上では、必要不可欠業務である。	快適かつ確実な舞台環境で利用してもらうために、廃止や経費削減は難しいが、将来施設の民間等への管理運営を委託した中で縮減を検討する。当面は平成18年度でリース事業が完了することから、平成19年度以降はリース事業が発生しない。	道内に公立の文化会館等が65館設置されており、これまで閉館及び休館した施設等もなく、逆にリニューアル改修工事でより機能を充実したものとして利用されている現状にある。今後、縮減・見直しにより運営管理を徹底し継続していくこととする。

## 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

部名等	課名	係名	目名	事業名	廃止可否	事業開始年度	H16予算額	一般財源	事業の目的・効果等	事業の概要・課題等
教育委員会	温水プール施設	温水プール管理係	体育振興費	温水プール管理業務		H10	80,251	80,251	温水プールに来る人に対し、安全・快適にプールを利用してもらおう。また、スポーツの振興のため、水泳に興味がある市民に対し、普及・促進をする。	各種水泳講習会、水泳イベント開催、施設維持管理、監視・受付など
	研修センター	研修センター管理係	青少年研修センター費	支笏湖青少年研修センター運営業務			7,607	3,071	大自然の中で、宿泊・共同生活を通じて、心身共に健全な青少年を育成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置されたもので、団体の宿泊訓練に提供している。	青少年団体等に、集団宿泊訓練のため施設及び設備を提供し、訓練の目的を達成するために支障がないよう指導助言を与えたり、安心して宿泊できるよう管理業務をする。施設の老朽化及び利用者確保が課題である。
			青少年研修センター費	支笏湖青少年研修センター食事供給委託業務			3,525	3,525	施設を利用する団体の宿泊者に、朝食、昼食、夕食を施設内の厨房で調理した暖かい食事を提供する。	給食業務の業者と委託契約をし、宿泊者に弁当ではなく、調理をした暖かい食事を提供する。
G 総合計				333			11,470,185	9,209,361		

# 全庁的特定項目『見直し対象事業』一覧

「不可欠(廃止不可)事業とした場合は法令等の根拠」又は「廃止可能事業の場合は、廃止による影響度等」	「不可欠(廃止不可)事業又は廃止可能事業の縮減方法及び一般財源削減額等」	廃止可能事業の廃止までの手続き、最低限の必要期間、廃止に伴う課題、全国・全道他都市の事業実施状況等
<p>1.この施設は、新千歳空港24時間を巡る地域振興策の一環として、北海道・千歳市・地域住民との合意に基づき設置された経緯があるので廃止する場合、この三者の賛成が得られるか疑問である。また、補助金等の返還が必要となる。2.医療費抑制や疾病予防改善及び健康増進のため等含めてプール利用者が年間(15年度ベース)8万5千人余りもいる現況を考えると(今後も利用者増の傾向にある)廃止するとその影響は大と考える。</p>	<p>市民の健康増進を図るため、必要な施設であり、廃止は難しいが、将来施設の運営管理について「委託制度」に代わる「指定管理制度」の導入をし、委託業務を統合し、効率的な運用を図る。経費の削減は可能である。</p>	<p>新千歳空港24時間運用に伴う地域の合意を得ており、地域住民の理解が必要。また、北海道への補助金の返還も必要となる。</p>
<p>現状では大改修、使用料値上げは困難であり、また急激な利用者増も見込めない。年間歳入約500万円に対し、経費は約3,000万円の状況である。市内の年間利用者約1,900人に影響はするが、近隣市でリニューアルした施設が利用でき代替が可能であることから、廃止は止むを得ない。</p>	<p>道から派遣されている社会教育主事の任期がH18年度までである。第1・2種非常勤職員(管理人)が2組いて、採用条件で残り3年と5年である。H17年度の「仮予約」を若干受入れしている。</p>	<p>建物の解体費用の算出、土地の返還手続き、市道の廃止手続き等がある。</p>
<p>宿泊業務と一体であり、利用者に食事の提供ができなくなる。</p>	<p>単年度契約であり、特に問題はない。</p>	<p>特になし。</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>

